

第 1 回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成19年第 1 回幕別町議会定例会

(平成19年 3 月 2 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条, 第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 1 号 幕別町国民保護計画について
- 日程第 5 議案第 2 号 平成19年度幕別町一般会計予算
- 日程第 6 議案第 3 号 平成19年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 4 号 平成19年度幕別町老人保健特別会計予算
- 日程第 8 議案第 5 号 平成19年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 6 号 平成19年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第10 議案第 7 号 平成19年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第11 議案第 8 号 平成19年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 日程第12 議案第 9 号 平成19年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成19年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 平成19年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第21号 幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 日程第16 議案第12号 平成18年度幕別町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第17 議案第13号 平成18年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第18 議案第14号 平成18年度幕別町老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第19 議案第15号 平成18年度幕別町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第20 議案第16号 平成18年度幕別町簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第21 議案第17号 平成18年度幕別町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第22 議案第18号 平成18年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第23 議案第19号 平成18年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第24 議案第20号 平成18年度幕別町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第25 議案第26号 指定管理者の指定について
- 日程第26 陳情第 1 号 「JR 不採用問題の早期解決を求める意見書」の提出を求める陳情

会 議 録

平成19年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成19年3月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月2日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (29名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏 5 草野奉常
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 助 役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男
農業委員会会長 上田健治 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄
教育部長 水谷幸雄 札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美
総務課長 川瀬俊彦 糠内出張所長 中川輝彦 企画室参事 羽磨知成
福祉課長 米川伸宜 保健課長 久保雅昭 町民課長 田村修一
地域振興課長 姉崎二三男 保健福祉課長 野坂正美 経済課長 飯田晴義
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一

議事の経過

(平成 19 年 3 月 2 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（本保証喜） ただいまから、平成 19 年第 1 回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、6 番岡田議員、7 番中村議員、8 番大坂議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（本保証喜） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 3 月 16 日までの 15 日間といたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 3 月 16 日までの 15 日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第 135 条の 2 第 3 項の規定による例月出納検査及び地方自治法第 199 条第 9 項の規定による定期監査及び行政監査報告書が議長宛に提出されていますので、お手元に配付してあります。
次に、去る 2 月 22 日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成 19 年度十勝町村議会議長会の事業計画が、別紙のとおり決まりましたので配付してございます。後刻御覧いただきたいと思えます。
この際、暫時休憩いたします。

10:02 休憩

10:08 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[行政報告]

○議長（本保証喜） 日程第 3、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成 19 年第 1 回町議会定例会が開催されるに当たり、日ごろより町政各般にわたってお寄せいただいております議員各位の温かい御指導・御協力に対しまして心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきまして御報告をさせていただきます。

さて、本年は統一地方選挙の年に当たり、本町におきましても町長・町議会議員選挙が執行されま
す。私も、平成 15 年 5 月に 2 期目の町政の執行を担わせていただいてから、早いもので 4 年の任期が
終わろうといたしております。この間、長期にわたり低迷を続ける経済状況、本格的な少子高齢社会
の到来、社会・経済全般にわたる構造改革や行財政改革、さらには地方分権など時代の潮流が大きく
変化する中で、山積する町政の諸課題に全力で取り組み、全力で駆け抜けた 4 年間であったと実感い
たしております。

特に、最大の行政課題でありました町村合併につきましては、合併前の両町村の将来を左右する大
きな問題でありましたが、各般にわたる協議も順調に進み、十勝管内では唯一の合併が成就し、新し
い「幕別町」の誕生を実現することができました。合併問題を始め、これまで町政の諸課題に組み
込むことができましたのも、一重に町民の皆様を始め議員各位の温かい御指導、御協力の賜物と心から
感謝とお礼を申し上げる次第であります。

以下、当面する町政の執行につきまして御報告をさせていただきます。

はじめに、地方財政対策について申し上げます。

平成 19 年度の国の予算は、「歳出・歳入一体改革に向けた取組、成長力・競争力の強化、安全安心
で柔軟かつ多様な社会の実現」を「新たな挑戦の 10 年」における三つの課題とした「経済財政運営と
構造改革の基本方針 2006」いわゆる「骨太方針 2006」に基づき編成が行われたものであります。

地方財政計画におきましては、国の予算と歩みを一つにして、大きく「歳出の抑制」が示され、そ
の結果、地方財政計画における予算規模は、83 兆 1,300 億円となり、前年とほぼ同額が確保されたと
ころであります。歳入におきまして大きなウェイトを占めます地方交付税につきましては、総額で
15 兆 2,000 億円となり、前年度比 7,000 億円の減、率にいたしまして 4.4%の減となっております。

国の予算編成段階で地方交付税をめぐる議論が行われ、国は「特例減算」を求め、これに対し地方
は強く反発し、最後は現行通りとなったという経緯もあり、地方にとりましては、今後とも厳しい状
況が続くものと予測されるところであります。

次に、厳しい地方財政状況を踏まえ、編成いたしました平成 19 年度予算の概要について申し上げます。
なお、本年は、地方統一選挙の年に当たりますことから、当初予算は骨格編成となっており、選
挙後に、いわゆる政策予算などの肉付けがなされるものであります。骨格予算としながらも、昨今
の経済動向や雇用の状況、あるいは工事等の完成時期の関係などを考慮いたしまして、継続事業など
の事業予算につきましては、できる限り当初計上をさせていただいております。

平成 19 年度一般会計予算は、137 億 5,524 万 2,000 円となり前年度対比 12.4%の減、額にいたしま
して 19 億 4,256 万 5,000 円の減となっております。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計など 8 特別会計と水道事業会計を合わせました 9
会計で、総額 111 億 1,856 万 8,000 円となり前年度対比 2.3%の増、額にいたしまして 2 億 5,143 万
1,000 円の増となっており、これら一般会計と特別会計等の総額では、248 億 7,381 万円となり、前年
度当初予算に比べ 6.4%の減額となっております。

それでは、はじめに一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費であります普通建設事業費等につきましては、18 億 3,076 万 4,000 円と前年度と比較い
たしまして 17 億 5,458 万円の減、率にいたしまして 48.9%の大幅減となっております。これは、
平成 18 年度に実施いたしました道の駅忠類建設事業や北栄近隣センター建設事業、地域イントラネッ
ト整備事業など大型事業の終了と国営土地改良事業償還金の繰上償還 7 億 8,709 万 5,000 円などの減
が主な要因であります。

次に、一般会計にかかわります財源措置について申し上げます。

主要財源であります地方交付税につきましては、先に申し上げましたように、地方財政計画に示さ
れました総額が前年比 4.4%の減額となっており、予算計上に当たりましては、これまでの交付実績
等を勘案し、前年度確定額のマイナス 4.4%をもって計上いたしましたところであります。

町税に関しましては、町民税におきまして税制改正が行われ所得税と住民税の比率が変わりました

ことから、町税全体では前年度当初予算額の 5.3%の増を見込み、計上いたしております。

基金繰入金につきましては、6億6,974万1,000円となり前年度比約2億円の減となりましたが、国営かんがい排水事業償還金の繰上償還分7,100万円やルールに基づく繰り入れ約7,000万円などを除いた約5億3,000万円が予算編成当初における財源不足額となり、財政調整基金などから繰り入れるものであります。

また、地方債につきましては、16億2,810万円の計上で、前年度対比40.9%の減となっております。前段申し上げました、大型事業の終了に伴います普通建設事業費の減によるもの、及び各種事業の厳選化により後年度の財政負担にも配慮いたしたことによるものであります。

以上、予算概要につきまして申し上げましたが、引き続き非常に厳しい財政運営が強いられることが予想されますので、職員共々一丸となって、限られた財源の中で住民福祉の向上を始め、魅力あるまちづくりに努めていかなければならないものと考えております。

次に、帯広圏地方拠点都市地域基本計画の変更について申し上げます。

帯広圏地方拠点都市地域につきましては、地方拠点法に基づき、帯広市・音更・芽室・幕別町の1市3町で構成し、平成5年に指定を受け各種施設整備を進めてきたところであります。

当初の指定期間は10年間であり、市町村合併などの動きにより暫定的に平成18年度まで延長されていたところでありますが、昨年9月に本町の合併に伴う指定地域の変更が認められましたので、平成19年度からおおむね10年間の指定期間の延長に向けて、現在、基本計画の見直しについて北海道と協議をいたしているところであります。

見直しの内容につきましては、帯広市においてのエリアの拡大等の変更がありますが、3町においては計画自体に大きな変更はなく、圏域を取り巻く諸情勢の変化や関連事業の進捗状況、現計画の検証結果などを踏まえた文言の整理が主でありまして、本年度中に指定期間の延長が認められる予定となっているところであります。

次に、十勝愛育園の閉園について申し上げます。

十勝愛育園につきましては、先の第4回定例会におきまして十勝愛育園設置条例を廃止する条例の可決を頂いたところでありますが、その後、帯広市との協議によりまして、在園中の3名の児童のうち、帯広市在住の1名を除く2名の児童については、平成19年度の1年間は、帯広市が実施している肢体不自由児機能訓練事業に受け入れしていただくことで了解を頂きました。

なお、20年度以降の対応につきましては、在園児の所在町による支援内容等も含め、平成19年度中に別途協議をいたすことといたしております。

また、これまで十勝愛育園で実施いたしてまいりました巡回療育相談につきましては、帯広市が主体となり、帯広市を会場として継続実施することで合意いたしたところであります。

次に、札内さかえ保育所の移転新築について申し上げます。

札内北栄町で進めておりました「さかえ保育所」建設工事が、2月14日に竣工し、同日付で施設の受渡しを完了いたしました。

新施設の入所定員は120人と現施設の2倍となり、宅地造成による未就学児の増加に対応するとともに、新たに2歳未満児の受入れを行うほか、併設された子育て支援センター内では、これまで多くの皆様から要望が寄せられておりました一時保育事業を開始いたしてまいります。

次に、保育料について申し上げます。

常設保育所の保育料につきましては、前年の所得税額などに基づき決定いたしておりますが、御承知のとおり、税制改正により、定率減税の見直しが行われ、平成18年分につきましては、所得税額の定率控除がこれまでの20%から10%に変更となり、さらに、平成19年分の所得税からは、定率減税そのものが全廃されることとなりました。

平成19年度の保育料につきましては、平成18年分の所得税額等が基準となりますことから、定率減税10%分の影響により、およそ1割の世帯が、保育料徴収金額表の階層区分が上位に変更となり、増額になることが想定されております。

このため、子育て世帯を支援する観点からも、急激な負担増については避けるべきと考え、平成 19 年度の保育料を決定するに当たりましては、町独自の軽減措置を講じ、従来と同様に、所得税額の 20% 相当額を控除して計算された所得税額を適用いたしてまいりたいと考えております。

また、国においては、平成 19 年度中に保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準の一部改正を行うこととされておりますことから、平成 20 年度以降の本町の保育料につきましては、今後、国の基準及び管内市町村の動向等も勘案しながら、検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、南幕別老人交流館入浴施設の利用の一時中止について申し上げます。

同交流館の水質検査につきましては、平成 14 年度から毎年 1 度、町が自主的に実施いたしております。本年は 2 月 2 日に浴槽水を採水し、検査機関に判定を依頼しておりましたが、検査の結果、基準値を超える数値のレジオネラ属菌が検出されたとの報告が 2 月 19 日にありましたことから、直ちに、帯広保健所に報告するとともに、2 月 20 日から入浴施設の利用を一時中止いたしております。

利用者の皆様には、御不便、御心配をおかけいたしておりますが、早期に浴槽及び循環配管施設の洗浄・消毒作業を行い、水質の安全が確認され次第、入浴施設の利用を再開いたしたく、今定例会に所要の補正予算案を計上いたしたところであります。

なお、レジオネラ症の潜伏期間は、7 日から 10 日間とされておりますが、本年 1 月 8 日から水質検査の結果報告がありました 2 月 19 日までの間に、同施設の浴室を利用された 16 世帯 19 名の方々につきましては、担当職員及び保健師により、健康状態の確認をさせていただきましたが、幸いにいたしまして、現在までにレジオネラ症の感染症状は認められておりません。

今後とも、厚生労働省の基本指針並びに保健所の指導等に基づき、適切な施設の管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年 1 月 6 日から 7 日にかけて発達した低気圧の影響による、農地の状況について申し上げます。

雨まじりの雪の影響で、町内の一部圃場の表面が凍結し、秋まき小麦の生育への影響が心配されておりますが、冬季に休眠状態にある小麦が、春先に、地表部の雪や氷が溶けても凍結土壌のため水が浸透せず、畑が冠水することにより酸素不足のため窒息する懸念があるというものであります。

この対策といたしまして、幕別町農協のコントラクター事業により「建柱車のドリル」で深さ 2 メートルから 3 メートルの穴を開けて排水路を確保する作業を、札内地区を含めた千住や相川・明野地区など 75 戸の圃場において、1 月中旬から 2 月上旬にかけて実施されたところであります。

いずれにいたしましても、このような作業を実施したのは初めてのことでありというふうにお聞きいたしておりますが、有効な手立てとして効果が現れることを期待しているところであります。

また、この低気圧により町有林の一部、その中でも特に保安林について幹曲がりなど、約 2.3 ヘクタールに影響が見受けられますが、雪解けを待って支庁・森林組合などと対応について協議をしてみたいと考えております。

次に、道の駅・忠類について申し上げます。

昨年 6 月に着工いたしました新しい道の駅が 1 月 25 日に竣工し、4 月 1 日から営業を開始することとなりました。新・道の駅では、地域の食材を使った手作りパンやスープをはじめ、地場の特産品などを中心に販売することとしており、現在は、出店者の会との連携を図りながら、4 月 1 日のオープンに向け、準備を進めているところであります。

新・道の駅は、アルコ 236 とナウマン象記念館とのほぼ中間に位置しておりますので、新たな観光拠点といたしまして、これらの施設をはじめとする忠類地域への入込客の増や経済波及効果を期待するものであります。

次に、商工会の合併について申し上げます。

幕別町商工会と忠類村商工会は、昨年 11 月 22 日の臨時総会において、合併についての決議を満場一致で可決し、12 月 6 日には幕別パークプラザにおいて、幕別町商工会と忠類村商工会における合併契約書の調印式が行われ、本年 4 月 1 日からは新しい「幕別町商工会」がスタートされることになり

ました。

合併の方式等につきましては、忠類村商工会を解散し「幕別町商工会」が存続するいわゆる、「定款変更方式」としており、事務所は幕別に本所を置き、札内と忠類には支所を置くことといたしております。また、現在、支部制をとっておりますことから、忠類に支部を新設することといたしております。幕別・忠類のそれぞれの地域では、歴史や産業形態等に違いがありますが、これまで培ってきた地域の力を高めるなど一体感を持つ中で、商工業の一層の振興・発展が図られるものと期待をいたしているところであります。

次に、千代田新水路事業と十勝エコロジーパーク幕別エリアの事業計画について申し上げます。

国による十勝川の治水対策として、平成7年度より整備が進められておりました千代田新水路事業が18年度中に完成の見込みとなっております。4月には、通水試験等を行い、洪水時期に備えていく予定と伺っており、今後は、十勝川流域における治水の安全性は飛躍的に向上するものと期待をいたしているところであります。また、新水路事業に合わせて整備を進めております十勝エコロジーパーク幕別エリアの公園整備につきましては、19年度に十勝エコロジーパーク財団の砂利活用収益金による整備を予定いたしており、整備後、幕別町へ施設の帰属がなされることになっております。

公園の整備内容につきましては、相川18号から相川20号間の新水路事業で整備された魚道観察施設や折り返し魚道との一体的な利用が図られるよう、芝生広場、園路、駐車場、トイレなど面積約14ヘクタールで、事業費は約1億3,000万円を予定いたしており、平成20年春に全面的な供用開始をいたしてまいりたいと考えております。なお、魚道観察施設が本年完成の予定でありますことから、サケそ上前には、駐車場と園路の一部は供用開始をいたしたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、御報告をさせていただきました。

最後に、冒頭にも申し上げましたが、私に与えられた任期も残り僅かとなり、今日まで多くの皆様から頂きました温かい御指導御支援に、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、幕別町の限りない発展を、皆様とともに祈り申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで行政報告は、終わりました。

日程第4、報告第1号、幕別町国民保護計画についてを議題といたします。

本件につきましては、武力攻撃事態における国民保護のための措置に関する法律、第35条第6項の規定により、幕別町国民保護計画が議長宛に提出されましたので、お手元に配付してあります。

なお、本件については説明を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は説明を省略することに決定いたしましたので、後刻、御覧いただきたいと思います。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第5、議案第2号、平成19年度幕別町一般会計予算から、日程第14、議案第11号、平成19年度幕別町水道事業会計予算までの10議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第2号から、議案第11号までの10議案については、提案理由の説明を省略し、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第11号までの10議案については、提案理由の説明を省略し、議

長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[議題・委員会付託]

○議長（本保証喜） 日程第 15、議案第 21 号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 21 号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、提案の理由を御説明申し上げます。

議案書の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方公務員法の一部が改正され、人事行政の運営における公正性及び透明性の確保や公平委員会の機能充実等を図るなどの措置が講じられたことに伴い、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定し、改正後の地方公務員法第 58 条の 2 の規定に基づく町長に対する任命権者の人事行政の運営の状況の報告及び公平委員会の業務の状況の報告等について規定を定めるものでございます。

以下、条文に沿いまして、御説明申し上げます。

第 1 条は、条例の趣旨について規定するものであります。

第 2 条は、人事行政の運営の状況の報告について規定するもので、任命権者は毎年 10 月末までに前年度における職員の任免及び職員数に関する状況、給与に関する状況、勤務時間、その他の勤務条件の状況など、9 項目について町長に報告しなければならないものとするものであります。

第 3 条は、公平委員会の業務の状況の報告について規定するもので、公平委員会は毎年 10 月末までに前年度における勤務条件に関する措置の要求の状況、不利益処分に関する不服申立ての状況といった業務の状況、第 4 条は、公表の時期について規定するもので、第 2 条及び第 3 条の報告を受けたときは、毎年 1 2 月末までに人事行政の運営の状況について、その報告を取りまとめ、概要を公平委員会の業務の状況については、その内容を公表しなければならないとするものであります。

第 5 条は、公表の方法について規定するもので、従来職員の数及び給料の状況については、町広報誌に掲載をしておりますが、項目をより充実し、掲載するとともに、町ホームページを活用し、インターネットを通じた閲覧など、広く住民に対して周知が可能な方法により、公表するものであります。

第 6 条は、委任について規定するもので、規則への委任について定めるものであります。

なお、施行年月日につきましては、平成 19 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第 21 号については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって議案第 21 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

「委員会付託」

○議長（本保証喜） ただいま議題となっております、議案第 21 号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 16、議案第 12 号から、日程第 25、議案第 26 号の 10 議案については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 16、議案第 12 号から、日程第 25、議案第 26 号までの 10 議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第 16、議案第 12 号、平成 18 年度幕別町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 12 号、平成 18 年度幕別町一般会計補正予算（第 5 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 3,456 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 157 億 8,895 万 1,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 5 ページに記載しております第 1 表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、繰越明許費についてであります。6 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表繰越明許費であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、後期高齢者医療システム導入事業であります。

2,451 万 8,000 円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、平成 20 年 4 月から施策されます後期高齢者医療制度に係ります運営主体として、被保険者の資格管理や保険料賦課決定を行います北海道後期高齢者医療広域連合に対し、住基情報及び税情報を提供するためのシステム開発並びに北海道後期高齢者医療広域連合から提供されず賦課情報に基づいて、保険料の徴収等を管理するためのシステム開発を行うものであります。

なお、事業推進に当たり、国が本事業に係ります補助金を平成 18 年度補正予算として計上し、市町村への内示が本年 2 月末となりましたことから、本年度内に事業完了することが困難なため、翌年度に繰越しするものであります。

次に、6 款農林業費、1 項農業費、畜産担い手育成総合整備事業 6,937 万円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、北海道農業開発公社が事業主体となり実施しておりますが、事業参加農家 42 戸中 34 戸が草地改良等、面整備を予定しているところであります。

面整備について、平成 19 年度以降行う予定でありましたが、事業を前倒しして実施することとしたため、当初計画と比較して、草地改良整備で 150.31 ヘクタールの大幅な事業増となり、加えまして、1 番牧草収穫後に予定しておりました工事の遅延が生じたことから、工期の変更を余儀なくされたこと。

さらには、施設整備においても、スリラーストア 1 基について、地耐力検査により、工事の再検討が必要となりましたことから、本年度内に事業が完了することができなくなったため平成 19 年度に繰越しをして実施するものであります。

次に、8 款土木費、3 項都市計画費、札内西緑化重点地区総合整備事業、6,060 万 1,000 円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、北栄大通りの整備によって既存の面積が縮小されるため、地域と協議し、公園を移設することとしたため、公園予定地の用地買収及び構築物等にかかります物件保障を進めておりましたが、契約が冬期になったことにより、移転先の確保が平成 19 年度にずれ込んだことから、本年度内に事業を完了することが困難なため、繰越しをして実施するものであります。

次に、9 款消防費、1 項消防費、東十勝消防事務組合分担金幕別署費、4, 1 0 0 万円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、先に開催されました第 1 回臨時会において議決を頂きました東十勝消防事務組合幕別消防署で事業を実施します小型動力ポンプ付水槽車導入に係る分担金を繰り越すものであります。

なお、事業の実施に当たっては、国の補正予算によります合併推進体制整備費補助金を活用し、実施するものであります。

次に、第 3 表の債務負担行為についてであります。

4 件の債務負担行為を新たに追加するものであります。

はじめに、農業経営基盤強化資金に係る利子補給についてであります。期間、平成 19 年度から平成 43 年度、限度額 889 万円について債務負担行為を行うものであります。

農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者が、効率的・安定的な経営体の育成を図るため、経営改善計画に即して行う規模拡大、その他の経営展開に必要な資金を借り入れた場合におきまして、その金利の一部を国が 2 分の 1、道と町が 4 分の 1 ずつの割合で利子補給するものであります。

次に、北海道農業開発公社から、肉牛貸付け及び譲渡契約書に基づき借受けをいたしました肉用雌牛 11 頭に係る譲渡代金についてであります。平成 19 年度から平成 23 年度、限度額 559 万 1,000 円について、債務負担行為を行うものであります。

次に、幕別ダム操作点検委託料についてであります。期間平成 19 年度限度額 538 万 1,000 円について、債務負担行為を行うものであります。

平成 18 年度より、ダムの管理については幕別町に移管されたことによるものであります。

次に、アルコ 236・道の駅忠類指定管理者業務指定委託料でございます。

期間は平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 カ年間、限度額 6,000 万円を設定し、債務負担行為をさせていただくものであります。

本債務負担行為につきましては、指定管理者についての議案が第 26 号において提案をさせていただいているところでございますが、観光事業に属する施設であり、中長期の計画をもって管理に当たる必要がありますことから、このたび、債務負担行為を行うものであります。

次に、第 4 表地方債の変更の補正について御説明申し上げます。

7 ページから 8 ページを参照いただきたいと思います。近隣センター建設事業ほか、36 事業の地方債について、1 億 7,410 万円を事業の完了に伴い、地方債の限度額の確定によって減額するものであります。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

21 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、459 万 7,000 円の減額補正でございます。

今後、大半の目につきまして減額予算となっておりますが、年度末の執行残等に伴う減額が大半でございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

共済費以下、今申し上げました執行残である減額でございます。

2 目広報広聴費、104 万 7,000 円の減額補正でございます。

印刷製本費につきましては、広報のページ数の減、食糧費は東京幕別会等の執行残によるものでございます。

6 目近隣センター管理費、81 万 6,000 円の補正でございますが、委託料、負担金等の執行残でございます。

9目町有林管理費、327万1,000円の減額でございますが、工事費の執行残でございます。次のページになりますが、10目町有林造成費、372万8,000円の減額補正でございます。町有林の皆伐あるいは造成工事にかかわります執行残でございます。

13目職員厚生費、50万円の減額補正でございます。

旅費でございますが、自主研修に係ります特別旅費の執行残でございます。

15目交通防災費、115万2,000円の減額補正でございます。

報酬等執行残でございます。

17目基金管理費、339万9,000円の追加補正でございます。

本目につきましては、財政調整基金、減債基金当の利子あるいは寄附金等を財源として積み立てるものでございます。

次に、18目電算管理費、251万3,000円の減額補正でございます。

委託料の執行残でございます。

19目、協働のまちづくり支援費、100万円の減額補正でございます。

協働のまちづくり支援事業交付金につきましては、当初500万円を予算化しておりました。

100万円を減額するものでございますが、96件から申請があるところでございます。

20目総合支所費、332万2,000円の減額でございます。

賃金以下の執行残でございます。

21目近隣センター建設事業、176万2,000円の減額でございますが、工事費等の執行残でございます。

次のページになりますが、22目電算統合システム整備事業費、5,478万5,000円の減額でございます。

特に負担金補助及び交付金、大きく4,419万5,000円と減額をさせていただきました。

当初、北電の方で電柱を強化する事業費について積算を頂きましたけれども、実際、実施に当たりますと、かなり単価が減になったことから、大きく減額補正となるものでございます。

次に、2項町税費、2目賦課徴収費、212万4,000円の追加でございます。

役務費につきましては、町税の払込みあるいはコンビニ等の件数の増による手数料の増額補正でございます。

償還金利子及び割引料につきましては、町税の修正申告等に係ります過誤の還付金の追加でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1,439万4,000円の減額でございます。

報酬以下執行残でございますが、扶助費、295万4,000円の追加でございます。

重度身体障害者の日常用具につきましては、利用者数の増によるものでございます。

身体障害者の補装具の扶助につきましては、件数及び単価の増による追加補正をさせていただくものであります。

次のページになりますが、細節の12番、進行性筋萎縮症者療養等給付費扶助でございますけれども、国立八雲病院に入院されております筋ジストロフィー患者の方の医療費の増に伴います追加補正でございます。

28節の繰出金については、国保会計への繰出金でございます。

3目社会福祉施設費、4万9,000円の追加でございますが、千住生活館の電気料の追加を行うものでございます。

5目老人福祉費、234万円の追加でございます。

1節から12節につきましては執行残でございますが、13節の委託料、細節15、後期高齢者医療賦課システムでございます。

本目につきましては、先ほど、債務負担でも御説明申し上げましたとおり、住基台帳の提供、保険料の徴収システム等新たなシステム開発に伴う費用の追加でございます。

14節以降につきましては、執行残でございますが、18節の備品購入費につきましては、このシステ

ムの変更に伴います機器の購入にかかわります追加補正でございます。

繰出金等が大きく減額となるものでございます。

6目老人医療費、100万円の減額補正でございますが、医療費扶助にかかわります執行残でございます。

次に、7目老人福祉センター管理費、14万4,000円の追加につきましては、老人福祉センターの燃料費、灯油代の追加補正でございます。

8目保健福祉センター管理費、32万円の追加でございますが、ボイラー等の修繕にかかわります費用の追加でございます。

9目南幕別老人交流館管理費、60万3,000円の追加でございます。

先ほど、町長の行政報告の中でも申し上げておりますけれども、レジオネラ菌の対策によります検査の手数料あるいは消毒にかかわります清掃委託料等を追加させていただくものでございます。

11目介護支援費、450万7,000円の減額補正でございますが、委託料等の執行残でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、431万3,000円の減額でございます。

備品購入費につきましては、補正額の財源の内訳の下から2番目に出ております児童虐待防止対策設備整備費国庫補助金を、100%補助でございますが充当し、パソコン等の備品を購入するものでございます。

扶助費につきましては、執行残でございます。

次に、2目の児童医療費、560万円の減額補正でございますが、乳幼児医療費の減額でございます。

次に、3目常設保育所費、331万円の減額補正でございます。

賃金等の執行残にかかわるものでございます。

4目へき地保育所費、512万3,000円の減額補正でございます。

賃金等大きく減となっておりますが、当初、障害児の対応等でみておりましたけれども、実際に執行がなかったということによります減額補正でございます。

次に、6目幼児ことばの教室費、55万3,000円の減額につきましては、南十勝ことばの教室負担金の執行残でございます。

7目児童館費、152万7,000円の減額補正でございます。

賃金の方で指導員賃金、大きく減額となっておりますが、この目につきましても、当初、障害児を予定しておりましたけれども、実際には対応として必要な部分もございまして、減額をさせていただくものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、184万8,000円の減額でございます。

委託料・負担金等の執行残でございます。

2目予防費、93万9,000円の追加でございます。

需用費につきましては、医薬材料費、これは異種混合ワクチンの接種者の増によります追加補正でございます。

委託料、インフルエンザの予防接種でございますが、当初2,000人を予定してございましたけれども、800人ほど増となりましたことから、増になった部分についての増額補正でございます。

3目保健特別対策費、180万円の減額補正でございますが、委託料の執行残でございます。

次に、5目環境衛生費、1,001万7,000円の減額補正でございます。

繰出金等の執行残によるものでございますが、需用費は火葬場の灯油の追加補正でございます。

6目水道費、1,629万1,000円の減額補正でございますが、簡易水道特別会計への繰出金の減でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、1,497万5,000円の追加でございます。

役務費、工事請負費につきましては、執行残でございますが、次のページになりますけれども、負担金補助及び交付金、十勝環境複合事務組合負担金が大きく増額となりましたことから、補正をさせていただくものでございますが、環境複合組合の負担金につきましては、それぞれの構成町村のごみ

の排出量によりまして、負担金の金額が変わってまいります。幕別町はほぼ計画通りの排出量でございましたけれども、他市町村の排出量がかなり減となりましたことから、大きく幕別に係る負担が増えたという内容になってございます。

次に、6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、153万3,000円の減額でございます。報酬等の執行算でございます。農業委員さんが途中で退任されたというようなこともございまして、減額をするものでございます。

次に、2目農業振興費、1,155万2,000円の減額補正でございます。

需用費以下、執行残でございまして、特に貸付金、ゆとりみらい総合資金の貸付金が大きく減となるものでございます。

次に、5目畜産業費、120万4,000円の減額補正でございます。

備品購入費等の執行残でございます。

次に、6目畜産担い手育成総合整備事業費、2,695万8,000円の追加でございます。

先ほど、繰越明許費の中でもお話ししたように、畜産担い手総合育成事業費の増に伴いますものでございまして、草地改良も150.31ヘクタールほど伸びるというようなことから、この部分に係りませぬ追加をさせていただくものでございます。

7目町営牧場費、635万2,000円の減額でございます。

賃金等執行残でございますが、特に今年の場合は、当初、160日予定しておりましたけれども、実質は140日あるいは頭数の減によるものであります。

次の8目農地費、913万3,000円の追加でございます。

需用費に補正を196万5,000円ほど修繕料として増額させていただきますのは、幕別ダムのテレメーターの修繕、あるいは上統内排水機場の中央監視板の修繕にかかわります追加でございます。

委託料以下は執行残でございます。

次に9目、土地改良事業費、5,596万円の減額でございます。

負担金補助及び交付金でございますが、次のページになります。38ページになりますが、糠内農道の整備特別対策事業負担金として、3,890万と大きく減額となっておりますが、巖橋の架替事業については、当初事業どおり、実行されたところでございまして、かなり落札率が80%以下になったというようなことから、大きく負担金が減額となるものでございます。

次に、2項林業費、1目林業総務費、82万4,000円の減額でございますが、賃金等の執行残でございます。

2目育苗センター管理費、209万円の減額でございますが、委託料等の執行残でございます。

次に、7款商工費、1項商工費、4目観光費、24万7,000円の減額でございます。

需用費につきましては、70万1,000円、燃料費と電気料を追加させていただきます。忠類の道の駅の新築分、これは2月に完成をしまして、2月3月分にかかわります燃料費及び電気料の追加補正でございます。

委託料以下は、執行算でございます。

5目スキー場管理費、164万6,000円の減額でございます。

賃金等の執行残でございます。

6目企業誘致対策費、241万5,000円の減額は、企業開発促進補助金の減額補正でございます。

8款土木費、1項土木管理費、2目道路管理費、42万2,000円の減額でございます。

今年の冬につきましては、降雪量が少なかったことから、除雪経費については現行の予算の中でやっておりますけれども、特に路面の凍結がひどかったために、砂を大量に購入いたしております。

今後も砂の散布が必要だということから、砂の部分につきましては、原材料費として251万3,000円を追加させていただくものでございます。

次に、3目地籍調査費、292万4,000円の減額でございます。

委託料の執行残でございます。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、1,789万4,000円の減額でございます。

委託料以下の執行残でございます。

44ページまで飛びますので、44ページをお開きいただきたいと思います。

4目橋梁維持費、93万7,000円の減額でございますが、音更と費用負担をしております中央大橋の管理費負担金の執行残でございます。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、2,521万7,000円の減額でございます。

主に公共下水道繰出金の減であります。

次に、2目都市環境管理費、122万1,000円の減額でございます。

委託料の執行残でございます。

3目街路事業費、254万9,000円の減額でございます。

これも委託料以下の執行残でございます。

4項住宅費、1目住宅総務費、119万円の減額補正でございます。

賃金以下の執行残でございます。

次のページになりますが、2目、住宅管理費、565万円の減額補正でございます。

需用費の修繕料、375万と大きく減額をさせていただきましたのは、当初、あかみや道営住宅部分についての修繕を予定しておりましたが、建替え計画もありますことから、この部分につきましては、次年度以降にその状況を見極めて支出することとしたために、大きく減額をさせていただくものでございます。

3目公営住宅建設事業費、486万円の減額でございますが、工事請負費等の執行残でございます。

次に、9款消防費、1項消防費、1日常備消防費、74万2,000円の追加でございます。

本目につきましては、東十勝消防事務組合分担金、幕別町費分の共済費の増額分にかかわります追加でございます。

2目の非常備消防費、49万8,000円につきましては、団費にかかわる執行残でございます。

10款教育費、1項教育総務費、4目スクールバス管理費、296万7,000円の減額でございますが、委託料の執行残でございます。

6目、学校給食センター管理費、180万3,000円の追加でございます。

報酬等は執行残でございますが、48ページ、需用費、修繕料につきましては、調理器具、配管等の修繕にかかわるもの、給食材料費につきましては、白人小学校、札内東中学校、当初より6日、8日とそれぞれ配食日数の増に伴います給食材料費の追加でございます。

4項幼稚園費、2目教育振興費、292万4,000円の減額補正でございます。

保育料の補助あるいは就園奨励費、人数の減によります執行残でございます。

次に、5項社会教育費、1目社会教育総務費、232万9,000円の減でございます。

報酬以下執行残でございますが、負担金補助及び交付金、小学生の道外研修参加補助金につきましては、当初、東郷町を予定してございましたけれども、東郷町が合併したということもございまして、18年度については受け入れ態勢が整わないということから、18年度につきましては中止をさせていただきましたので、89万円の減額ということでございます。

中学生については、参加者の応募人数が少なかったということから、減額をさせていただくものでございます。

3目保健体育費、201万5,000円の減額でございます。

賃金以下、執行残でございます。

次のページになりますが、6目郷土館費、11万6,000円の追加でございます。

印刷製本費でございますが、パンフレットの作成を予定しております3館、ふるさと館、それからナウマン象記念館、蝦夷考古文化館、3館の合同のパンフレットを作成するための費用を追加させていただくものでございます。

7目ナウマン象記念館の管理費、40万8,000円の減額でございますが、工事費の執行残でございます。

す。

8目スポーツセンター管理費、132万2,000円の減額でございます。

嘱託職員の賃金に係ります減でございますが、当初予定しておりましたけれども、臨時職員に切り替わったことによります執行残でございます。

10目百年記念ホール管理費、80万2,000円の減額でございます。

報償費、需用費については執行残でございますが、委託料につきましては、舞台機器の操作委託、講演回数が増によります追加でございます。

次に、歳入でございますが、9ページへお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、1項町民税、1目個人、8,829万5,000円の減額でございます。

減額となりました主な要因につきましては、給与所得と農業所得にかかわります町民税でございますが、当初、給与所得でありますけれども、長引く道内の景気の影響を受けていることもございましたけれども、納税義務者数が増えているというようなことから、給与収入についてはそう大きく減少しないのではないかとということで、当初、積算をしておりましたけれども、前年比2%ほどの所得の落ち込みがありましたことから、税額で3,800万円ほどの減となったところであります。

次に、農業所得につきましては、平成17年の農業生産量が例年並の生産高であったということから、所得額においても例年通り見込めるものということで予測をしておりました。

しかし、農産物の価格の下落等によりまして、総所得で13億円ほどの減額となったことから、農業所得の税額で7,700万円ほどの減となったところであります。

ただ、分離課税その他年金収入等他の所得で2,670万円ほどの増ということになっておりましたことから、個人住民税全体で8,829万5,000円の減となるものでございます。

若干積算、当初予算の段階で、それらの見込みに大きなずれが生じたということについては、今後、十分、精査をしながら、予算措置をまいりたいというふうを考えているところでございます。

2目の法人、1,912万5,000円の追加でございます。

一部企業に業績の回復の兆しも現れてきておりますことから、当初予算比で14%ほど増加をしているものでございます。

2項、固定資産税、1目固定資産税、46万円の追加につきましては、滞納繰越分でございます。

次に、3項軽自動車税、1目軽自動車税、12万3,000円の減額補正でございます。

次のページになりますが、4項たばこ税、町たばこ税、1目町たばこ税、672万5,000円の減でございます。

たばこの方については、吸われる本数が確実に減ってきておりますことから、このような減額補正となるものでございます。

5項入湯税、1目入湯税、105万5,000円の追加でございます。

グランディアの入湯者が増えてきておりますことから、入湯税についても増額をさせていただくものでございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費負担金、756万8,000円の追加でございます。

個人負担分にかかわります増額でございます。

次に、2項負担金、1目民生費負担金、139万円の減額でございます。

老人福祉措置等に係ります減が主な内容でございます。

次に、14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、39万4,000円。へき地保育所分でございます。

3目衛生使用料、74万7,000円に追加につきましては、新規に墓地をつくったこと等によりまして、墓地使用料が大きく伸びてございます。

4目農林業使用料、575万円の減額でございます。

入牧料が主な内容でございますが頭数の減によるものでございます。

商工使用料、520万円の減額でございます。

スキー場のリフト使用料でございますが、雪が降らなかったことによりまして、スキー場の開設日数が減ってきておりますことから、大きく減額となるものでございます。

土木使用料、34万3,000円の追加。

7目教育使用料、70万円の追加でございます。

次のページになりますが、2項手数料、2目民生手数料、36万4,000円の追加でございます。

介護予防のサービス計画等の手数料の減が主な中身でございます。

3目の衛生手数料、1,044万2,000円の減額でございます。

ごみの手数料の減が大きなものがございますが、だんだんごみもきちんと仕分をしていただきまして、総体としてはそう大きく変動はないのですが、資源ごみ等にかかわる量が増えてきているというような実態でございます。

4目土木手数料、248万8,000円の追加でございますが、建築確認等に係ります申請手数料でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金。

155万9,000円の減でございます。

次のページになりますが、2項国庫補助金、1目総務費補助金、1,666万2,000円の追加でございます。

地域イントラネット整備事業の国庫補助金、当初、この補助金については、単年度ということで、2カ年連続は無理ですよというお話で総務省からお伺いをしておりましたけれども、2年目につきましても、5,000万ほど措置がされたということから、補助金が大きく増になったものでございます。

次に、民生費補助金、267万4,000円の追加でございます。

主に追加するのは後期高齢者の制度創設にかかわります補助金でございます。

3目土木費補助金、383万8,000円の追加でございます。

これは道路事業に係ります交付金の増が主な中身でございます。

4目教育費補助金、64万1,000円の減額でございますが、歳出の減に伴うものでございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、35万1,000円の減額でございます。

活動費等の減でございます。

3目農林業費負担金、14万4,000円、農業委員会にかかわるものでございます。

4目土木費負担金、212万2,000円の減でございますが、地籍調査の事業費の減に伴うものでございます。

2項道補助金、1目民生費補助金、652万2,000円の減でございます。

社会福祉、児童福祉に係りますそれぞれの歳出の減に伴うものでございます。

2目農林業費補助金、119万7,000円の減でございます。

道営事業の事務費の補助金は増えてございますが、15ページになりますけれども、林業費の補助金の減が主な中身となっております。

3項道委託金、1目総務費委託金、24万6,000円の追加。3目土木費委託金、93万円の追加でございますが、都市計画住宅等にかかわるものでございます。

次に、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、28万1,000円の追加でございます。

工事現場等に係ります土地の貸付件数の増によるものでございます。

利子及び配当金、85万5,000円の追加でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1,555万1,000円の追加でございます。

特に土地売払収入が大きく伸びてございますが、忠類地区のせせらぎ、あおぞら団地、それらの区画が5区画ほど売却されておまして、他にも一部、忠類地区で町有地の売却が進められておまして、約1,700万から1,800万につきましては、忠類地区での土地の売却による収入でございます。

2目物品売払収入、448万3,000円の追加でございますが、生産物の売払収入が主な中身でございます。

育苗センターによる苗木代が主な中身となっております。

次に、18 款寄附金、1 項寄附金、2 目総務費寄附金、77 万円の追加でございます。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目財政調整基金繰入金、5,500 万円の減額補正でございます。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、5 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入、274 万 3,000 円の増額でございます。

4 項受託事業収入、1 目農林業費受託事業収入、2,658 万 3,000 円の追加につきましては、畜産担い手総合整備事業歳出に伴う増額でございます。

次に、5 項雑入、4 目雑入、補正額 1,765 万 6,000 円の追加でございます。

主なものにつきましては、下から細節 35、持続的農業農村づくり促進対策事業交付金。いわゆるパワーアップに係ります交付金が追加の主な中身でございます。

国保会計の負担金、547 万円につきましては、国保会計から、本来、国保会計でやらなければならない予防業務等を一般会計にお願いをしているというようなことから、一般会計で予防費に係ります国保会計からの負担でございまして、これは道の調整金の交付を受けるためには、こういう仕組みをつくらなければならないということから、国保会計から一般会計へ負担をするものでございます。

次に、22 款町債、1 項町債、1 目総務債、6,610 万円の減額でございますが、先ほど、補助金が大きく増額となっておりますので、補助金を充当した部分、地域イントラネット整備事業債を減額させていただくものでございます。

2 目衛生債、1,010 万円の減額補正でございますが、事業費の執行残によるものでございます。

3 目農林業債、6,740 万円の減額でございますが、先ほど、特に糠内農道の整備事業等に係ります減が主な中身でございます。

5 目土木債、3,100 万円の減額でございます。

事業の執行残に伴うものでございます。

次に、6 目消防債、210 万円の追加であります。

7 目教育債、160 万円の減額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案の通り決することに、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

この際、11 時 30 分まで休憩いたします。

11 : 13 休憩

11 : 29 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第 17、議案第 13 号、平成 18 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）から、日程第 24、議案第 20 号、平成 18 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 8 議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第13号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,946万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,958万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、繰越明許費でございますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、2項町税費、国民健康保険税賦課システム改修事業、1,207万5,000円を繰越するものでございます。

本事業につきましても、一般会計において御説明をいたしましたが、平成20年4月から施行されます後期高齢者医療制度にかかわります国民健康保険税の賦課区分に、新たに後期高齢者支援金分が加えられますことから、この加えられるシステム改修並びに20年4月から国民健康保険税が介護保険料同様、特別徴収への対象となりますことから、それに対しますシステム改修を行うものであります。一般会計、繰越明許費の後期高齢者医療システム導入事業と同様に、事業に伴います国の補助金の内示、2月末となりましたことから、本年度内に事業を完了することが困難なため、翌年度に繰越しをしようとするものでございます。

それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、157万5,000円の追加でございます。

先ほど言いました行政システムの改修事業につきましては、後期高齢者にかかわりますシステム改修に伴う委託料でございます。

2目連合会負担金、33万6,000円でございますが、共同電算事業に係ります負担金の増に伴うものでございます。

2項町税費、1目賦課徴収費、1,207万5,000円の追加でございます。

こちらにつきましても、国税の課税方式の変更に伴いますシステム改修に伴う委託料の追加補正でございます。

次のページになりますが、6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費、547万円の追加でございます。

負担金補助及び交付金、一般会計の雑入の中で御説明しましたように、北海道の特別調整交付金等の対象事業とするために、予防事業に係ります負担について、一般会計へ繰り出すものが補正の主な中身でございます。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、6,000円の追加でございますが、基金利子分でございます。

5ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入でございます。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、33万6,000円の追加でございます。

2目後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金、250万円の追加でございますが、委託料等にかかわります追加でございます。

4款道支出金、2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金、180万6,000円の追加でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、6,000円の追加につきましては、基金利子の追加でございます。

次のページになりますが、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1,481万4,000円の追加でございます。

以上で、国保会計の説明を終わらせていただきます。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 14 号、平成 18 年度幕別町老人保健特別会計補正予算、第 3 号について御説明申し上げます。
今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 2,300 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 4,867 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、10 ページ、11 ページに記載しております第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出から御説明申し上げます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款医療諸費、1 項医療諸費、1 目医療給付費、補正額 1 億 2,300 万円の減額補正でございます。

老人医療費に関しましては、当初、今年度 5% 増で予算措置しておりましたけれども、現在までの実績によりますと、約 0.7% の増にとどまっておりますことから、大きく 1 億 2,300 万円の減額をさせていただくものでございます。

次に、前ページ、歳入でございます。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金、6,200 万円の減額でございます。
歳出の減に伴うものでございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目医療費負担金、4,100 万円の減額でございます。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目医療費負担金、1,000 万円の減額補正でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1,000 万円の減額補正でございますが、歳出の減に伴いまして、それぞれ負担区分に基づく減額をさせていただくものでございます。

14 ページをお開きいただきたいと思います。

以上で、老人保健特別会計の説明を終わらせていただきます。

議案第 15 号、平成 18 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,614 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 4,972 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、15 ページ、16 ページに記載しております第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、繰越明許費でございますが、17 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表繰越明許費、1 款総務費、1 項総務管理費、介護保険事務システム改修事業、252 万円を繰り越すものでございます。

本事業につきましても、一般会計及び国民健康保険特別会計でも御説明しましたが、後期高齢者医療制度に係るシステム改修でございます。

介護保険特別会計においては、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の特別徴収開始に伴う各担当部署へのファイル提供及び高額医療及び高額介護合算療養費制度の新設に伴う機能の追加等により行うものであります。

本事業につきましても、先ほど来お話ししておりますように、補助金の内示が 2 月末となりましたことから、本年度内に事業完了が困難なため、次年度に繰越しをするものでございます。

次に、歳出でございますが、22 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、252 万円の追加でございます。

介護保険事務処理のシステム改修、後期高齢者医療制度創設に伴うもの、年金からの特別徴収等のシステム改修に伴う委託料の追加でございます。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、48 万 3,000 円の減額でございますが、本目につきましては、東部 4 町によります認定審査会の関係から、細かく増額、減額分についてそれぞれ補正をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、2款保険給付費、2項介護予防給付費諸費、1目介護予防サービス給付費、4,600万円の減額補正でございます。

経過的要介護認定者、約200人ほどおりますけれども、もともと要支援の費用でございましたが、認定された方が200人ということで、移行される期間、介護支援の費用ではなくて、支出されておりますことから、要介護認定者の増という形になるかと思っておりますけれども、いわゆる旧でいいます要支援・要介護度1の方につきましては、当分の間、医療・介護と同様の支出方法によるということになってございますので、介護認定者の数が200人ほど要介護ということになりましたことから、予防サービス給付費については大きく減額となるものでございます。

6款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特別高齢者施策事業費、121万円の減額でございます。

2項包括支援事業任意事業費、5目地域包括支援センター費、33万7,000円の減額でございます。

本目については、報酬等全額減額補正をさせていただきました。

もともと介護保険運営協議会とこちらの地域支援センター運営協議会同様の委員が二つの役割をもって開催をしております。

同日について開催をしておりますので、介護保険運営協議会の費用弁償あるいは報酬として引き落とさせていただいておりますので、運営協議会が開かれていないということではなくて、同日に開かれたために、片方の費用が減額となるものでございます。

次のページになりますが、6目任意事業費、78万7,000円の減額につきましては、報償費以下の執行残でございます。

7目地域包括支援センター運営費、15万2,000円の追加でございます。

主に1月1日付けで人事異動を行っておりますので、職員の異動にかかわります追加が主な中身でございます。

歳入でございますが、18ページにお戻りいただきたいと思っております。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、906万8,000円の減額補正でございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、40万9,000円の減額補正でございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、2目民生手数料、4万3,000円の追加でございます。

シルバーハウジングにかかわります生活援助員の手数料、利用者の増によるものでございます。

次のページになります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、920万円の減額でございます。

教育費の減に伴うものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、243万4,000円の減額補正でございます。

2目地域支援事業交付金、介護予防事業については、35万4,000円の減額でございます。

3目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業については、42万7,000円の減額補正でございます。

4目介護保険事務処理システム改修事業補助金、89万2,000円の追加でございます。

事業の減、あるいはシステム改修に伴う増による補正でございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金、1,426万円の減額につきましては、歳出に伴う減でございます。

2目地域支援事業支払基金交付金、43万9,000円の減額でございます。

次に、6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金、575万円の減額でございます。

支出・歳出に伴うものでございます。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金、17万7,000円の減額でございます。

2目地域支援事業、道交付金、21万5,000円の減額でございます。

次のページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、449 万 3,000 円の減額でございますが、介護システムの改修に伴う繰入れについては増でございますけれども、他の歳出の減に伴う減額が大きく減となるものでございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、14 万 6,000 円の追加でございますが、前年度繰越金でございます。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

27 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 16 号、平成 18 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,468 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 830 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、28 ページ、29 ページに記載しております第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、繰越明許費につきましては、30 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表繰越明許費、1 款水道費、1 項水道事業費。

忠類の東部地区道営畑総事業負担金、2,563 万 3,000 円を繰り越すものでございます。

本事業につきましては、忠類東部地区の道営畑総事業の単独営農用水に係ります事業でありまして、忠類東部地区で現在利用されている明和地区営農用水施設が供用開始から既に 30 年余りを経過しておりますことから、漏水件数の多発、水量不足といった自体であり、水道の不安定といった課題がございます。

受益者の経営規模が拡大する中で、営農に支障をきたしている状況から、道営畑総事業により整備が進められてきているものであります。

事業着手となります本年度において、当初、送水管路、排水施設にかかわる工事を 10 月下旬に発注すべく計画をいたしていたところでございますが、事業主体であります北海道より、設計業務に多くの時間を要したことから、工事発注時期が大幅にずれ込みまして、冬期工事となりますことから、年度内の完成が困難と判断され、平成 18 年度予定事業の一部を繰越実施することになりましたことから、その町負担分について、平成 19 年度に繰越しを行うものでございます。

次に、第 3 表の地方債補正につきましては、事業の確定によります地方債の減が主な中身となっております。

次に、歳出でございますが、34 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、補正額 9,468 万 1,000 円の減額補正でございます。需用費以下執行残でございますが、特に大きく負担金補助及び交付金、6,444 万 4,000 円と減額になってございます。

忠類の東部地区の道営畑総事業負担金が 5,900 万と大きく減額になっておりますが、当初、事業料の確保ができるということで予算措置をさせていただきましたけれども、北海道の財政事情等によりまして、全体の事業費の規模が縮小されましたことから、負担金についても減額をさせていただくものでございます。

次に、歳入でございます。

31 ページへお戻りいただきたいと思います。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、199 万 6,000 円の追加でございます。

2 項手数料、1 目手数料、23 万 5,000 円の追加でございます。

設計手数料が主な中身でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目簡易水道管理費補助金、26 万円の減額補正でございます。

次のページになりますが、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1,629 万 1,000

円の減額でございます。

歳出の減に伴うものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、317万2,000円の追加でございます。

前年の繰越金でございます。

6款諸収入、1項消費税還付金、1目消費税還付金、886万7,000円の追加でございます。

7款町債、1項町債、1目水道事業債、9,240万円の減額でございます。事業料の減に伴うものでございます。

以上で、簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

36ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第17号、平成18年度幕別町公共下水道事業特別会計予算（第4号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,502万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,905万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、37ページ、38ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、地方債の補正でございますが、39ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表地方債の補正変更でございます。

事業費の確定に伴いまして、地方債の総額を減額するものでございます。

歳出でございますが、42ページをお開きいただきたいと思っております。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、109万2,000円の減額でございますが、負担金等の執行残でございます。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、4,946万3,000円の減額でございます。

工事請負費等の執行残でございます。

次のページになりますが、2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、3万4,000円の減額でございます。

汚泥運搬手数料は単価減によりますものでございまして、委託料につきましては、処理量の増加による追加でございます。

2目札内中継ポンプ場管理費、82万8,000円の追加でございます。

電気料の追加でございますが、送水管内に硫化水素が発生をいたしまして、送風機の設置を増やしたような状況から、電気料の増となるものでございます。

3目管渠維持管理費、31万8,000円の減額でございますが、委託料の執行残でございます。

3款公債費、1項公債費、2目利子、494万8,000円の減額でございます。

起債当初、2.5%の予定で予算措置しておりましたが、実際の借入れ2.3%と、0.2%ほど減になったこと。

さらには、借替えが認められたことによります減が266万2,000円ほどございまして、7.2%の起債を2.55%に借り替えたというようなことから、利息が大きく減となるものでございます。

次に、歳入でございますが、40ページをお開きいただきたいと思っております。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目都市計画費負担金、7万円の追加でございます。

受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、1,827万2,000円の追加でございます。

特に札内地区の使用料が伸びているという状況でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2,225万7,000円の減額でございます。

6款諸収入、2項雑入、1目雑入、891万2,000円の減額でございますが、事業に伴います補償費の減でございます。

次のページになりますが、7款町債、1項町債、1目都市計画事業債、4,220万円の減額ござい

ます。

事業の確定に伴います起債の減でございます。

以上で、公共下水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

44 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 18 号、平成 18 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,524 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,131 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、45 ページ、46 ページにございます第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

地方債の補正につきましては、47 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表地方債の補正、変更でございます。

個別排水処理施設事業の事業費確定に伴います限度額の減額でございます。

次に、歳出でございますが、50 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、1,430 万円の減額補正でございます。

当初、事業費の執行残と当初予定しておりました新築 2 戸分について、次年度になりましたことから、減額をさせていただくものでございます。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、60 万 5,000 円の減額でございます。

特に委託料の執行残が主な内容となっております。

役務費については、汚泥の処理の増によるものでございます。

次のページになりますが、3 款公債費、1 項公債費、2 目利子、34 万 1,000 円の減額でございます。

先ほど言いましたように、2.5%計上しておりましたが、実質借入れ 2.3%ということで、利率の減による減額補正でございます。

48 ページへお戻りいただきたいと思います。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金、54 万 2,000 円の減額でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、10 万 5,000 円の追加でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、714 万 1,000 円の減額でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、10 万 6,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、5 款諸収入、2 項消費税還付金、1 目消費税還付金、102 万 6,000 円の追加でございます。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理整備事業債、880 万円の減額でございます。

以上で、個別排水処理特別会計の説明を終わらせていただきます。

52 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 19 号、平成 19 年度、幕別町農業集落排水特別会計補正予算、第 1 号について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 37 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 675 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、53 ページ、54 ページに記載しております第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

56 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、9,000 円の追加でございます。

基金への積立金でございます。

次に、2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、55 万 1,000 円の追加でございます。

燃料費あるいは電気料、ポンプの修繕料にかかわる追加が主な中身でございます。

2目排水処理施設、管渠維持管理費、93万9,000円の減額でございますが、委託料等の執行残でございます。

歳入、前ページになります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額9,000円でございますが、基金利子分でございます。

3款繰入金、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、103万1,000円の減額でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、64万3,000円、前年度繰越金でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

次に、57ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号、平成18年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回は、4条予算に係ります資本的収入及び支出の補正でございます。

資本的収入、既決予定額4億7,813万7,000円。補正予定額、8,555万5,000円の減額でございます。

3億9,258万2,000円と定めるものでございます。

資本的支出でございますが、既決予定額、6億1,597万3,000円から補正予定額8,291万4,000円を減額し、5億3,305万9,000円と定めるものでございます。

次に、59ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、8,225万2,000円の減額でございます。

大きく減額となりましたのは、道道関連事業で明倫停車路線、さらには札内南大通同事業の進捗状況が若干遅れてございまして、これに係ります関連事業を、翌年度以降に繰り越したというか、翌年のように実施することによりまして、大きく減額となるものでございます。

20目、第3次拡張事業費、66万2,000円の減額でございます。

執行残でございます。

前のページでございますが、資本的収入、2款資本的収入、1項企業債、1目企業債、8,050万円の減額でございます。

6款負担金、1目負担金、補正額505万5,000円の減額でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、8議案について、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○9番（中橋友子） たくさんのページにわたるのですけれども、聞きたいことは後期高齢者医療制度のシステム替えに伴う予算の計上がそれぞれの会計に出ておりました。

理由としては、補助金の内示が急に決まったということなのですけれども、ずっと見ていますと、国が制度をつくって、変えてきたにもかかわらず、かなりの独自負担がわが町でしなくてはいけない金額だなというふうに見たのですよね。

それで、全体の細かくお話されたのですが、全体にこのシステム替えで幾らかかって、うちの持ち出しは幾らで、国の負担割合というのは何パーセントなのでしょうか。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 先ほど来、説明させていただいております一般会計の分も含めましてでございますけれども、総体で事業費が3,911万3,000円。

補助金の額が合計で739万2,000円を予定しているところでございます。

ですから、差し引きますと、およそ3,200万ぐらいが町の持ち出しということになって、補助率につきましては、実質18.9%の補助率ということになります。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番(中橋友子) この補助が少ないということは、過日、新聞等にも報道されていたのですが、やっぱり今どこも財政難の中で制度変えになるとやむなくこういう予算組んで事業をスタートしますよね。

その場合に、変えてくる方の責任というか、つまり、国の方にもっと出してもらえないのかということなのかもしれませんが、そういう働きかけもやっていらっしゃると思うのですが、どうなのですか。

○議長(本保証喜) 町民課長。

○町民課長(田村修一) この財源につきましては、補助金と交付税で国の方は措置するという事になっておりまして、先ほど、中橋議員おっしゃったとおり、新聞報道で負担が大きいということが言われておりますけれども、町村会を通じまして、また、さらに北海道国民健康保険団体連合会を通じまして、市町村の方のこの苦しい状況を国の方に要望している最中でございます。

○議長(本保証喜) ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第13号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案の通り決することに、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第14号、平成18年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第3号)は、原案の通り決することに、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第15号、平成18年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案の通り決することに、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第16号、平成18年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第2号)は、原案の通り決することに、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第17号、平成18年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第4号)は、原案の通り決することに、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第18号、平成18年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第2号)は、原案の通り決する

ことに、御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第19号、平成18年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)は、原案の通り決することに、御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第20号、平成18年度幕別町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案の通り決することに、御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第25、議案第26号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

遠藤助役。

○助役(遠藤清一) 議案第26号、指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案書の9ページをお開きを頂きたいと思えます。

本議案につきましては、アルコ236、道の駅・忠類の両施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2、第6項の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものであります。

施設の名称は、アルコ236、道の駅・忠類であります。

指定管理者は、中川郡幕別町忠類白銀町384番地1、株式会社忠類振興公社。代表取締役杉本忠義氏であります。

指定の期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間であります。

次に、議案説明資料の9ページをお開き頂きたいと思えます。

指定管理者が管理を行う施設の概要を載せてございます。

アルコ236につきましては、平成6年度に建設された浴場、レストラン、客室などを備えた温泉宿泊施設で、平成17年度の利用者数は14万3,369人となっております。

また、道の駅・忠類につきましては、本年度アルコ236の南隣に移転新築したものであります。地場産品を原料とするパンの製造販売、南十勝を中心とする地場産品の販売、忠類地域を中心とする幕別町内の施設やイベント情報を初め、広く十勝管内のイベント情報、さらには主要国道の道路情報を提供する施設であります。

平成5年には、ナウマン象記念館やナウマン公園などを含む周辺一帯が道内で9番目の道の駅としての指定を受けているところであります。

議案説明資料の10ページであります。指定管理者が行う業務の内容を載せてございます。

指定管理者は、施設全体の維持管理はもとより、施設の使用承認、利用料金の徴収などの管理運営を行うものであります。

次に、株式会社忠類振興公社の概要であります。昭和63年6月1日に、地域住民64名の出資により設立された忠類観光物産株式会社を前身としておまして、平成6年のアルコ236のオープンに合わせまして、第3セクターによる管理運営を行うため、忠類村からの出資を受け、会社名を現在の株式会社忠類振興公社に変更したものであります。

現時点におきます町の出資額であります。2,500万円でありまして、発行株式総数790株の63%

を占めております。

忠類村におきましては、アルコ 236 については平成 6 年度から、物産センターについては平成 7 年度から、それぞれ地方自治法に基づく公の施設の管理委託を行っているところでありますが、法改正による指定管理者制度の移行に伴いまして、現在は指定管理者として両施設の管理運営を行っているところであります。

指定管理者の公社選定に当たりましては、幕別町公の施設の係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、第 5 条の規定に基づきまして、現在までの施設の管理実績による適切な管理運営能力、地元からの物資調達、雇用確保の上による地域経済の貢献度、そして、経費の節減効果、これらを勘案いたしまして、いわゆる非公募による町の出資法人であります株式会社忠類振興公社を候補予定者として、同公社から事業計画書、収支計画書等の関係書類の提出に加えまして、プレゼンテーションを実施した上、選定委員会における審査を経て、候補者として選定したところであります。

また、指定期間につきましては、アルコ 236 及び道の駅・忠類については、いずれも観光事業に属する施設であります。十勝管内におきましては、景気の低迷に加え、旭川、知床など特定地域の観光ブームによる余波を、一様に苦戦を強いられている業種であります。

このような状況の中、利用者の増加、収支改善に向けた経営努力がにわかに表れにくい業種でもありまして、中長期の計画をもって経営向上に当たる必要があること。

さらには、平成 19 年度から新たな道の駅が開業し、提供するサービス内容も一新して、再スタートを切ることとなりますことから、5 年間という中期的な期間を設定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますように、お願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

永井議員。

○21 番（永井繁樹） この指定管理者の指定につきましては、私も同意をするところであります。

さらには、12 月の私の一般質問にも、コスト削減の意味を含めながら、指定管理者の指定の手續に関しては、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、業務効果が相当程度期待できると思慮するときということ、町長も述べられておりますので、これについては異論のないところでありますが、今も説明の中にありましたように、現況、この施設等におかれている環境は、かなり営業面から見て厳しい状況にありますし、隣の町でも新しいホテルが開業されたということで、かなり施設に対する影響力があるというのが現況のように私は考えます。

それで、今の説明の中からは、指定管理者から向こう 5 年間、導入するに当たっての効果ということが説明をされておられません。

町は 6 割以上の出資でございますから、当然、先ほど申された書類審査、プレゼンテーションにかかわりましては、相当の意見を持たれていたのかなと思っておりますが、ここで、私たち議会がこの管理者制度を導入するに当たって多くの期待をしております。

また、これは初めての制度導入でもありますから、やはりこれを進める上では、それ相応の理解をして納得をしたいというのが私の気持ちであります。

そこで、数点お聞きをいたします。

参考にもなりますので、差し支えないわかる範囲で結構ですが、昨年 18 年単年度ということで指定管理者として指定をしておりますが、その前の平成 16 年、17 年の 2 カ年の決算額で結構ですが、これ辺りはどうであったか。

また、18 年の見込み決算はどうのようになっていくのか、参考程度までに教えていただきたい。

それと、2 点目ですが、19 年度からの 5 カ年計画の中で、この制度を導入することによって期待ができるコスト削減等々含めた効果ですね。

これをどのように判断されて推計されているのか、伺います。

また、債務負担行為で 6,000 万ということで、年にしますと 1,200 万掛ける 5 年間ですが、この会

社の経営が、もし赤字になった場合、当然出資をされている町の責任も問われますが、これらについてはどのような対策を考えておられるか。

それから、4点目ですが、今回の施設の中には、新規に導入されるミニベーカーリー等もございます。

そういった中で、今後、営業力を高めていくためにはかなりの人材教育、それと専門人材の登用というのが必要になってくると思いますが、それらについての考えをどのように持たれているのか。

以上をお聞きいたします。

○議長（本保証喜） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） まず1点目、平成16年、17年度の公社の決算状況という御質問でありました。

平成16年、これは公社の決算状況でありますので、直接指定管理業務にかかわらない部分の経費も入っておりますことを、まずお断りしておきたいと思っております。

それで、平成16年については20万程度、平成17年については180万程度の決算上は赤字が出ております。

それと、18年の見込みということでもありますけれども、これについては1,160万程度の赤字という見込みになっております。

2点目ですけれども、コスト削減の効果という御質問。これは5年間ということでありましたけれども、これは年数にかかわらずコスト削減というのは通常期待される。指定管理者に移行する場合には期待されるのだというふうに思っております。

ただし、この施設につきましては、既に公の施設の管理委託、いわゆる旧法による管理委託をしておりますことから、その段階で既に効果というものが吸収されている。

そんなことで、18年度からの指定管理者移行に伴う経費の節減、これについては負担区分を両者で定めまして、小破修繕については年間累積額総額が150万までについては、公社が負担しますよというようなことになっておりますことから、これが最大で150万は期待できるだろうということでありませう。

あと、指定管理者移行にといいますか、既に公の施設の管理委託をしている段階で、職員単価といいますか、従業員単価が既にこれもかなりの部分が削減されているということで、仮にこれ、今、逆の話でありますけれども、今は指定管理者に移行しようとしていますけれども、仮に直営にした場合、幾ら人件費が増えるのだということも計算できるわけでありまして、これが約6,000万程度ですね。

これを直営に戻すとすれば、なるということで、これがいわゆる裏返しの削減額といいますか、節減額といいますか、そういうことが言えるかなというふうに思っております。

次に、赤字になった場合ということでありまして、基本的には公社の方で剰余金を持っておりますので、それを充てていくという形になるかというふうに思っております。

これがどんどんなくなっていった場合、どうするかという御質問になるかとは思いますが、そこでは指定管理者として、管理業務を適正に判断できるのかできないのかといったことで、判断をして、対応を考えなければならないだろうと。指定管理者を指定した行政の立場としては、指定管理者から報告を受け、実態調査に入ることがありますので、まずはそういった調査をして実態を解明すると。

さらには、大株主としての立場というもの、これ当然でございます。

これについては、取締役もおりますし、また、株主総会での発言というようなこともありますので、そういった機会を通じて、収支改善を強く要望していく。申し入れていくといったことになろうかというふうに思っております。

次に、4点目、人材登用の考え方ということでもありますけれども、これは人材、既にもう今、18年度に向けては揃っております。

ただ、今、経営状況を見ておきますと、やはり弱い部分というのは私ども感じておまして、これはやはり営業面なのだろうというふうに思っておりますので、これは広く深く営業をやっつけていかなければ

ればならないだろうと。そういう人材を、人材をとといいますか、支配人を中心にそういうことに力を入れていかなければならないのだろうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

芳滝議員。

○2番（芳滝仁） 指定管理者、今回初めてでありまして、永井議員の御意見のところ集約されるのでありますが、1点、先ほど、遠藤助役の発言の中でお伺いしておきたいことがあります。

前回の議会で町長の方から、この指定管理につきまして説明がありまして、地域の公社が歴史的な意味だとかいろんな中で指定をされてくるという形になったわけでありまして、基本的に指定管理の場合は、私の考えでは公募をして、そしていろんな形で公募をしていく中で、いろんな会社であるだとかいろんな業界であるだとかということをお勧めしながら、そして、判断をしていくということが、基本的な形ではなかろうかと、こう思うわけでありまして。

今回の選定につきましては理解をしておるところでありますけれども、指定管理がこれから本格的に導入をされていく中で、一つの会社が初めから指定をされて、そして、それを、そのことが導入されていくというふうな形が、ほかの形ででもそれが、今はこういう形になったのだから、前例があるものだからという形でされていくようなことがあれば、また、今後のその制度導入に向けて、課題が残るのでないかというふうなことを考えることであります。

今回のことにつきましては理解を示すのでありますけれども、今後のその指定管理につきまして、その辺のことにつきましては、どういうお考えであるか、お伺いしておきたいと、こう思います。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） 今回の案につきましては、今、お話ございましたように、過去の歴史的経過、あるいは第3セクターという特殊事情がございまして、特定の相手を指名した中での指定管理者制度への応募という形でとらせていただきましたが、御指摘ありますように、19年で長期継続の契約も切れまじ、今後、新たにどういった施設を指定管理者制度の導入に向けて進めていくかと。まさしく今検討している最中ですが、基本的には地域限定はしたいというふうには思っておりますけれども、多くの方から公募いただけるような形はこれからの指定管理者の中では取り入れていきたい。

こういう特殊事例というのは、あくまでも第3セクターにかかわる部分というだけで捉えておりますので、それ以外の施設については、公募の形式を、地域限定型でとっていきたいというふうに、今考えて準備を進めております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（ないとき）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案の通り決することに、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

[陳情付託]

○議長（本保証喜） 日程第26、陳情第1号、「JR不採用問題の早期解決を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

ただいま、議題となっております、陳情第1号、「JR不採用問題の早期解決を求める意見書」の提出を求める陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により明3日から7日までの、5日間は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、3月3日から、3月7日までの5日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月8日、午前10時からであります。

12:19 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成19年第 1 回幕別町議会定例会

(平成19年 3 月 8 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条, 第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

9 中橋友子 11 中野敏勝 12 伊東昭雄

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第22号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第23号 幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第24号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第25号 幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 8 議案第28号 南十勝複合事務組合規約の変更に関する協議について

日程第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

会 議 録

平成19年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成19年3月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (29名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏 5 草野奉常
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 助 役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男
総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親 民生部長 新屋敷清志
経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄 教育部長 水谷幸雄
札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美 総務課長 川瀬俊彦
糠内出張所長 中川輝彦 税務課長 前川満博 企画室参事 羽磨知成
福祉課長 米川伸宜 保健課長 久保雅昭 町民課長 田村修一
農業振興担当参事 田井啓一 土木課長 佐藤和良 施設課長 古川耕一
水道課長 橋本孝男 学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁
地域振興課長 姉崎二三男 保健福祉課長 野坂正美 建設課長 吉田隆一
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
9 中橋友子 11 中野敏勝 12 伊東昭雄

議事の経過

(平成 19 年 3 月 8 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9 番中橋議員、11 番中野議員、12 番伊東議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第 2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に、一問一答方式により行うこととします。

なお、質問される各議員の持ち時間は、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11 番（中野敏勝） 通告通り質問をいたします。

老朽化が進む建物の改築・新築、今後の計画について、お伺いいたします。

公共施設で老朽化が進んでいる建物が見受けられます。特に札内福祉センター。昭和 49 年 4 月に完成、5 月から札内支所として業務を開始し、多くの住民に利用・活用されてきました。

鉄筋コンクリート造り 2 階建て、1 階は役場支所事務室、相談室や会議室、84 畳からなる和室、2 階には大講堂、図書室、2 部屋の和室があり、大講堂は結婚披露宴などにも利用されてきました。

図書室は移転し、会議室として利用されていますが、時代とともに利用状況も変わり様々な活動で多くの地域住民に利用されております。

この札内福祉センターは札内住民にとってとても便利なところに位置し、大きな役割を担っていることは間違いありませんが、完成から 33 年が過ぎ老朽化が進んでいます。平成 13 年、一部を改築し、支所業務を北側に移転していますが、2 階は建設当時そのまま、大講堂は多くの人が集まる所、障害者・高齢者のためにもエレベーターが必要になっています。長年の使用と時代の要請に伴って、修理や改築をしなければならない時期に来ているものと思います。

また、札内中学校、この建物も開校から 30 年以上が過ぎて、すがもりや雨漏りなどがおき、水まわりやボイラーも年月とともに老朽化が進んでいるものと思います。

修理にも多額の費用がかかり、さらに耐震工事も今後行われるとのこと。近年は通学区域の自由選択によって札内中学校に通う生徒も増えています。子供たちの教育現場の環境整備が求められている時、今後どのように進めようと考えているのでしょうか。これらの二つの建物、耐用年数はあとのぐらいいあるのか。また、新築、改築の計画はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 中野議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、札内福祉センターの改築についてであります。札内地域におきましては、コミュニティセンター、近隣センター、百年記念ホール等が順次整備されてきたところですが、札内福祉センターはその利用状況からみて、現在も札内地域におけるコミュニティ施設の中核となっていることが伺え

ます。

札内福祉センターはこの10年、年間3万人前後の利用があり、隣に札内東コミュニティセンターができた後も利用者数は伸びており、両施設で年間延べ5万人弱の利用があります。利用内訳としましては、冠婚葬祭での利用はなくなったものの、公的・準公的な使用、文化団体、体育団体、PTA等の社教育団体活動、さらには公区活動などにも広く利用されております。また、周辺の人口増加や、札内市街における位置的な観点から、その役割は今後とも重要であると考えているところであります。

2階の大集会室につきましては、たくさんの人々が椅子席で集える場所として、札内地域では最も広い会場となっておりますが、老人クラブやしらかば大学など、高齢者の利用も多いことから、階段の上り下りや物品の搬入・搬出など、2階にあることによる使いづらさは確かにあります。

平成13年度の改修で手をつけていない2階部分の老朽化、またバリアフリー対策等の課題があることは十分認識しておりますので、利用実態に即した改善点について、構造的、技術的な検討を進めてまいりたいと考えております。同時に、町部局とも協議し、全町的なコミュニティ施設の配置計画、機能分担等も勘案する中で、よりよい方策を見いだしていかなければならないものと考えております。

次に、「札内中学校の校舎を今後どのように管理していくのか」との御質問ですが、札内中学校は昭和50年に建築され、32年を経過し老朽化が進んでおり、また耐震強度の課題もありますことから総合計画の3カ年実施計画にも大規模改造事業として位置づけております。事業の進捗状況としましては、平成15年度に一次診断を実施し、耐震補強が必要であることが確認され、本年度二次診断を実施しており補強箇所や工法について示されたところであります。これを受けまして、平成19年度に実施設計の業務委託を発注するべく予算を計上しているところであります。今後、北海道教育委員会との設計協議を重ねながら、早ければ平成20年度から耐震補強工事に取り掛かり、屋根の葺き替えや給排水設備の更新なども実施してまいりたいと考えております。

なお、両施設とも構造上耐用年数は約60年とされていることから、適切な管理をすることにより、今後30年ほどの利用も不可能ではないと考えております。

以上で、中野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 今、御答弁を頂きましたけれども、町部局との協議検討を進めて、改築、こういうものやっていくということでもありますけれども、30年ほど前から見ると、今、新しい建材というか、そういうものがどんどん開発されている時代でもあるわけです。これらのものを活用して、どんどん改修あるいはリフォームなどをしていくことによって、残り、全体で60年間耐用年数あるということですから、30年を快適に活用できるのではないかとというふうに考えます。

また、エレベーターなども、今この中で検討されていくと思えますけれども、早急につけば非常に有り難いことだなというふうに感じております。ともかく、住民に見える形で、この改築をお願いしたいというふうに思います。

また、学校についても、非常に長い時間かかって耐震構造の診断をされているのですけれども、この間に事故でもあったら大変なことだと私は感じるわけです。これをみても、早くて20年に耐震工事をとり行われるということですが、もっと早く進めることはできないものでしょうか。また、屋根の葺き替えとか、そういうものもやっていくということでもありますけれども、現にすがもり、あるいは雨漏りというのが起きているわけです。こういうところも早急にやっていく必要があるのではないかとというふうに常々感じているところでございます。

この辺について、お考えを再度よろしく申し上げます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） まず札内福祉センターの方でありますけれども、福祉センターの改築につきましては、先ほども述べましたように、13年度に1階部分の改築をしております。2階部分は全く手をつけていないわけでもありますけれども、その当時にエレベーター検討をしております。ただ、その当時、エレベーターを構造的に設置することが当時不可能ということもありまして、見送った経過も

あるのですけども、ただ、現在の状況といたしましては、エレベーターも設置することはできる状態にはあるというふうに認識しております。ただ、札内地域のコミュニティ施設、これは隣に東コミュニティセンターができたこともありますし、100年記念ホールも完成をしております、そういった集会をする施設、あるいは社会教育的な行事を行う施設としては、札内地域にもほかにもあるわけですから、それらとのバランス、あるいはそれらの利用促進、なおかつ、福祉センターの中心的な役割を担う位置付け、そういったものを勘案しながら札内福祉センターの2階の改修についても今後検討を進めていきたいというふうに思っております。

札内中学校の件でありますけれども、確かに1次診断から2次診断に移るときに時間がかかっておりますけれども、これは札内中学校1校のみの診断ではなくて、ほかの全部で当時は13校ありました学校全部の診断をしなければならないという状況もありましたので時間がかかった経過もあります。

なお、また診断に要する費用も決してばかにならない金額でありますので、そういった部分でちょっと時間がかかっております。さらに、耐震工事につきましては、これは大規模改修という形になります。これらの工事を進めるに当たって、当然国の補助金あるいは交付金というものを見込まなければ工事が進められない状況にもありますし、そういった部分も総合的に見まして、今できる最も早い時期、これが平成20年度ということになるわけですけども、なるべく早く実施したい気持ちはもちろんありますけれども、なかなか財政的な余裕がない、そういった部分について、ちょっと子供たちにとって多少不便をかけているという思いもあります。なるべく北海道あるいは国と協議を進めながら、早めに工事に着手したいというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 福祉センターですけども、隣に東コミセンができたわけですけども、利用用途とかそういうのがちょっと違う分がありますよね。東コミセンは靴を脱いで入って、そして物事をやると。あるいは葬儀とかそういうところにも使われるというようなときには、当然福祉センターの2階を活用することになると思うのですよね。そういうようなときも、使えないからという形ではなくて、やっぱり使うためには高齢者も使えるように、やはり早急にエレベーターなどを設置することが必要でないかというふうに感じているわけです。

学校の部分ですけども、それぞれたくさん学校があるからやむを得ない部分があると思いますけれども、本当にこの5年間の間に事故とかそういうものが起きなければそれで済むわけですけども、万が一そういうものがあつたときに、本当に子供たちに大変な思いをさせるのではないかというふうな気がして申し上げたわけです。

そんなことで、いずれにしても、どちらの施設も早めにこの改善・改修、こういうものを行っていただきたいというふうに感じております。

以上で質問を終わります。答弁はいらないですけど、よろしく。

終わります。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○21番（永井繁樹） それでは、通告に従いまして、幕別町行政改革大綱（第3次）推進計画について、お伺いをいたします。

幕別町の行政運営を取り巻く環境は、地方分権、規制緩和、三位一体の改革などにより厳しさを増しているのが現状です。合併後のまちづくりは現在までは順調に推移しており、均衡ある発展に配慮してきたといえると思います。しかし、厳しい財政状況に変わりはなく、2007年度末の町債残高は230億円超と見込まれ、依然として台所事情は厳しいものがあります。

平成18年10月に策定された「幕別町行政改革大綱（第3次）推進計画（平成18～22年度）」の中で、効果額がそれぞれ総額で8億6,952万9,000円と示されております。それぞれの数値の根拠となる要因及び施策についてお伺いをいたします。

最初に、公共施設の休館日及び開館時間の見直しで、平成 20 年度から 22 年度まで 1, 177 万 2, 000 円、これらについて。

2 点目、団体等への補助金等の見直しで、平成 20 年度から 22 年度までで 3, 600 万円、これらについて。

3、定員の適正管理。平成 19 年度から 22 年度までの間で 5 億 7, 334 万 2, 000 円について。

4 点目、時間外勤務・休日勤務手当の見直しということで平成 18 年度から 22 年度、4, 680 万円。

5 点目、公債費繰上償還について。平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間ですが、5, 852 万 4, 00 円について。

6 点目、広告料収入の検討。平成 19 年から 22 年度までの 4 年間ですが、374 万 4, 000 円について。

7 点目、公共施設使用料減免の見直し。基本的廃止ということで、平成 22 年度に 400 万円の計上が出ます。これらについて。

8 点目、職員住宅・教員住宅の戸数の見直し。平成 20 年度から 22 年度の 3 年間で、2, 365 万円について。

最後に、普通財産の売却でございますが、平成 18 年から 22 年度の 5 年間に 1 億 1, 169 万 7, 000 円。

以上のような数字が挙げられております。これら 9 点について、お伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員の御質問にお答えいたします。

「幕別町行政改革大綱推進計画について」であります。

本町では、昭和 62 年に第 1 次の幕別町行政改革大綱を定め、事務事業の見直し等に取り組み一定の成果をあげてまいりました。その後、平成 8 年に第 2 次の幕別町行政改革大綱を定め、さらに 10 年を経過した平成 18 年 10 月に、このたびの第 3 次幕別町行政改革大綱及び推進計画を定めたところであります。今後とも、より一層の効率的な行財政運営を行い、住民サービスの向上に努めていかなければならないものを思っているところであります。

また、今回の大綱及び推進計画の策定に当たりましては、平成 17 年 4 月に町職員を構成員とした幕別町行政改革推進本部を庁内に設置するとともに、素案の策定に当たり、その後住民代表による幕別町行政改革推進委員会において審議を頂き、平成 18 年 10 月に策定の運びとなったところであります。

今回の大綱の中では、取り組む項目として 4 本の柱を立てております。

一つ目は、「効率的な行政運営システムの確立」、二つ目には「自立型組織への転換と組織の再編」、三つ目は「住民との協働による行政運営の実現」、四つ目は「自立可能な財政構造の構築」であります。同時に、これらの柱を具現化するものとして 42 項目からなる推進計画を定め、検討に着手したところであります。また、この推進計画では、行政改革の効果に関して、数字で表現が可能な項目については、現時点における経費の削減目標額あるいは期待額という意味での効果額を設定したところであります。

御質問の 1 点目「公共施設の休館日及び開館時間の見直しについて」であります。公共施設の中で、特定の時間帯において利用者が皆無に近いという実態がある施設については、開館時間の短縮を行うという見直し案であります。具体的には、幕別・札内地区のコミュニティセンター 5 館に関して、利用開始時間を、現在午前 8 時であります。これを午前 9 時に 1 時間繰り下げることにより管理経費が年間で 276 万円減となること、あるいは忠類体育館に関しては、現在利用開始時間の午前 10 時を午後 1 時に 3 時間繰り下げることにより管理経費が年間 116 万 4, 000 円減となること。これらにより、平成 20 年度から平成 23 年度までの 3 年間の合計として 1, 177 万 2, 000 円となるものであります。

御質問の 2 点目、「団体等への補助金等の見直しについて」であります。団体等への補助金等のうち補助目的を達成したものの、補助効果の薄くなったもの、自主自立が可能なものなどについて、廃止又は整理統合に向けた検討を行うとともに、当該団体の繰越金が多額なもの、さらには補助金の

部分が運営費に充てられているものなどについて、縮減に向けた検討を行おうとする見直し案であります。現時点における補助金等 140 本について、それぞれ検討し、このうち住民の皆さんに行政の一翼を担っていただいていることに対する交付金や農業関連資金の貸付金に対する利子補給補助金などに関しては、当面現行制度を継続していくという考えにより削減は行わないこととし、各種団体等に対する運営費補助金等に関しては、平成 19 年度から各種団体等と補助金の削減に向けた協議をさせていただきたいと考えているところであります。削減の協議対象となります補助金は、40 本を予定しているところであります。削減額につきましては、現時点におきましては激変緩和となるように段階的な削減を基本的に考えているところでありますが、具体的には平成 20 年度に 5%相当額、平成 21 年度には 10%相当額、平成 22 年度には 15%相当額を削減するという内容であります。単年度あたりの 5%相当額が約 600 万円であるため、平成 20 年度は約 600 万円、平成 21 年度は約 1,200 万円、平成 22 年度は約 1,800 万円となり、3 年間の合計で 3,600 万円になるものであります。

御質問の 3 点目、「定員の適正管理について」であります。職員定数削減の数値目標を掲げた定員適正化計画を策定し、定員規模の適正化を図っていくという見直し案であります。具体的には、職員の補充については、退職者数の 4 割補充を基準とすることにより、平成 18 年度と平成 22 年度を比較して職員数の 18 人減を目指すものであります。年度ごとの定年退職予定者数等と新採用者数を推計し、個人ごとの給与及び共済費を積算して、人件費としての削減額を算出したものであります。

定年退職予定者の人件費につきましては、平成 19 年度から平成 22 年度までの影響分として、大体一人当たり平均 997 万円であり、4 年間の合計で 6 億 6,156 万 3,000 円の減となります。また新採用者の人件費につきましては、平成 19 年度から平成 22 年度までの影響分として、これも一人当たり平均約 420 万円でありますことから、4 年間の合計では 8,822 万 1,000 円の増となります。したがって、これを差し引きトータルいたしますと 5 億 7,334 万 2,000 円の減になるというふうに見込んでいます。

御質問の 4 点目、「時間外勤務・休日勤務手当の見直しについて」であります。時間外勤務手当・休日勤務手当に関しまして、支給総額の縮減を図ることに取り組むというものであります。具体的には、事務事業を推進していくに当たり職員個々が効率的に仕事をこなすこと、また係内・課内における協力体制を強化していくことにより時間外勤務等の縮減に努めることとし、支給総額を現在の給料総額の 7%相当額から 6%相当額以内になるよう削減に取り組むものであります。削減額につきましては、年度ごとに各年度における給料総額に対して 7%相当額から 6%相当額に削減した場合の金額として積算しておりますことから、平成 18 年度からの 5 年間で 4,680 万円の効果となるものであります。なお、効果額が毎年下がっていくことにつきましては、職員数が毎年、減になる見込みであることに伴い、給料総額も毎年下がることによるものであります。

御質問の 5 点目、「公債費繰上償還について」であります。中・長期にわたり健全な財政運営を確保するため、高利率の起債の繰上償還を行うことにより、財政効果として後年度における公債費の縮減を図ろうとするものであります。具体的には、平成 18 年度末における利率 6.0%以上の起債 48 本、起債残高 3 億 7,891 万円を対象に検討をしております。平成 20 年度から平成 23 年度までの 3 年間で実施した場合に、後年度支払うべき利息の軽減として 5,852 万 4,000 円の効果を見込めるものであります。

御質問の 6 点目、「広告料収入の検討について」であります。新たな自主財源の確保の一つとして、町のホームページ、広報誌などに広告を掲載し、広告料収入を得ようとするものであります。具体的には、現時点において、単年度あたり、ホームページへの広告掲載として 4 件 33 万 6,000 円程度と見込み、また近隣センターの塀などへの看板設置として 10 件で 60 万円ほどを見込んでおり、平成 19 年度からの 4 年間で 374 万 4,000 円の収入を期待しているものであります。

御質問の 7 点目、「公共施設使用料減免の見直しについて」であります。現在各公共施設の使用料につきましては、施設の本来利用目的に沿った使用の場合は 10 割減免が適用されております。ただ、町民間の負担の公平化を図ること及び受益者負担の公平化の原則の視点に立って、廃止を基本とした

見直しをするというものであります。10割減免を適用しないと仮定した場合の最近の利用実績に基づく使用料収入の増加分を推計しますと、コミュニティセンター等で約440万円、社会教育施設で約1,560万円、合わせて約2,000万円の増となります。しかし、地域住民の活動拠点でありますコミュニティセンター等の使用料につきましても、活動の低下を招かないような配慮も必要であろうという観点から住民負担を可能な限り後年度に先送りするという考えとしております。また、社会教育施設につきましてもコミュニティセンター等と歩調を合わせた方が良いのではないかと考えて、今、進めているところであります。

次に、金額についてであります。激変緩和措置をとり平成23年度に今の10割減免を8割減免にすることとすれば、2,000万円の2割分に相当する400万円を利用者からの負担分として積算をさせていただいたものであります。

御質問の8点目、「職員住宅・教員住宅の戸数の見直しについて」であります。近年職員住宅や教員住宅に空き家が見受けられることから、必要戸数の見直しや他用途への転用を検討するものであります。具体的には、現在旭町の職員住宅の利用が少なくなってきたこと、6棟11戸を解体し、その用地を売却することに努めていこうというものであります。建物は、すべて平成20年度に解体し、用地は、平成20年度に3区画、平成21年度に3区画、平成22年度に4区画分を売却するという計画で、この計画でいくと3年間で合計2,365万の収益が得られると推計するものであります。

御質問の9点目、「普通財産の売却について」であります。普通財産のうち将来的にも利用見込みのない土地について売却を進めていくよう努めていくものであります。具体的には、平成18年度で2筆1,113万2,000円、平成19年度で7筆2,706万円、平成20年度で同じく7筆1,550万7,000円、平成21年度で24筆1,879万8,000円、平成22年度で1筆3,920万円の合計40筆1億1,169万7,000円を見込むとするものであります。

以上が、推計した財政効果であります。

ただ、この効果額については、このような考えのもとに積算をいたしたわけではありますが、このように現在目まぐるしく変化する昨今の社会情勢や、ますます複雑多岐にわたる住民のニーズ、さらには価値観の多様化など時代の潮流を見極めながら柔軟に対応すべく、毎年推進項目や効果額などについてもローリング等を行うなど見直しをしていくことも必要であろうというふうと考えているところであります。

以上で、永井議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） ただいまの答弁内容、9項目にわたって、今後推進計画に基づいて取り組む方向性、確かにわかりやすく説明を頂いたところでございます。

9項目の中で、時間等の問題もありますから、本日は1番目、2番目、7番目、これらについてお伺いをします。その他についてはまた別の機会に質問をさせていただきたいと思いますが、最初に公共施設の休館日及び開館時間の見直し、それと7番目の公共施設利用料減免の見直しについて、これは抱き合わせの質問になりますが、今町長の答弁でありますように、これらの問題はやはり財政の健全化の一環としてとられる施策と考えております。

それで、ただいま述べられました方向性を達成していくために、一つお考えがあるかないかお聞きしたのですが、公共施設の有効活用基本方針というものを作成する考えがあるかどうか。これらについてお伺いをしたいと思います。

これは、タイトルからの休館とか開館時間だけの見直し、若しくは使用料減免だけの見直しという問題にはもちろんかわらず、広い範囲で公共施設については見直さなければならないと私は考えます。その中の一つに、今申された1番目、7番目があるのだろうと。それで、他自治体でもこのような有効活用の基本方針を作成され、既に実施をしている自治体も数多くあると聞きます。

幕別町では、私が聞いたところでは、まだその状況に至っていないのではないかと思いますので、町長の考え方をここで伺いますが、現況地方分権を迎える中で町民の自主的な活動、町が支援する

というのは当然のことですし、その中で町民の協働参画を推進するということが、町長の今までのいろんな答弁の中でも必ず出てきている言葉でございますが、これらすべて地域の財産である公共施設を町民が今以上に一緒に利用、活用を増やしていただくというのが基本的なところではないかと私は思います。ですから、政策によってこういったものが損なわれると本来の公共施設の住民利用に対する目的というのは、おかしな方向にいくのではないかと考えますので、ここで町長の考えられている中で結構ですが、公共施設の有効活用基本方針、この作成にかかわっての目的、また基本的な考えの中には、町財産であるとともに多角的な活用、効率効果の活用とかもございませう。

基本方針もそれぞれあると思いますが、これらについて町長は現状ではどのように考えられておられますか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました公共施設の有効活用基本方針を策定するかどうか、今の段階では、正直言ってまだ検討段階にも入っていないのが実情であります。中身についても、今先進の事例もあるというようなことをお聞きしましたので、十分調査をさせていただきたいというふうに思いますが、私はやはり公共施設を有効に活用していただく、何といたってもやはり住民の皆さんが活用しやすい、利用しやすい状況をつくっていくのが、私どもの責務なのだろうというふうに思っています。

ただ一方で、当然施設をつくり、施設を運営していくためには費用もかかるわけでありませう。そうしたことから、住民の皆さんにも協働の意識、協働に参画してもらうというようなことから、一定の利用負担もお願いしていくことが現状でありますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたように、余り利用負担の方に重きを置くことによって住民の皆さんの利用が停滞するようでは、何のための施設かということにもなっていくわけでありませうので、その辺十分理解を得られる中で、施設の使用料等も減免の在り方等も含めながら、これからお話しいただきました、御提言いただきました基本方針についても十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） このことにかかわりましては、やはり住民に対する情報を含めた情報の公開提供というのはかなり重要になってくると思っております。

それで、これ、予定では実施年度が20年度からということで、もう既に18年度、19年度、今年度も入りますが、検討の段階にあるということで1年近くも経っておりますが、やはり住民サービスに直結する施設、これらについてはかなり広報・インターネットを含めた公表というのが、情報提供というのがかなり問題になってくると思っておりますが、これらについては今後どのような考え方をお持ちでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 特に身近な施設としては、近隣センターですとか、コミュニティセンターですとか、先ほどお話しました福祉センターですが、町民会館ということがあるのだろうと思っておりますけれども、これらについては特に広報でも公表というようなことは出ておりませうけれども、議会には決算の資料等、あるいは、近隣センターについては、毎年運営委員会、運営委員長会議等の開催をさせていただいて、その中で地域の実態についての説明をさせていただいているのが実情であります。したがって、その情報についても、いろんな問題、それぞれの地域が抱える問題もあるわけですし、また施設事態は当然のことながら、町が設置して運営をお願いしている近隣センターなんかもあるわけですから、それらの整合性を図るという意味からも、当然のことながらいろんな情報を公開する中で、お互いが均衡のあるような利用状況になっていくことが、何よりも望まれていくのだろうというふうに思っておりますので、引き続きどういふ手法がいいのかは別にしながら、情報公開等についても協議をしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） もう1点。こういった計画を実施していくために、もちろんこれはかかわっている職員もそうなのでしうけれども、現況からいろんな判断をしていかななくてははいけないという中

で、住民の意向もかなり取り入れていく、ヒアリングを重ねていくということも必要なのですが、我が役場の体制の中で、全公共施設にかかわっての住民の考え方を吸収していく、そういったシステム、かなり充実する必要があると思いますが、どのように考えますか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど言いましたように、近隣センターについては、それぞれの近隣センターの運営委員会に運営をお願いしておりますから、それらの皆さんに集まっていただいて1年間のいろんな実績ですとか利用状況について、あるいは要望を受けたり、こちらからのお願いをしたりというようなことの情報の収集なり情報の発信をしているところでもあります。

それ以外、特に何々協議会というようなものは特別は持っておりませんが、あとは今言いましたように、この行革で進めるこの委員会自体、住民の皆さんの代表によります行革推進委員会等においても、これらの状況をお話し、また御意見を頂く、あるいは社会教育施設関係については、教育委員会のサイドの方でも十分それぞれの担当なり、あるいは利用者の意見を集約しているというふうに思っております。一本化にまとめた、あるいは庁舎内にそういう組織というもの現在は持っていませんけれども、それぞれがそれぞれの担当において十分利用者の意見等を集約しているものというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） もう1点、今後の実施方向に向けた取組の中で留意をしていただきたい事項が2点ほどございます。

現況、これが町の中にあるかどうかは前提ではございませんが、法律等によって利用の制限等がかなりあるものがありますので、利用目的以外、その利用を拡充するのが不相当と判断される場合も多々あると思います。しかし、有効活用を行う上で、そういったことを優先的に考えてしまいますと、どうしてもそこに将来性が出てこないということもございますので、そういった施設があったとしても、例えばその施設の一部でも法律をクリアされて利用できないかというやはりきちっとした検討、まずこれをきちっとしていただきたい。それと施設の利用拡充を検討する際については、いろんな日ごろの運営を省みて工夫することはもちろんなのですが、町民を利用できるスペースがありながら、事実上これはあるかないかわかりませんが、事実上例えばそれが倉庫ですとか、物を置くストック場所に適用されているという場合もあり得るでしょう。そういった細かいところも、公共施設の有効活用という部分から、決して見落とすことなく、今後に向けた対策の中に取り組んでいただきたいと思いますが、どう考えますか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公共施設ですから、当然のことながら、それぞれの目的に沿った利用をしていただくということでありまして、例えば、利用制限をしているようなもの、これはうちの町はそうないと思うのですが、いわゆる悪徳商法的なことで利用をしているというようなことでいろいろ話題になったこともあるわけでありまして、そういったことはやはり我々としても厳に慎んでいかなければならない、対応していかないとならないというふうには思っておりますけれども、ただ一応目的外使用ということは条例なり規則で謳っておりますけれども、ただその目的が使用中でも想定されないようなものの中にはひょっとしたらあるのかもしれませんが。そういった場合は、いろいろな状況を見ながら、あるいは町長が特に認めたときというようなことの中で、可能なものの中にはあるのかもしれませんが、やはり公共施設ですから、住民の皆さんから指摘の受けられないような、批判を受けられないような利用でなければならぬだろうというふうには思っております。

それから、せっかくの部屋が物置場的な状況で使えないようなものがあるのでないかということで、これはそういうことがあっては当然いけないだろうと思います。適宜、その管理する担当者の方で、十分施設の管理状況を把握しながら、承知しながら対応してまいりたいというふうには思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） それでは、次の団体等への補助金等の見直しについてお伺いをいたしますが、こ

れについて、まずこの計画書の中で各補助金の必要性などを審査する委員会等の設置も含まれていると思います。それで、それらについて町長の考え方をお聞きしますが、幕別町補助金等検討委員会の設置、これについてももちろんこれは考え方があるという前提でお話をしますが、まず補助金の整理効率化の考え方の中で、小額補助の廃止、これらについてどう方向性を持たれているのか。

それと、団体補助、制度補助の方向性でございますが、私は基本的に団体補助も小額補助と同様、廃止若しくはそういった方向に検討を進めるべきだと考え方は持っています。その中で人件費について補助を受けている団体、これらに対する考え方ですね。

それと補助の内容や団体の運営状況。これらまた団体の決算について町民への説明責任が私はあると考えます。情報公開条例に基づく説明責任を考えたときに、補助を受けた団体が事業内容を町民に説明することは必要ではないだろうかとは私と考えますが、これらについての考え方。

それと、補助団体の事業運営なのですが、これは当然町の職員も担当者としてきちっとついておられると思いますが、これらについてのチェックや指導の徹底がきちっと強化されているのか。

これらについての考え方を伺います。

それと、2点目に、町のこういった財政諸制度についての考え方なのですけれども、町独自の制度ということになります。補助金にかかわっての町税等、滞納者に対する補助金との支給制限、こういったものも考えられるのではないかと思います。要するに補助金対象者の中に滞納者云々が対象としているかいないかという問題もありますが、それに対して対策ですね。

それと、もう1点、こういった補助事業にかかわるときの評価制度といいますか、その事業の評価制度、こういったものを私は取り組む必要があると思いますが、これらについて今後どのような考え方を持たれているのか。それで、その評価制度のときに、先進自治体ではチェックシートというのをもう既に活用されている実態がございます。これはここでは詳しく申し上げませんが、それらの活用も含めた中でどのように考えられているのか。それと、評価制度の構築において、こういったものをもし検討されて実施するとすれば、委員会形式が多いという自治体が多いのですが、モニター制度や分野別の検討会議、こういったものも取り入れて町民の参加を促すという方法もあると思いますが、これらについて、町長の考え方をお伺いします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 補助金の縮減、整理統合については前段申し上げたとおりでありますけれども、小額補助というのは、例えば2万とか3万という本当にこの少ない額を今までも補助してきた団体も実はあるわけでありまして、これらについてはそれらを何とか自分たちの中で、活動の中で吸収していただけないかというようなことのお話で、あるいは理解を頂く中で、今まで整理をしてきたというような経緯もありますし、これは19年度からそれぞれの団体といろいろ協議をさせていただく中で、いわゆる町からの補助金が実際にその団体の活動の中でどのように使われているか、そのことが一番大事なことなのだろうというふうに思っておりますので、十分町職員担当者と相手の方の団体の皆さんと話し合う中でやっぱり理解を得られる中で補助金の整理をしていかないと、一方的に一律5%、10%カットしていくのもなかなか難しい面もあるのかなど。それをやらないとできないのだというような声もあることはあるのですけれども、できる限り理解を頂く中で進められればなというふうに、実は思っているところであります。

それから人件費にかかわってはそう多くはないと思うのですけれども、ちょっと詳細はすぐは思い浮かばないのですけれども人件費も本来的ではないと思います。ただ、大きな商工会なんかの場合の人件費というのは、これは一つの定めの中で負担していこうというものでありますから、規則の中で定めたものは別でありますけれども、そのほかの団体ではそうは多くはないのだろうというふうに思っております。

それから、町民の説明責任、当然のことながら、これは町の補助団体については監査委員の監査の対象でありますし、毎年監査を実施していただきながら、何かがあれば御指摘をされていると思います。ただ、その団体そのものが町民の皆さんに公表するというか、説明をするというような場という

のは今の段階ではほとんどないだろうと思いますし、あるとすればそれぞれの総会とか、あるいは協議会といいますか、そういった中で団体独自でやっているのかなというふうに思いますけども、なかなかそこまで私どもが位置付けするところは難しい問題があるのでないかなというふうに思っています。

それからチェック機能でありますけども、当然補助金の申請を受けて、補助金の決定にするまでは、職員の手、あるいは財政担当の手を通して決定されるわけありますから、それぞれのところでまずはチェックをしながら、先ほど言いましたように多額の繰越金が出ているような状況がないか、あるいは今言いましたように出された補助金がどのようなところに重点的に使われているか、そういったチェックは当然しているというふうに思いますし、これからもそうしていかなければならないというふうに思っております。

あと、滞納者がいるかどうかについては、正直それはチェックの対象には、今のところはしていないというふうに思っております。

それから、いろいろな評価制度、これは補助金もそうでしょうし、いろんな事業も今盛んに費用対効果的なものが、いわゆる事業をやる、補助金を出す以上、その財源がどう使われているかと、これは必要なことだろうというふうに思います。

先進地のお話、今またお話いただきました。これらも含めながら、これから検討していきたいと思えます。

それから、最初にありました小委員会的なものはこれから設置をして、まず庁舎内にその補助金の検討委員会をつくってきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 団体補助等にかかわる情報公開なのですが、現況中ではないという私も認識をしておりますが、やはり協働のまちづくりですとか住民自治のまちづくりを考えたときには、これからの団体については、やはり補助を頂いているということであればやはりその説明責任をきちっと果たしていくという、そういう方向に向かっていくのが、私はいいまちづくりになっていくと思いますので、これは是非今後も検討の中に入れていただきたい。

それと、最後になりますが、これは先進地でやっておられる事例でございますが、補助のところで住民税の、これはある自治体では1%相当額を予算に取り組んで、その使い道を町民が決めていくと、こういった政策に取り組んでいる自治体がございます。1%が妥当かどうかは、私はここではちょっとわかりませんが、こういった方式を用いている自治体、試行から始められていると思いますが、やはり町長の目指す協働のまちづくりからいきますと、かなりこれは有効的な方法かと思えますし、これをどういう方式でやるかというのはいろいろ検討の必要があると思えますが、これらについて町長の考え伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の補助団体にも説明責任があるのでないかと、これらについては十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、住民税1%を住民に還付するといいますか、還元していろいろな施策をやっていると、これは補助団体ということにも通じるのでしょけれども、根っこにあるのはやはり協働のまちづくりということなのだろうというふうに思っております。これも私も報道で見る限りでは、なかなか立ち上げたけども実態としてはうまくいってなくて、途中で計画倒れしたというようなこともあります。そう多くはないのだろうと思いますけども、そうしたことも、これからのまちづくり、特にこれから協働のまちづくりを進めていく中では大変重要なことでもあろうというふうに思っておりますので、随時研究をさせていただきながら、さらに私どもも協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉坂達男議員の発言を許します。

杉坂達男議員。

○27番（杉坂達男） それでは、私からは当面する忠類地域の活性化対策についてお伺いをしたいと思います。

本町が旧忠類村と合併をいたしましてから、1年が経過いたしました。新幕別町として2年目をスタートしましたことから、これまでを振り返り、地域住民の一人として地域要望を含め当面する事業について町長にお伺いしたいと思います。

はじめに、両町村の合併協議期間中、さらには合併後の1年間を通じまして、理事者をはじめ議会、町民の皆さんに様々な御配慮を頂き、合併後の忠類地域について御心配をいただきましてまいりましたことに厚くお礼を申し上げます。

私は、一住民として時間の経過とともに次第に合併の実感を持つ中で、本町が実に農業を最重要視し、諸施策が絶えず前向きに進められておりますことに対し、合併しました忠類地域が純農村部という立地条件からして、将来の地域振興とその発展に極めて強い確信をもつものであります。

さて、町長は先の議会の行政報告の中で、合併後の1年間を検証されました。

1点目には、財政効果について。

2点目には、行政能力とサービスの向上維持についてありました。

いずれもそれは顕著であり、その効果は後年度に如実に表れるものと思われまます。

3点目には合併による一体感の醸成と効果的な街づくりの推進であります。

これらにつきましては、合併協議の中でも特に慎重に取り扱われた経過もあり、合併後はその協議に基づき様々な機関や団体などの合併や統合が進み、次第に両地域の「一体感の醸成」や「均衡ある発展」が進みつつあります。しかし、このような具体的な地域の変化の一方で、忠類地域の住民の心の中には絶えず合併前の地域の姿を将来維持できるかという懸念があることもまた当然であります。

私は、当時の忠類村が幕別町との合併により一つの地域として新町の中で、持続的に発展可能な地域づくりができると、まちがいなくその方向に進めると、そういう確信のもとで合併を決断いたしました。今、忠類地域は、町長からの諮問を始め、各種検討事項や住民の意思決定等を取り扱う「地域住民会議」や協働のまちづくり理念のもとで、行政依存から脱却し住民自ら物心両面にわたっての地域づくりに取り組む積極的な気運が次第に高まりつつあります。

町長は、このような合併1年後の忠類地域に対して、行政報告でも、また新聞などでも、忠類地域が衰退しないよう配慮される旨の考えを述べられており、当面実現可能な新規就農者の優先的な紹介、行政が行う会議や行事の開催、さらには地域懇談会の開催等をあげられ、その積極的な取組みに深く感謝と敬意を表すところであります。併せて、私は合併による「一体感の醸成」のために、今後本町と忠類地域の住民の交流が一層盛んになるためにもスポーツや芸術文化の振興にも意を配していただき、とりわけ最近愛好者も多くなり地域要望も極めて高くなってまいりました室内ゲートボール場の設置、幕別、忠類の交通の動脈ともいえる道々の整備についてもその考えと対応をお伺いし、改めて当面する忠類地域の活性化対策について具体的にお伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉坂議員の御質問にお答えいたします。

「当面する忠類地域の活性化対策について」であります。

先の町議会臨時会におきまして、合併後の1年間を振り返り、財政効果など合併効果について御報告をさせていただきましたが、その中で「一体感の醸成と均衡ある発展は、合併後のまちづくりを進める上で、最も意を用いていかなければならないもの」と述べさせていただきました。この考えは、

合併協議の段階から変わるものではなく、「合併の方式は編入合併」という重い決断と提案がありました時から一層この考えを強くいたしたところでもあります。

杉坂議員の御質問の要旨にもありますように、編入となった忠類地域の皆さんにとりましては、日々の生活の中で合併による環境の変化を実感されており、忠類地域の衰退を心配されるのも当然であり、また自然なことであると考えております。こうした不安や懸念を真摯に受け止め、解消していくことが、私ども町政を担う者の責務であり常にこのことを念頭におき、まちづくりを進めていかなければならないものと考えているところであります。こうした考えのもと、御質問の「当面する忠類地域の活性化対策」について述べさせていただきます。

まず、総合計画の3カ年実施計画におきましては、基本的には合併前の旧忠類村において計画されておりました事業を引き継ぐとともに、合併後に新たな事業も位置付けいたしたところであります。具体的には、道路改良につきましては平成18年度は、継続・単年度事業合わせまして7路線の整備に取り組み、19年度以降につきましては継続事業を含めまして9路線の整備を計画いたしているところであります。

安全・安心なまちづくりの面では、本年度、高規格基準の救急車と所要な救急救命士の配置をいたしました。

観光振興につきましては、新・道の駅の整備に続き、平成19年度において旧物産センターの改修、忠類ナウマン公園のパークゴルフ場への夜間照明の整備を予定いたしております。

教育・文化関係では、19年度においてナウマン太鼓の和太鼓を更新し、郷土の文化の振興を図ってまいります。

また、ただ今申し上げました旧物産センターの改修、パークゴルフ場への夜間照明の整備につきましては、忠類住民会議での地域振興策の審議を踏まえた提言を尊重させていただき、幕別町の南玄関として、また忠類地域振興策の大きな柱であります観光の振興を図るものであります。

忠類住民会議につきましては、御承知のように、忠類地域の住民の方々の意向を行政に反映させることを目的に設置され、現在15人の委員さんにより忠類地域の振興計画について御論議を頂いているところであります。本年秋ごろまではとっておりましたけれども、昨日の住民会議では来年1月ごろというふうになったようではありますが、最終的な提言がなされる予定となっておりますので、その提言・要望を十分尊重させていただき、事業の内容によっては3カ年実施計画に位置付けをし、住民の皆さんとともに地域づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

3カ年実施計画以外では、ソフト事業になりますが、これまでも申し上げておりますように、酪農を希望する新規就農者の優先的な紹介、各種会議の忠類地域での開催、地域懇談会の開催などに意を用いてまいりたいと考えております。

また、文化・スポーツ面では、本年度教育委員会主催によります文化講演会、さらには町民芸術劇場の主催によるコンサートを忠類地域で開催いたしました。今後も行政サイドだけでなく、各種団体による催しの忠類地域での開催も促進してまいりたいというふうに考えております。

次に、お話ありました室内ゲートボール場の設置についてであります。御質問にもありましたように、忠類地域において特に60歳代の愛好者が増加し、ゲートボールが活発であるということをお聞きいたしておりますし、私も昨年何回かゲートボールの大会に参加をさせていただきました。そうした中で、冬期間忠類地域に施設がないことから、現在は週に一度幕別の老人健康増進センターを利用されているとのことであります。忠類地域における室内ゲートボール場の設置は、全段申し上げました「均衡ある発展、あるいは一体感の醸成」の促進、あるいは健康増進や定住促進など地域振興の観点からも、有効な手立てと考えているところであります。今後、広く御意見をお聞きし、その設置について3カ年実施計画を策定する中で、検討いたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、「本町地域と忠類地域を結ぶ道々幕別大樹線の整備について」であります。この路線は町内の重要な路線であり、これまでも北海道に拡幅の整備促進を要望してきたところであります。合

併によってさらに重要度が増したものと受け止めているところであります。現在糠内地区から中里地区までの約2.6キロの区間につきましては、現状が路肩を含め6.5メートルの幅員と狭隘であります。路肩の低下や損耗の著しい箇所も見受けられますことから、平成18年度から用地測量・設計などに着手していただいております、平成19年度には橋梁設計、用地買収などを進め、その後整備に入る予定と伺っているところであります。今後も重要路線として早期の整備・促進を要望してまいりたいと考えております。

以上で、杉坂議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉坂議員。

○27番（杉坂達男） 3点ほどに分けてお伺いした形になりましたが、それぞれが町長はじめ理事者の皆さん、そして町全体がいろんなことで忠類地域の住民の心を真摯に受け止めていただいております、よく承知をいたしました。

ここで、何点かについて、多少補足的にお伺いをしたいと思います。

今、町長からもお話がありましたように、総合計画の前段といいますか、3カ年計画の中で今当面する事業等に向けては、具体的に取り進めをしたいということでございました。これはこの中には、これまでといいますか、合併前に計画を立てておまして、それがちょっとで終わっているもの、その他いろいろあるわけでありますが、もう一つは新規の事業についての取り上げ方、これなんかについても多少考え方を申し上げて、町長からのお話も伺いたいと思うのでありますが、いわゆる今までの旧忠類村の財政ベースとは大きく変わってまいりましたわけでありますから、それらを中心に考えた、いわゆるそれぞれの配置等についても行政では応分の考え方を持っておられることかと思っておりますけれども、小さな財政基盤事業をとり行うことと、大きな財政基盤でとり行うことは当然違うのは私はよく承知をしております。その中で地域の要望、あるいは地域の総合的な計画をそういうところに網羅的におり込んでいただくということになるのではないかなど、そういう思いをいたしております。

したがって、今10カ年計画をこれから立てていくわけでありますが、いわゆるどんなふうにして地域要望や地域の将来の振興についてその意見をくみ上げていくか、非常に大きな問題であります。

これがおろそかになりますという、地域からのいわゆるその不満であるとか、あるいは合併による弊害だとか、そういうものも出てくる可能性だってあるわけでありますから、いわゆる前の一般質問でも私はお願いをしましたけれども、どうか一ついろんな局面を通して10カ年計画を策定する努力をなお一層お願いをしたいと、このように申し上げました。

それから、もう一つは、地域ごとの活性化については、これも一般質問で提案の形で申し上げました。いわゆる忠類地域のみならず、本町には4地域ございますけれども、それぞれの地域が地域の計画活性化を考えていく、いわゆる計画づくり。これがすなわち総合計画にもつながるわけですし、総合計画のサブ計画とも言われるような、そういう地域の意見の取りまとめもまた必要であろうと、そういうことを指して、忠類地域についても10カ年計画が立てられる中で、大いにそれらをくみ上げていただきたい。

たまたま町長のお話の中に、地域懇談会というものがございます。忠類地域には地域住民会議という既に御案内のような形、町長の諮問も含めていろんなことを取り扱ってもらっておりますが、一方で行政が実際に進めていくものとの遊離、それぞれがそれぞれでやってはならないわけで、地域の要望がその住民会議の中にきちんと取り上げられるかどうか、非常に不安定なところもあります。住民会議の皆さんは一生懸命それらをくみ上げていこうとする努力をされておりますが、一方で今町長がお考えのように、それぞれの地域懇談会など設けてもらって、これと並行した形で計画づくりができるという、そういうことに取り進めというのは、非常に、何と言いますか、住民会議の皆さんにも大きく負担をかけないで、いろんな意見が取りまとめられる、私はそのように思っております。是非とも早い機会に忠類地域の中でこの懇談会をしていただくようお願いをしたいと思います。

それから、ゲートボール場については、今、町長からお話を伺いました。総合計画、前段3年の中で取り上げるような検討を進めていただけるというふうなお話でございました。また、道道について

は、これは19年が橋梁設計というお話でありましたから、実は私どももいつどうなるのだろうか、非常に忠類地域のみならず幕別町の本町の皆さんからも心配をしていただいております。いつどのようになるのだろうかということも常々思っておりましたのですが、今日のお話では、19年に橋梁設計ということは、20年には具体的な実施計画が進められるのか、実施に移るのかというような素人の思いであります。この辺もひとつ、わかる範囲でお知らせをお願いしたいと思います。

いずれにしても、今合併後の忠類地域というのは、行政の力にすべて依存することのないような、いわゆる物心両面にわたって地域の皆さんが立ち上がる、そういう気運が次第にできつつあります。これは合併前には、その気運というのはそれほど高いものではありませんでしたが、合併をしたときにこそ、そういう気運が高まってきたというふうな一つの地域の方向が少しずつ定まってきました。どうかこれから後、いろんな地域活動があると思いますが、その部分その部分で、ひとつお力添えをお願いしたいというふうにも思っております。いずれにしても、合併する時点に当たっては、忠類地域は幕別町の南玄関である、自他ともに認められるような、認めあえるような、そして現実的に本当に幕別町の入り口、南玄関としての役目を果たすような、そういう地域貢献もしなければならない、そういう思いでありますから、それらについても今後適切な御支援をお願いをいたします。

今、2点ほどについて再質問をいたしました形になりましたが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のその意見を吸い上げていく、これらにかかわって地域の懇談会の開催、これらについて早急にその方法について取りまとめをしながら対応してまいりたいというふうに思います。

昨年は合併後の後、秋に地域別の公区長会議がございまして、忠類地域の公区長さん十数名にお集まりいただき、いろいろな御意見をお聞きしました。さらに今言う住民会議、そして今度は広く住民の皆さんから直接声を聞かせていただければ有り難いものだというふうに思っているところでありますので、計画をさせていただきたい、実施させていただきたいというふうに思っております。

さらに、10カ年の総合計画、今、始まったばかりでありますけれども、十分頂きました御意見に答えられるように、忠類地域の皆さんとの意見が反映されるように頑張らせていただきたいという風に思います。

それから、ゲートボール場については、先ほど申し上げましたように、十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、道道整備については、懸案になりました用地問題が大体解決したというようなことで、先ほど言いましたように、19年に橋梁の設計等が入るわけにありますけれども、道道、いわゆる土木現業所としては、道道整備の予算つきしだいという言い方をするのですけれども、できたら19年度から工事に着手できればということをおっしゃるので、私どもとしては是非着手していただければというようなことで、これからも要請活動を努めてまいりたいというふうに思っております。

さらに、大変有り難いお言葉でありますけれども、地域の皆さんが、そしていずれ気運が高まって、自ら地域を活性化していこうと、そういった住民の皆さんの期待の答えられるように引き続きまた頑張らせていただきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 杉坂議員。

○27番（杉坂達男） 数点にわたってお伺いし、また、地域要望も含めて申し上げました。とりわけ、これから行政が進められる会議、あるいは行事なども忠類で持っていただけるというようなご配慮も頂いております。どうか一つ、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（本保証喜） 以上で、杉坂達男議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○2番(芳滝仁) 通告に従いまして、2点につきまして質問いたします。

墓地の環境整備について。

幕別町には11カ所墓地が設置されています。地域ごとの歴史や事情もあり、その管理については町としても大変苦慮されていることと存じ上げております。札内墓地と千住墓地につきましては、その環境をもう少し整備する必要があると思っておりますが、お伺いをしたいと思っております。

2点目、火葬場の使用料について。

幕別町火葬場使用料が、近隣の火葬場に比べ大変高いとの苦情がありますが、この件に関しまして、お伺いをしたいと思っております。

○議長(本保証喜) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 芳滝議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、「墓地の環境整備について」であります。

まず、「札内墓地の環境整備について」であります。札内墓地は古くからある墓地であります。昭和60年度と平成3年度に西側の高台に造成、拡張して今日に至っております。この間、周辺の植樹やトイレの設置等順次整備を進めてきたところであります。新たな施設の整備について、現在のところ考えておりませんし、大体今のところ満杯になっている、二つか三つぐらい残っている程度かなというふうな思いでございますけれども、大体整備等については終わったのかなというふうにも思っております。ただ、今後考えられることは園路ですとかトイレなど、既存の施設の老朽化に対しまして、施設の破損度合いなどを見極めながら随時補修等の整備はしていかなければならないと考えているところであります。

2点目の「千住墓地の環境整備について」であります。千住墓地につきましては、御案内のとおり、本年度旧墓地北側に用地を取得し拡張いたしました。新たに281区画造成したところであります。併せまして、水場の整備、トイレ設置、駐車場の整備、園路の舗装及び植樹等を実施するとともに、旧墓地部分につきましても同様に園路の舗装と車の転回場所の整備、さらには周辺樹木の補植などを実施したところであります。

墓地は当然のことながら、故人を偲びお参りをする場であります。心安らぐよう常に清潔で快適な環境を保たなければならないと考えております。千住墓地につきましては、昨年12月から貸付けを開始し、本年2月末現在で9区画の申込みを受けているところであり、今後利用が進むものと考えております。環境整備には十分配慮してまいりたいと思っております。

また、札内・千住両墓地だけではなく、町内全ての墓地におきまして、草刈りや清掃などの管理業務を行っているところでありますが、引き続き環境美化に努めてまいりたいと考えております。

次に、「火葬場使用料について」であります。幕別町葬斎場は昭和61年に新築し、同年11月から供用を始めており、現在年間で大体150件から200件の火葬を行っているところであります。

本町の火葬場使用料は、15歳以上の場合、町民が8,000円、町外が1万2,000円となっております。近隣市町村に比較すると、町民が高く、町民以外が安いという傾向にあるわけでありませぬ。ただ、この火葬場の使用料につきましては、葬斎場供用開始に当たって管理経費の一部を受益者負担願いたいというような趣旨で、灯油代相当分を積算する、あるいは国民健康保険の葬祭費等を勘案した中で設定されたものであります。平成17年度の実績で申し上げますと、葬斎場の管理経費を火葬件数で割りますと、1件当たりで約7万3,000円、灯油代にすると1件当たり約8,500円という数字となっております。施設の利用につきましては、一定程度の受益者負担をお願いしたいと考えているところでありますので、ひとつ御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上で、芳滝議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(本保証喜) 芳滝議員。

○2番(芳滝仁) まず、墓地の件からお伺いをしたいと思うのでありますが、札内墓地の上の方は新しくいいのでありますけれども、去年でありましたか、土地の地権者が砂利をとりまして、ちょうど帯広の方から見たときに石碑が見えるような状態になっております。崩れることは心配がないと思う

のでありますけれども、その辺のことについて、現状把握されて安全な状態であるのかどうか、確認をされているのかどうか、お伺いをしたいなと思います。

もう1点、札内墓地の下の方でありますけれども、老朽化が進んでおるところにつきましては承知していることでありまして、この幕別町墓地条例の中に、9条のところ、墓地使用が許可になったときは、足跡やその他の方法で使用時の境界を明確にする設備をしなければならないということが謳われてあります。

これは私だけではないのですけれども、私も仕事柄、ちょくちょくお参りをさせていただくことがあるのですけれども、お参りをされている方からも聞くのですけれども、他家のお墓の中を歩いていかないと自分のお墓のところに行けないというそういう現状のところがあります。これはそういう苦情を聞かせていただいております、下の一つと、上にずっと回って回っているのですけれども、そのどちらからか入っていかないとならないというときに、本当に30センチで歩く一つの通路があればいいと思うのですが、ところどころ他家のお墓のところを歩いていかないと入っていけないという状況があります。その辺のことにつきましても、現状を確認をされていらっしゃるのかどうか。

あと、樹木につきましては3メートルということで条例で謳われてあります。先年住民の方から要望がありまして、行政の方ですぐ対応していただいて、木を切っていただいたのであります。一度、そのことにつきましては対応を起こしていただいておりますのであります。ただ、まだもう少し高い状態ではあるわけでありまして、今後その辺のことにつきましてもの方向性を伺いをしたいと思っております。

千住の墓地であります。力を入れて整備をしていただいております。その樹木の補植もされていらっしゃるのですが、これは仕方がないのでしょうか、小さくて恐らく一つの垣根になっていくまでには10年ぐらいかかるのではないかと思います。その辺のところ、本当に今できたばかりでありますからそうなのでありますけれども、その辺の一つの計画につきましても、どのように考えていらっしゃるか、お伺いをしたいと思っております。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 私の方から細かい点と申しますか、砂利採取の点についてお答えさせていただきます。新しい札内墓地の西側になります。帯広側のところで砂利採取を行っているということでございますけれども、砂利採取につきましては、砂利採取の許可というものを事前に町の方に挙げていただいて、それに基づいて採取の許可を出すところでございます。隣地との関係におきまして、保護措置というものをとるということになっておりまして、それにつきましては隣地の境界から一定程度距離を開けるといふことと、現場のように傾斜地の場合は法面を設けて崩れないようにするといふ措置をとると、それを前提に許可しております。

それが崩れたような場合につきましては、当然事業者においても戻してもらおうと、保護措置をさらにとるといふようなことになっております。そういう意味では安全措置はとられているものと私も考えております。

また、古い墓地につきましては、境界を明確にさせていただきたいと。通路を設けて歩けるようにということでございます。実は、古い墓地の特に古い方と申しますか、昔からある墓地的の部分につきましては確かに通路がない部分もございまして、それにつきましては、これから墓石を移動させてくれといふことはなかなか難しいので、ちょっと現状どうしたらいいかといふことは、私ももちょっと悩んでいるところでございます。ただ、下の部分の古い墓地につきましても、近年と申しますか、昭和の後半、50年代以降に年代に貸し付けている部分につきましても、30センチから40センチ程度の通路は設けているところでございます。その草刈りですとか砂利敷きなど、日々の整備という点で通路をはっきりさせて皆様方が利用しやすいような体制を今後管理業務の中でやっていきたいというふうにご考えております。

また、千住墓地の樹木、新たに植えたところ。まだ、議員がおっしゃるとおり、小さいものでございます。しばらくの間我慢していただいて、大きくなるのを待っていただければというふうにご存じております。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○2番（芳滝仁） 砂利のところの確認をさせていただきました。これからも、土砂崩れのようなことにならないように、一つ管理を行き届かせていただきたいなど、こう思うわけですが、下のところ、通路につきまして、名簿を管理されていらっしゃるいましたら、やはり所有者との話合いの中でできるだけ皆さんがお参りをしやすい一つの環境に整えていくのが、形なのではないかと、こう思うことですが、その辺のところ伺いをしておきます。

これに伴いまして、大変管理費がやはり高くつくし、経費がかかるということでもあります。重ねてお伺いするのでありますけれども、いわゆる墓地の管理を行き届かせていくという、環境整備について力を入れていくという件で、その使用料の見直し等のことについて条例で定まっておるわけでありまして、その考えがいいのか。参考なのですけれども、4平米で音更では5万円の永代使用であります。3年に一度、3,150円という管理費を頂いておまして、その3年ごろに抜本的には整備をしておるといふことが聞かせていただいております。また帯広が4平米6万円ということでありまして、これは管理費は平米6,000円でありますから、2万4,000円ですから、初めのときに8万4,000円頂いて、これは1回の管理費であります。音更は3年に一遍なのですけれども、そういう形で受益者負担と申しますか、そういうところでお願いを申し上げて整備費に充てていらっしゃるというふうなことがあります。

その辺のことにつきまして、今後いろいろな見直しをかけていく中で御検討される意思があるのかないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 使用料といいますか、貸付けについては、これは永代貸付けでありますから、1回貸し付けたらそのままということでは終わっておりますけれども、ただ後段の管理費については、それぞれの町村、それぞれの対応をしているようでありまして、私どもの町は昔からそういった管理といったら全くとっていないのが現状であります。

ただ難しいのは、管理料を頂くとなると、やはりそれなりの、先ほどの話ではありませんけど管理もしていかなければならないというようなもので、いろいろな問題があります。いつでしたかお話ありましたように、例えば3月のお彼岸の前には墓地の周辺の除雪を、園路の除雪までしなければならぬのではないかと、今1年に1回か2回草刈りをやっている、これはもつと的確に草刈りをやって、絶えず環境整備、これはもらう、もらわないでも環境整備の必要性はあるのでしょうか、今言ったようなことで、管理料との絡みではそれなりの義務といいますか、それぞれ責任もまた負ってくるということでもありますから、今すぐどうのということはないにしろ、今後検討課題であることだけは間違いないと思いますので、目標にはさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 通路の件、使用者と調整するというところでございます。今後、私ども、どういう形になるのかちょっとわかりません。と申しますのは、使用者の中には十勝近郊にいらっしゃる方もおまして、連絡が非常につきづらいという方もおまして、そういうような方も含めまして、どういう形で進めていけるのか、まず検討させていただきたいと考えております。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○2番（芳滝仁） 墓地の問題につきましては、以上にさせていただきます。

火葬場使用料につきまして、お伺いをいたします。

近隣との差でありますけれども、帯広市は市民が帯広の火葬場を利用するときは無料であります。他町村から帯広市の火葬場を使用するときは2万7,100円という高い設定がされてあります。音更町は、音更町民も町外からいっても1,600円あります。あと、芽室町は、町内の方々が使用する場合は2,800円で、町外の方は4,200円という形になっております。

こうすることで、火葬というのは人生で1回だけでありまして、そのときのことが大変ばらつきがあるのは仕方がないのでありますけれども、町内の方の使用についてほかと比べて大変高くなってい

ることがあります。先ほど御説明がありまして、それこそ管理費であります。管理経費につきまして、ある程度受益者負担というふうな形をお願いをしていると、こう答弁があったわけではありますが、管理の形につきまして中身を検討する必要があるのではないかと。例えば、これはお伺いしたいのでありますけれども、火葬する業者と、あと清掃する業者を別にお願いをしておるのではないかと思うのであります。確認したいのであります。例えば音更町は火葬する業者と清掃する業者を1社で委託しております。そういう形で、管理経費につきまして削減をしておるといった経緯があります。これは確認をしておりますので。

その辺のことににつきまして、やはり管理経費につきまして中身を精査し見直していくというふうなことで、少しでも受益者負担の形を減らしていくということを考える必要があるのではないかと、こう思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（田村修一） はじめに、管理経費の火葬業者と清掃業者の委託の区分でございましてけれども、幕別町におきましても1社でお願いしております。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○2番（芳滝仁） 1社でされているということでありまして、そうしましたら非常に管理が高くなっているのではないかという気がするわけでありまして、これは具体的な話になりますから置いておきますけれども、その管理費の中身につきまして今後ひとつ検討をしていくというふうなことがあるのか、お伺いをして終わりたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 管理経費の見直しをということでありまして、これはなかなか難しい問題があります。実は、委託をしている会社に、現に従事されている職員の方、会社員の方、これは昔は町の職員でなくて嘱託職員みたいな形でいた方をお願いして、そして民間に委託をするときにもお願いしてきた経緯ですとか、いろんなことがあって、もちろん経費の節減ですとかいろんな面についてはこれからも意を用いていかなければならないとは思いますが、なかなか難しいものであって、今ある経費が1個1個下げられるような形態をとれるかどうかについては、十分内部で検討をさせていただきたいと思っておりますし、もちろん入札業務ですから、そうした中でどの程度の結果になるかは別にしましても、引き続き努力はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

11:57 休憩

13:00 再開

（乾 邦広議員 退席）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○19番（増田武夫） それでは、お許しを得まして、3点について町長の答弁を求めます。

1点目、忠類地域の急激な過疎化を避ける責任ある対応をしてほしいという問題であります。合併して1年が経過いたしましたけれども、編入合併された忠類地域の抱えている問題点について、町長の見解をお伺いいたします。

合併に当たって住民に説明された理由には、大きくいって次の二つがありました。一つは、幕別町との合併が財政的に最も有利であること。もう一つは、距離的に遠い合併のため、いろいろなものを残していくことができ、地域の存続につながるというものです。

後者について、当時の遠藤村長は16年度決算審査の中で、私の質問に対して「この忠類市街地が衰

退しないように考えた時、近いところとの合併協議よりは逆に遠いということから、幕別との協議を考えた」旨の答弁をしています。つまり、忠類市街地の過疎化を避けるために選択されたのが、幕別町の合併であり、地域の人口減に歯止めをかけることは合併後の大きな課題であり、執行者に課せられた責任であることは明らかであります。

しかし、驚いたことに合併して1年しか経っていないのに、担当助役は「支所人員も大幅に削減し、計画より前倒ししなければならない」旨の発言をしています。この発言は合併時の合意からも、忠類地域の住民に負った責任からいっても許されない発言だと言わざるを得ないと考えます。

岡田町長が忠類総合支所の機能と仕事の確保に努め、地域が急激に過疎にならないために責任を負わなければならない理由には、次の点があります。

第1は、合併協議の合意事項について、忠類地域に不利な前倒し実施は許されない措置であること。

第2は、既に合併時に旧忠類村の総務課に属する部門の本庁への統合等によって、必要な合理化は図られています。したがって、総合支所に責任を持った体制と機能を持たせて忠類地域の予算執行を行えば、支所の急激な人員削減の回避は可能であること。また、そのことは、効率化、合理化の観点からだけで判断すべきではありません。

第3は、地方交付税の算定替えによって交付される特例措置によって、10～15年間は忠類地域の総合支所を始めとする市街地の在り方に責任を持つ必然性があることなどであります。合併協議の中で岡田町長が述べているように、56年の歴史を閉じて合併した旧忠類村を対等のパートナーとして考えて臨んだのであれば、また合併による財政効果114億円が、幕別町の財政健全化に有効に働くことを考えれば、忠類地域の急激な過疎化を食い止めるためにあらゆる努力をすることが、岡田町政に求められていると考えるものでありますが、いかがでありましょか。納得のいく答弁を伺いたいと思います。

次に、2点目であります。

滞納整理機構の問題点と救済の手立てについてであります。来年度から滞納整理機構が仕事を開始いたしますけれども、本町がどのような基準でこの機構に滞納整理を委託するかは、重大な問題となります。町民の年収が年々減少して、年収300万円以下の家庭が62.9%、年金148万円以下が71.2%という厳しさの中で、各種の税滞納者が生まれる背景は強まってきております。こうした状況の中で、各町村の自治体としてのありようが問われるのが滞納整理機構への対応ではないでしょうか。滞納している町民の経済状況をしっかりと把握して、市町村長に税法上課せられた滞納処分の執行停止をする義務及び職権を行使していくことが求められています。この滞納処分の執行停止は、納税者の憲法25条に定められた生存権侵害を防ぐために設けられた規定であり、町民の立場に立った対応が求められています。

滞納整理機構の開始に当たって、次の点について伺いたい。

一つ、各種税等の滞納者についてはその経済状態を親身になって調査し、税法上定められた滞納処分執行停止要件の適用を的確に行うべきと思いますが、執行停止の現況と今後の方針について、伺います。

2、機構を維持するため、市町村に対して移管件数のノルマ化や、他県で起きているような市町村からの事案の差戻し要求に応じないなどという事態に陥る懸念があります。そうならないようにすべきだと思いますけれども、その保証があるかどうか、伺いたいと思います。

3、応能負担原則を考慮しない税負担が深刻となる中で、地方税法でも謳われている不服審査が行われる必要がありますが、機構にその仕組みはあるのか。また、納税者の権利を無視した取立てにならないよう監視するシステムがあるのかどうか、伺いたいと思います。

次に、3点目であります。

公営住宅の計画的な営繕と長期的計画についてであります。住宅政策は安心・安全な生活にとって重要であるため、今年度においても度々一般質問などで議論してきたところであります。町の管理する特定公共賃貸住宅などを除くいわゆる公営住宅のうち、昭和50年以前に建てられた建築後32年以

上経過したものの戸数、割合は幕別地域 192 戸、30%（昭和 39 年～昭和 50 年建設のもの）でありま
す。忠類地域 68 戸、40.2%（昭和 45 年～昭和 48 年建設）に及んでいるところです。特に忠類地域に
おいては民間の賃貸住宅がないため、公営住宅の果たす役割は特別大きく本町にはない事情が存在し
ています。このような現状から、老朽化による徹底した営繕の必要性和長期的な展望を持った住宅政
策が必要であると考えますが、次の点について、伺います。

1、公営住宅の修繕・管理に対する要望が、我々にも数多く寄せられているところですが、
現状認識と計画的な営繕の方針及び随時出てくる要望に対する対処の姿勢について伺います。

2 点目、来年度策定を予定している「公営住宅ストック総合活用計画」はどのようなものになるの
か。計画の概要と基本的な考え方について伺います。

3、民間の賃貸住宅が皆無である忠類地域の公営住宅への受入れは、入居希望者の事情を考慮した
柔軟性を持たせるべきだと思いますけれどもどのように考えるか、お聞きいたします。

以上、3 点について、質問いたします。答弁をお願いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員の御質問にお答えいたします。

はじめに「忠類地域の急激な過疎化を避ける責任ある対応を」との御質問であります。

私は、合併初年度となります平成 18 年度町政執行方針におきまして、新幕別町がスタートするに当
たり、基本的な姿勢として四つのことを念頭に置き、町政を進めてまいりました。

一つには、先ほど来お話ありますように「一体感の醸成」であり、二つ目には「均衡ある発展の確
保」であります。さらに、三つ目には「協働のまちづくりの推進」、四つには「行政改革の推進」で
あります。

その中の「均衡ある発展の確保」は、忠類地域の急激な過疎化の抑止に資するものであり、それぞ
れの地域が有する特性を生かした機能分担により、町全体としての調和のとれたまちづくりを進める
必要があるものと考えております。

御質問にもありますように、合併協議の合意事項につきましては重く受け止め、忠類地域住民会議
の設置を始め議会議員の在任特例の適用、忠類地域担当助役の配置など合併協議に基づきまして行政
を執行させていただいております。

また、機構の合理化あるいは総合支所の人員削減につきましては、管理部門の統合を図るとともに
効率的な人員の配置を考えていくべきものであり、平成 19 年度中に事務組織・機構の見直しを行い、
段階的に定員管理の適正化を図っていくものであります。なお、合併協議においては、財政シミュレ
ーションを算出する上で職員数を示させていただき、そのときの目標職員数につきましては、類似団
体から算出し、平成 25 年度に総体で 235 人、うち総合支所 27 人という設定で、住民説明会などに
おいて説明をさせていただいております。しかし、指定管理者制度や民間委託などの進行状況によりま
しては、多少の変動があるものというふうに考えております。いずれにいたしましても、説明の中
では新町になってからの定員適正化計画の中で適正化を図っていくということで了解をえたものと認識
をいたしているところであります。

地方交付税の算定替えに伴う忠類地域の在り方については、先ほどの杉坂議員の御質問の答弁でも
申し上げましたが、農業は幕別・忠類の両地域において共通した基幹産業であり、新規就農者で酪農
希望の方は優先的に忠類地域を紹介するなど一層の振興発展に努めるとともに、忠類地域は幕別町の
南玄関として、「道の駅・忠類」を核とした交流人口の増加を考え、パークゴルフ場に夜間照明を設
置するなど観光資源の活用による振興にも努めてまいりたいと考えております。

なお、御心配いただきました忠類総合支所の職員数の在り方につきましては、総合支所は住民サー
ビスを提供する総合行政機関と位置づけ、地域住民の意向も大切にしながら、総合支所としての機能
が十分に果たせる人員の確保はしなければならないものと考えているところであります。

次に、「滞納整理機構の問題点と救済の手立てについて」の御質問であります。

十勝市町村税滞納整理機構設置につきましては、昨年 6 月の第 2 回町議会定例会におきまして、御

審議いただき可決を頂いております。この際にも御説明をさせていただいておりますが、十勝圏複合事務組合規約の一部に「地方税法第5条に規定する市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、及び国民健康保険税並びに国民健康保険法第76条に規定する国民健康保険料に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務」を加えるものであります。

御質問の1点目、「執行停止の現況と今後の方針について」であります。地方税法第15条の7に滞納処分の執行停止の要件が定められておりますように、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、あるいは、その所在及び滞納処分をすることができる財産が共に不明であるときには、滞納処分の執行を停止することができますとあります。これまでも、地方税法に基づき滞納処分を執行しており、その内、平成16年度では77件の執行停止を行い、平成17年度では49件の執行停止を行ったところであります。今後も、滞納者の生活の状況などを十分に調査を行いながら、必要に応じて滞納処分の執行停止を行うという、その考えは変わるものではありません。

御質問の2点目、「移管件数のノルマ化や市町村からの事案の差戻し要求に応じないことについて」であります。滞納整理機構設立に向けての事務協議の中で、設立から3年目において、市町村からの移管件数・処理件数・職員数などの状況について整理し、4年目に機構の存廃についての協議を行うこととしております。このようなことから滞納整理機構が事案の差戻し要求に応じないとか、移管件数のノルマ化についてはその必要性はないものと考えております。

御質問の3点目、「不服審査の仕組みと、納税者の権利を無視した取立てにならないよう監視するシステムについて」であります。十勝圏複合事務組合は地方自治法に基づく公共団体でありますので、事務の管理監督は複合事務組合の管理者が行い、その監視・監査は複合事務組合の議会及び監査委員が行います。また、地方税法に定められております不服申立制度による不服申立てができる仕組みとなっております。

次に、「公営住宅の計画的な営繕と長期的な計画について」であります。

最初に、「修繕に対する現状認識と計画的な営繕の方針、要望に対する姿勢について」であります。本町で現在管理をしております公営住宅は、特定公共賃貸住宅及び町営住宅を含めて888戸で、道営住宅317戸を合わせますと1,205戸の管理を行っているところであります。建設時から年数が経過した住宅の中には、住宅の間取りや配置などが現在の入居者ニーズと合わないものもあるわけですが、入居者に対し十分説明をしながら御理解を頂き、入居していただいているところでもあります。

随時出てまいります営繕につきましては、入居者からの連絡により職員が確認を行い、直営にて行う営繕や請負にて行う営繕など、入居者からの要望に随時対応に当たっているところであります。さらに、入退去営繕につきましては、毎年50件程度の退去がありますが、次に入居される方が快適に住んでいただくために、床及び水まわりの点検、修繕、クロスの張り替え等の営繕を行ってきているところであります。また、計画的な営繕といたしましては、屋根及び外壁の塗装、屋根の防水工事、排水設備の改善なども毎年計画的に行っているところであります。今後とも計画的な営繕を実施してまいりますとともに、随時出てまいります営繕につきましても速やかに実施し、入居者の方が安心して住んでいただけるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「公営住宅ストック総合活用計画の概要と基本的な考え方について」であります。現在、公営住宅の建て替えは公共賃貸住宅再生マスタープランに基づいて計画的に整備をしてくれているところであります。再生マスタープランの計画期間が終了いたしますことから、平成19年度に新たに、公営住宅ストック総合活用計画を策定する予定であります。新たな計画は、環境問題や、財政的軽減などから、現在の公営住宅のストックを活用する計画を策定することとなっております。計画の内容といたしましては、町内の住宅事情の把握、あるいは公営住宅入居希望者の状況なども考慮し、幕別町全体の適正な公営住宅数を確保しながら、現在の公営住宅を団地別住棟別に、個別改善あるいは全

面的改善、建て替え、用途廃止、又は維持保全をする団地等を明らかにしていくもので、公営住宅の整備目標や活用方針を策定する内容となっております。計画期間は平成 29 年度までの 10 年間とし、構想期間を平成 39 年度までの 20 年間とする計画であります。計画策定に当たりましては、庁舎内部の策定委員会の設置や、現在公営住宅に住んでおられる方の要望やニーズの把握を行うための入居者アンケートを実施する予定であり、公営住宅が真に住宅に困窮する低額所得者に対して、公平・的確に供給できるよう十分配慮しながら策定してまいりたいと考えているところであります。

次に、「忠類地域は入居希望者の事情に配慮して柔軟性を持たせるべき」との御質問についてであります。忠類地域につきましては公営住宅を始め特定公共賃貸住宅、町営住宅合わせまして 210 戸に対し、入居希望者のニーズに配慮した様々なタイプの住宅供給がされてきております。現在、栄町団地を除く、間取り 1DK の単身者向け住宅につきましては、若い方の定住による忠類地域の活性化を推進するため、町内に勤務場所を有し、35 歳未満の若年単身者とした入居制限を設定してきたところであります。民間の賃貸住宅のない忠類地域の事情へ柔軟に対応するため、メゾンせせらぎ 15 戸、メゾンさいわい 8 戸の特定公共賃貸住宅の単身者向け住宅につきましては、35 歳以上の単身者でも入居が可能になるよう、本年 2 月 23 日開催の住宅委員会に提案させていただいたところであります。5 月に開催予定の住宅委員会の答申を頂き、6 月以降に行われます公募から入居可能となるよう進めてまいりたいと思っております。今後とも忠類地域につきましては、入居者間の公平性を保ちながら柔軟に対応してまいりたいと考えているところであります。

以上で、増田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19 番（増田武夫） それでは、1 点目の問題から再質問をさせていただきたいというふうに思います。御承知のように、この合併協議の中で忠類総合支所が位置づけられまして、担当助役が置かれるなどの配慮がされたわけでありますけれども、この総合支所の役割というものは単に住民サービスの提供を住民生活に不自由なく行っていくという役割だけでなく、総合支所が忠類の核として、忠類市街の形成に重要な役割を果たしていかなければならないという、そういう役割を担わされているのではないかというふうに思います。

平成 25 年に総合支所の人員を 27 人とするというこの協議は、住民説明会などにも提案されまして、地域住民に示されたわけであります。平成 25 年までに 27 人にしていくということになると、1 年で平均 2～3 人の人員を減らしていくという、そういうことになるわけでありますけれども、こうしたことについても非常に住民は不安に思っているわけでありますけれども、しかし、約束された平成 25 年に 27 人というそういう体制をしっかりとつくってもらうことが忠類市街の商店の経営者でありますとか地域住民にとって非常に重要なことであり、それが合併時の約束としてしっかりと守ってほしいと、そういうことを強く願っているわけであります。

町長は場合によってはそうしたものも見直しをしなければならないという趣旨の発言もありましたけれども、しかしながら、総合支所のいろいろな機能を残し仕事を残す努力によって、この定数をしっかりと守っていく責任があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、平成 25 年に 27 人という職員数の捉え方なのですけれども、合併協議本来の中では、前段の永井議員の行政改革のかかわりの質問にも申し上げましたように、職員の適正配置、いわゆる定員管理については今年度から作成する職員の適正管理計画の中で定めていくのが合併協議の内容でありました。

住民に説明した 27 人というのは、前段答弁でも申し上げましたように、財政シミュレーションをしていく中で、今後職員はどういうふうになっていくのかといったときに、日本全国の類似団体の人口規模からすると、総体で 235 人になるだろうと。そして、そのうち忠類支所は 27 人ぐらいになるだろうという一定の目標というか、数値を定めて、それをもとに住民説明会をしたということで、必ずしもその人数が 25 年に一人も動かないとか、増えるとか減るとかというそういう固定したものではありません。

てなかったわけであります。

私は忠類の過疎化が進まないように、これは当然責任もありますし、増田議員が言われるとおり、議会の皆さんの協力も頂き、住民の皆さんの協力を頂く中で頑張っていかなければならないと思いますが、総合支所の職員の在り方については、やはり何と言っても、その総合支所の職場、仕事の内容、中身によって職員の人数が配置されていくのだろうと。決して減らすだけが目標でもありませんし、もちろんそうかといって、一方で行革が進む中でどんどん増やしていくということにもなりませんから、あくまでも適正な職員配置は、忠類総合支所が行ういろんな役割、仕事の中において、どういう職員配置が一番適正かを見定めながら、これからも職員配置をしていくということになるのだろうというふうに思っております。

そうしたことから、実は来年度に向けて、これは本町も含めてですけれども、今職場の組織機構の見直しをやりたいというようなこともあります。そうした中で、今の忠類の体制、あるいは管理職の体制がこのままでいいのか、あるいはさらに細分化しなければならないのか、減らさなければならないのか、いろんな論議をする中で今後その職員数については配置を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 来年度いろいろな計画を立てて、職員数なども検討していきたいということでありまして、先ほども申し上げましたけれども、その際に留意していただきたいことは、合理化・効率化だけでその職員の配置を考えていただきたくないと。やはり先ほども言いましたように、住民サービスだけが徹底していればいいというものではなくて、忠類市街の形成にとって、この総合支所が持っている役割というのは非常に大きいわけなのですよね。

例えば、この間保育所にも行って調べてきたのですが、保育所の子供たちの自治体の職員、消防職員、それから学校の先生などの保育所全体に占める子供の割合は大体28%にのぼっているわけなのですよね。そういうことを考えますと、その一つをとってみても、総合支所の若い職員などが本庁の方に異動するということになりますと、そういうところにもどんどん影響していくと。

合併して1年経ちましたけれども、例えば飲食店などは、新聞記事では2割、それだけでお客さんが2割減ったとありますが、私が聞いたところでは2割どころの話でないよという話もあるわけなのですよね。だから、総合支所の果たしている役割は、日常の住民サービスの問題だけでなく、忠類のその市街地の形成そのものに大きな影響を持っているということなのですよ。

それで、私、昨年も町長に申し上げたのですけれども、例えば忠類で行われる工事は、助役に専決権限を持たせて、5,000万円までとか、そういう限度を決めて、忠類で発注していくような仕組みをきちんととってもらうことが忠類の職員の人員を減らさない一つの手立てになるという提案もさせていただいたのですが、やはりそのような努力によって、忠類の総合支所でどういう仕事を処理していくかという町長の意味によって、忠類の総合支所の人員を減らしていかない措置もとれるわけなのですよね。

先ほども言いましたように、効率化・合理化だけの観点からいったら、やはりもっと前倒しをしなければならないというような、そういうことにもなっていくと思います。そうではなくて、やはり合併した忠類の地域がそれなりにきちんとした市街地を形成して、商店の営業などもとたんの苦しみに陥らないような努力を是非そういう計画の中でもしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 言われている意味は十分理解をいたします。総合支所が本来の役割以外にも、町を形成する中では重要な役割を占めるのだということもわかります。ただ、一方では、職員を余り増やさないでいこう、要するに、率的な行財政運営していくためには、よりスリムな機構なり職員体制の中でいこう。そういった中で、一方では過疎化歯止めのための総合支所に職員を配置する、一方では理解しながらも、一方では難しい問題があるのかなというふうに思っております。

ですから、仕事をある程度総合支所に確保する、残すということが仮にあったとしても、果たして

それに見合う職員というのがどれだけ現状の中から確保できるか、残しておくことができるのか、減らさないでおけるのかというようなことも当然考えなければならないのだろうというふうに思いますけれども、それらを含めて今 19 年度中に機構の見直しをするわけでありまして、私どもが考えるのには、やはりもちろん何回も言うようにですけども、過疎化を歯止めするための施策はいろんな面で必要だというふうに思いますけれども、そのことが即職員を減らさないということにつながっていくと、また一方では難しい問題もあるのかなという気もするわけでありまして、現実には総合支所は当然これは本庁と違う、総合支所としての役割を担うわけですから、その中でこれだけの職員が実際にいけばいいのだけでも、でも過疎化のためにはもう少し残しておいた方がいいのではないかなというようなことの住民の理解、地域の皆さんお理解というのも果たして得られていくことにもなるのかなという疑問もありわけでありまして、一番いいのは、それは職員が今まで通りいて、それなりの仕事をしていくということが一番大事なのだろうと思いますけれども、反面、仕事が減っていくことも現実だというふうにも押さえております。

そうした中で、これからの機構の見直しがかかっているいろいろな協議の中で、あるいは住民の皆さんの御意見を頂く中で、対応をしてまいりたいというふうに思っておりますけれども、大変私自身も難しい問題だというふうには思っております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19 番（増田武夫） 総合支所が地域で担っている役割は非常に大きいということは理解していただけるのだというふうに思いますけれども、この合併に向けてこの作業を進めていく中で、大体、それは財政シミュレーションから出てきた数字だとはいっても、平成 25 年には 27 人程度の人数を、これは一人減ったら駄目だとかそういう問題でないのですけれども、27 人程度の人員を残した総合支所だという、そういうイメージをみんなに説明して、そして合併に向かってきているわけですよ。

だから、そういうことを考えれば、やはり合理化だとか効率化だけを考えて、支所の仕事をどんどんこっちに持ってきてしまうということではなくて、やはり必要なリスクを負いながらも、やはりそういう総合支所の人員をしっかりと確保できていくような配慮を町長自身がすべきだと。

やはり、それは合併によって、今年度は 8 億 1, 300 万円の財政効果があったと。15 年間では 114 億円の財政効果を生んでいくのだという、そういう合併なわけですから、やはり忠類地域のみんなが心配している。本当に市街の商店なんか心配しています。もう 2 割減った。先ほどもお話ししましたが、それ以上に商店に影響なんか受けているのだと。そういう中で、やはり担当助役から前倒しをして減らしていくのだというような発言があると、さらにそうした住民の不安に拍車をかけるようなことになるわけですよ。

やはり町長にお願いしたいのは、今まで特別会計も含めて 32 億からの仕事を、忠類村役場でやってきたわけですから、やはり努力次第では仕事をきちんと残して、そしてやっていける体制は十分とれるのだと思うのですよ。それは合理化にならないとか、効率化に反するとかという、そういうものももちろん出てくるとは思いますけれども、しかし、そういうものも、考慮した上でもやはりそれだけのものをする責任があるのではないかと。そう思うわけであるのですよね。

だから、そうした点で、そういう方向での努力を是非してほしいと思いますけれども、再度、これは深刻な問題です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますように、忠類地域が過疎化しないために、お互いが協力し合いながら進めていく、このことには誰も反対する者はいないのだと思います。ただ、今私が言う総合支所にそれなりの人員を確保するとなりますと、私はそれなりの仕事があって、それなりの役割がなければ、それで人員の配置ということはやっぱり難しいのだろうと。そうすると、今の機構、今の仕事の内容の中で、ずっとこれからも、今 44 人ぐらいですか、職員いらっしやいますけれども、これがずっと続けていけるかとなるとなかなかそう難しいのではないのか。確かに効率だけで判断しては駄目だという、増田議員さん言われますけれども、かといって、一つの係、一つの仕事が 2 人、3 人で

できるのに、4人も5人も職員も置いておかなければならないのかとなると、それもまたちょっと違う考え、違う意見も出てくる。そして、あるいはそのために、4人、5人が必要である仕事をまた確保しなければならないというところにも、またいろいろ難しさがあるのだろうというふうに思っております。

私は前倒しがどうだとか、27人がどうだというよりも、まず忠類総合支所の役割を果たしていく。そのために、適正な職員配置が必要であろうということがまず大事であろうと。そして、もちろん過疎化と全く関係ないとは申しませんし、総合支所が、言われているように、果たす役割というのは大きいのだろうと思いますから、そんな中でできる限りのことは私は職員の配置について意を用いていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 私、遊んでいる職員を置いておけて、そういうことを言っているのではないのですよね。やっぱりそれなりの町長の努力でしっかりと仕事を総合支所に残しておくことをしっかり留意してほしいと。これはやはり市街にとっては、人口が減るということは、いきなり減っていくということは、これは深刻なことなのです。そのことをしっかりと留意してほしいと。

これは遊んでいる職員でもいいから置いておけというふうにとられたら困るのですが、決してそういうことではなくて、やはり一般会計で26億ぐらいのものをやってきた。それがやはり合併したことによって必要な部分はこっちに持ってこなければならぬことももちろんわかっていますので、そういう結果25年には27人という、こうやってやっぱり徐々に合理化なり人員削減なりをしていかなければならぬ事情もわかりますし、当然そのように、合併した以上そういうふうになっていくと思いますけれども、しかしやはり先ほども言いましたように、市街を形成しております商店でありますとか、お年寄りなどの家庭にとっては、この人口が急激に減って商店がやっていけなくなったりすることによって、そうした点での影響が生活の上でも経済の上でも非常に大きく表れてくるということを是非とも深刻に受け止めていただいて、今後の計画に活かしていただきたいというふうに思います。

専決権限をしっかりと持たせて、工事の発注なども向こうでできるように、今そういう機構になっていないのであれば、そういうこともしっかりとやるような措置も是非していただきたいなど、そのように思います。1点目は以上で終わります。

2点目でありますけれども、滞納整理機構の問題であります。

来年度からのこの滞納整理機構に、本町からどれだけの今の想定になるかと思っておりますけれども、どれぐらいの滞納整理機構に移管するものを想定しておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） 今想定しているのは17件を予定しております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） この17件を想定しているということでありましてけれども、こうした整理機構に移管されるものが、もちろん厳密にその人の経済状況とかそういうものを調査された上で、その機構に送るということになると多くなりますけれども、前段の質問でも申し上げましたが、今非常に担税能力の十分でない方が結局応能負担になっていないために、非常に、国保にしても一般の税金にしても滞納者が増えてくる状況というものはあるわけなのですよね。

やはり、そういう中で3年後に見直されるという、こういうお話でありましたけれども、そういう機構をつくった以上、その機構の人員を抱えていますし、そういう人たちがしっかりと、3年後になって初めて1件幾らとか、そういう形で負担が増えていくのだと思うのですけれども、しかし、実績に非常に大きな3年後の見直しでは位置を占めると思うのですよね。そういう中で、このノルマだとかそういうものは生じないのだと、そういうお話でしたけれども、この機構を維持するためにそういうものが知らず知らずのうちの幅を利かせてくるようになっては困ると思うのですよね。

そういう中で、不服審査の問題ですけれども、不服審査の不服の申立ては具体的にはどのようなこ

とで、窓口はどこになるのか。窓口が十勝支庁1本になるのか。各町村に窓口も置かれて、常にそういう不服申立てなどに対応できるような、そういう体制になるのかどうか。その点を確認したいと思います。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） 先ほど、町長が答弁しましたように税の整理滞納機構自体が地方公共団体でございますので、滞納機構に不服審査の申出はできるということになります。

それと、当然のことながら私の町から引き継いだ案件でございますので、地元の町村に御相談に来られる分について対応しないということは思っておりません。相談に来られれば、当然のこととして対応したいというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） そういう相談に乗るということであれば、しっかりと窓口として住民に教示する必要もあると思うのですよね。だから、そういう親切な対応をしてほしいと思います。

そうした17件の内容でありますけれども、おおむねどういった、詳しい内容というのは個人の情報になりますけれども、どうしたもの、町民税であるのか国保であるのか、そういう内容について、わかりましたら。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 滞納機構に引継ぎする17件の内容なのですけれども、ほとんどの方、重複滞納という形になっております。17件で個人住民税、これは16件の方が滞納されております。それから、法人税が1件ございます。さらに固定資産税、これにつきましては9件ございます。軽自動車税、これが6件ございます。あと、国保税でありますけれども、こちらについては15件ということになっております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 総額幾らになるでしょうか。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 総額は全体の金額合わせまして2,342万3,455円でございます。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） これは滞納全体の何パーセントぐらいに当たりますか。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今手元に全体の滞納額というのがございませぬけれども、おおよそ4分の1ぐらいに当たるかというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 滞納額の4分の1が整理機構に移されると、こういうことであります。その個々についてはちょっとわかりませんので、それが適当であるかどうかということとはわからないわけなのですけれども、町長も答弁の中でおっしゃってございましたように、滞納停止処分の執行停止、これについては今後とも必要に応じてしていきたいと。その考えは変わっていないということで、是非とも個々の住民の経済状況をしっかりと把握して、先ほど町長も述べておられました滞納処分の執行停止の要件に、しっかりと目を向けてやっていただきたいなど、そのように思います。

不服審査のことにつきまして是非とも十勝全体に審査に行くということもなかなか大変だと思いますので、町の窓口でしっかりとそれを受け取ることができるよう体制をとっていただきたいというふうに思います。以上で、2点目の質問を終わりたいと思います。

次に、3点目であります。

3点目の公営住宅の計画的な営繕と長期的な計画についてでありますけれども、昨日も地域住民会議が開かれまして、そこでもいろいろな部会の議論の報告がされておりました。その中で、出てきた意見としては、床が抜けたり、カビの発生、結露、水が入ってくる、換気扇がないなど、ひどい状態であり、最低限の生活環境を整備する義務がある。公営住宅の建て替え、又は徹底的なリフォームが

必要だというような意見も出されていたところでは。

私も忠類の部分だけでありませぬけれども、ここに書きました 68 戸の昭和 40 年代に建てられた住宅などの状況もお聞きしました。これは一部分でありませぬけれども、そういう中で、思ったよりも床だとかそういうところをしっかりと直しているという印象が強かったわけでありませぬけれども、しかし、中には今もゆさゆさ揺れるのだというような分もありましたし、壁、あそこの土地条件も悪くて湿気がすごくあるところでありませぬ、そうした点では非常に住宅の維持管理には大変な面もあろうかと思ひませぬけれども、是非ともそういう人たちの意見ももう一度、こちらの住宅もそうだと思うのでありませぬ、是非十分な調査を行って営繕計画も立てていただきたいなというふうに思ひませぬ。

まわってみますと、なかなか屋根の塗装が古いもので、なかなか落ちない。お年寄りでなかなか上へ上がって落とすこともできないというような状況もあつたり、また、すがもりが出てまいりましたり、そういうこともあります。忠類の場合、御承知のように公営住宅の占める割合が本町よりも、非常に大きいということで、そういう点でも是非とも対処方をよろしくお願ひしたいと思ひませぬ。

今度、建てる計画などにつきましても、十分に入っている方々の意見、アンケートなり聞き取りなどで十分にそういう意見を聞いていただいて、安心して住めるような住宅の状況をつくっていただきたいというふうに思ひませぬ。

それで、なかなかふだんの修理の要望についても、これは忠類だけの問題でなくて、本町の方の住民の意見も寄せられているのですが、頼んだことが十分に達成されていないと、そういうような意見もときどき聞くわけですね。予算的ないろいろな状況もあると思ひませぬけれども、何と言つても大家さんであります。きちんと安心して住めるような状況は、是非確保していただきたいというふうに思ひませぬ。

来年度にこの新しい計画をつくるということでもありますので、それに期待したいというふうに思ひませぬけれども、そういう計画的にいろいろやっていくものと、もう一つは今言ったような日常的に出てくるいろいろな問題に対する対処でありますけれども、是非ともこれは十分な対処ができていくように、是非ともやっていただきたいと思ひませぬけれども、その辺についてももう一度。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、公営住宅に入居されている方が安心して住めるように、絶えず気を配りながら営繕に努めていきたいというふうに思ひませぬし、それから御質問ありました、今のストックヤード計画については、今は公営住宅委員会という制度があつて、この中に当然のことながら、忠類地域からも何名かの委員の方も出ていただいておりますので、そうした中でも実情を十分お聞きしながら。

そして、先ほど申し上げましたように、入居者の皆さん方のアンケート調査などを実施させていただいて、これから計画づくりに当たってまいりたいというふうに思ひませぬ。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19 番（増田武夫） 以上、3 点、お願ひ申し上げましたけれども、最初の問題、是非とも考えておられる以上に人口が減っていくということに対しての住民の不安といひませぬか、地域の経済に与える影響というものが大きい。そういう不安を住民は非常に大きく持っている、そういうことを留意されて、是非とも。こつちに仕事が増えてしまつても、向こうが減らさざるを得ないのだというような状況も出てきかねないと思ひませぬ。その場合には、やはり 1 回持ってきた仕事でもしっかりと向こうに戻していくようなことも、僕は是非必要だと思ひませぬ。特に去年の 6 月の議会でも申し上げましたけれども、忠類の工事は忠類で発注していけるような、そういう仕組みをつくっていただくことがどうしても必要だというふうに思ひませぬ。その結果、忠類に業者が来るのが全然必要なくなって、商店街なんか非常に困つて、飲食店なんかですね、非常に困っている状況もありますので是非そのことを最後にお願ひして終わりたいと思ひませぬ。

○議長（本保証喜） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、14 時 10 分まで休憩いたします。

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○20番（野原恵子） 通告に従いまして、3点について質問をいたします。

まず第1問、健康増進活動の推進についてです。

働く世代は、正規雇用、派遣、パートなどの不安定雇用の中、労働条件、権利、あらゆる面での格差、失業などで心身の疾病に深く結びついております。そしてサービス残業を伴う長時間労働や不規則勤務は住民にも大きく影響し、健康に対する不安が家族にも広がっています。

昨年成立した医療制度改革法では、国民に新たな負担増の押し付け、保険証の使える医療を大幅に縮めるとともに、公的医療保険の役割を後退させる改悪となりました。このような状況の中で、体調が悪くても検診を遅らせ病状を悪化させてしまうケースも増えています。また、住民の暮らしは急激に変化し多様化する中で、家族や地域との交流が疎遠になり、孤立し、元気を失ったり、体力の衰えから外出も不自由という高齢者も増えています。

自治体は若い世代から高齢者世代の住民がどのような状況で暮らしているのかを把握し、健康づくりを進め、健康で安心して暮らしていく手立てを取っていく責任があります。

したがって、次の点について伺います。

- 1、検診の受診率向上を。
- 2、高齢者世帯への訪問活動の強化。
- 3、健康づくり・生活見直しチェックの啓蒙を。
- 4、保健師の増員を。

次に、介護保険「障害者控除」を適用しやすく改善を。

高齢者控除や定率減税の廃止、医療費の負担増など高齢者を取り巻く環境が厳しさを増す中、介護保険障害者控除はその負担を少しでも軽減されるとして、高齢者や高齢者を扶養している家族から喜ばれています。所得税法施行令では、「精神又は身体に障害のある年齢65歳以上」の人は、市町村長の認定により障害者手帳などの有無にかかわらず、障害者控除の対象者としています。しかし、障害者認定については市町村によって差があり、幕別では申請しても認定されない割合が高く、疑問の声が上がっております。

したがって、次の点について伺います。

- 1、介護認定されている人には認定書を発行すること。
- 2、申請用紙は申請しやすく改善すること。

次に、就学援助の拡充について。

いま貧困は国民の一部の問題ではなく、倒産やリストラ、非正規雇用の拡大、相次ぐ社会保障の切下げなどにより、誰にでも起こりうるようになっていきます。経済協力開発機構、OECDの加盟各国による調査によりますと、日本の子供の世帯の中での貧困ライン以下の所得しかない家庭の割合、これは子供の貧困率がじりじりと悪化し、OECDの平均を大きく上回っています。生活と経済格差が拡大し、就学援助基準ギリギリになり、対象にならない家庭も増え、子供と教育の現場にも影響を及ぼしております。

したがって、次の点について伺います。

- 1、就学援助基準の見直しを。
- 2、制度の周知の徹底を。

以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、「健康増進活動の促進について」であります。

幕別町では、町民の健康づくりを目標に、国が策定しております「健康日本 21」の地方計画として、平成 15 年 3 月に、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間の計画期間とした「まくべつ健康 21」を策定いたしました。策定に当たりましては、アンケート調査を実施し、町民の皆様の健康意識についての貴重な御意見を頂くとともに「幕別町健康づくり推進協議会」の皆様の御提言を頂き、現在、計画の推進に努めているところであります。

1 点目の「検診の受診率向上を」との御質問であります。平成 17 年度の主な受診率は、基本健康診査が 17.7%、胃がん検診が 16.0%、大腸がん検診が 18.6%、肺がん検診が 23.2%、子宮がん検診が 26.1%、乳がん検診が 17.9%などになっております。現在、これら生活習慣病検診や婦人科検診などの各種検診につきましては、集団による検診のほか、各病院や診療所などにおいて検診を受けられる個別検診の機会を設けるなど、受診しやすい体制整備に努めているところであります。また、受診の奨励につきましては、広報による周知を始め、指定年齢者に対する個別の通知、職域への受診の PR などを実施しているところでありますが、今後も、引き続き受診のしやすい体制の整備に努め、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、医療制度の改正により、現在、市町村で実施いたしております基本健康診査につきましては、平成 20 年度からは、各健康保険の医療保険者にその実施が義務づけられることとなります。このため、町といたしましては、国民健康保険の医療保険者としての基本健康診査への対応や各種検診の実施、さらには、自分の健康は自分で守るという意識の啓発などを行い、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

2 点目の「高齢者世帯への訪問活動の強化について」であります。訪問活動につきましては、保健師による訪問を始め、社会福祉協議会に委託している「お元気ですか訪問」、在宅介護支援センター 2カ所に委託している高齢者の実態調査などを実施しております。

なお、このような活動の中から、とじこもりがちな高齢者につきましては、介護保険事業で実施いたしております特定高齢者を対象とした介護予防事業に参加していただいたり、参加できない方につきましては、今後、訪問型の介護予防事業についても検討し、地域の中で安心して暮らせるよう努めてまいりたいというふうに考えております。また、民生委員の訪問活動や老人クラブの友愛活動も行われており、これらの活動と連携し、訪問活動の強化に努めてまいりたいと考えております。

3 点目の「健康づくり・生活見直しチェックの啓蒙を」との御質問であります。町では、毎月の広報紙で「健康づくりホットライン」のコーナーを設けての啓蒙や、老人福祉センターでの定期的健康教育、老人クラブや各種団体の御要望に応じて出前講座の一環として健康教育を実施いたしております。今後もこれらの事業や広報紙等を通じ啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

4 点目の「保健師の増員を」との御質問であります。現在「幕別町保健福祉センター」内に 9 名、忠類地区の「忠類ふれあいセンター福寿」内に 3 名の計 12 名の体制となっております。近年、めまぐるしく変わる社会保障制度の改正などに対応すべく、平成 18 年度に 1 名の保健師を採用いたしたところでありますが、今後も、合併による幕別地域と忠類地域の業務の見直し及び連携を図ることなどにより、複雑多様化する保健師業務の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、先ほども申し上げましたとおり、医療制度の改正により、平成 20 年度から各医療保険者が基本健康診査を行うこととされますことから、保健師の業務が今後どのように変わっていくかを見極めながら、適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、「介護保険『障害者控除』を適用しやすく改善を」についてであります。高齢者の所得税及び地方税上の障害者控除の取扱いにつきましては、平成 14 年 8 月に、厚生労働省より、市町村長の具体的な認定方法等が示されたことを受けまして、介護保険認定審査会を共同設置いたしております東部 4 町において協議を重ねました結果、「幕別町障害者控除対象者認定書交付事務取扱要綱」を制定し、交

付事務の取扱いをいたしているところでもあります。

1点目の「介護認定されている人には認定書を発行すること」についてであります。所得税法上、障害者控除の対象となる障害者とは、所得税法施行令第10条第1項に規定されておりますが、介護保険法の要介護者の認定を受けている人ということについては、規定はされておられません。したがって、国税庁では、介護保険法の要介護者の認定があっても、所得税法上の障害者に該当しない場合には、障害者控除の適用は受けられないとしております。介護保険法に基づく要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断するのではなく、どの程度の介護サービスを提供するかを判断するため、介護の手間のかかり具合を判断するものであります。一方、身体障害者福祉法に基づく障害認定は、いわゆる身体障害者手帳の交付のための認定につきましても、永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合いに基づいて判定するもので、「要介護認定」と「障害認定」は、その判断基準が異なるものであります。本町の判定事例で申し上げますと、要介護1の方が特別障害者に認定されたり、要介護1又は2の方は障害者控除の認定。要介護3から5の方は特別障害者控除の認定というように、要介護認定の結果のみをもって、一律、身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難であるというふうと考えております。

また、平成17年度における障害者控除の認定申請者36名のうち、11名の方が非該当と判定されております。他の市町村に比べて認定されない割合が高いのではないかと御質問ですが、帯広市を除く管内の町村は、ほぼ同様の認定基準で判定しているというふうにお聞きしておりますので、内容についてはわかりませんが、本町においては、非該当11名のうち、要支援が4名、要介護1が5名と、要介護度の低い方が多く含まれていたことも、一因ではないかと考えております。

なお、非該当の通知を受けられた方からの、判定結果に関するお問い合わせに対しましては、町の認定基準内容を御説明した上で御理解を頂いておりますが、本年度からは認定結果の通知文に、具体的な判定理由を明記することによりまして、申請者の疑問解消等に努めているところであります。

所得税法施行令の規定によります、身体障害者に準ずるものという判断は、税の公平性という観点から、個々の事例に則して適正に判断をすることが、非常に大切な要素であると考えておりますので、障害者控除対象者の認定の見直しにつきましても、関係機関とも協議の上、慎重に検討してまいりたいと考えております。

御質問2点目の「申請用紙は申請しやすく改善すること」についてであります。障害者控除対象者の認定に必要な申請用紙は、申請者及び対象者の住所・氏名など、必要最低限の事項のみを記載していただく内容となっておりますことから、現在のところ様式の変更等は考えておりません。なお、制度内容の周知につきましては、介護保険料通知書に同封のパンフレットに、取扱い内容を記載しているほか、確定申告時期に合わせて、「広報まくべつ」1月号に認定申請の方法や申請先を掲載するなどして、制度の周知を図っているところでありますが、今後は、要介護認定結果通知の際に、制度内容を分かりやすく説明したパンフレットを同封するなどして、高齢者の皆様にとって、より利用しやすい制度となりますよう、周知方法等の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 野原議員の御質問にお答えをいたします。

「就学援助の拡充について」であります。

最初に「基準の見直しについて」であります。学校教育法では、「経済的理由により就学困難が認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」とされており、幕別町でも小・中学校への就学が困難なご家庭にお子さんの就学に必要な費用を援助しているところであります。

就学援助の対象者は、生活保護法による要保護者と、市町村教育委員会が認定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者とされております。この認定の要件については、幕別町就学援助要綱に定めている、いわゆる法的根拠の9項目に該当するか否かを基準としているほか、同要綱第

2号では現に生活状態の困窮が認められる者について定めております。この判定の際、一つの判断基準として生活保護法に準じて算出した「需要額」と前年1年間の「収入額」をもとに計算した額が、生活保護基準の1.30倍未満の方は認定とすることとしております。しかしながらいわゆるボーダーラインの方については、現在の状況と将来の見通しなどを個別に御相談いただきながら、その結果によっては必ずしも、1.30倍の基準に合致しないケースも教育委員会の判定に委ねられることもあります。また、1.30倍の基準につきましては、全国的にみても平均的な判断基準として採用されており、現在の状況においては、この基準そのものを見直す考えはもっておりません。

次に、この制度の周知については、年度当初の申請に向け、新学期に町内の学校を通じて、制度内容や手続について説明した「お知らせ」と「就学援助申請書」が一枚になったものを全児童生徒の保護者に配布し、周知をしているところであります。また、福祉相談窓口などで生活困窮にかかわる相談がある場合、児童生徒のいる方には「就学援助制度」についての説明をお願いしているほか、町の広報誌に制度内容について掲載しているところであります。

以上で、野原議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） まず第1問ですが、健康チェックのところですが、町長の答弁では、子宮がんそれから乳がん、検診の結果の状況を報告されましたが、平成17年度の決算の内容をみますと、子宮がんと乳がん、それから肺がんでですね、平成16年度よりも17年度の方が、受信されている方が減っています。ですから、これは受診率が向上しているというふうにはつながらないのではないかと思います。婦人科検診は2年に1回に制度が変えられまして、これに対しましても、町内の御婦人の方が2年に1回ではなく、1年に1回の検診、要望が非常に多く出されております。がんの場合には早期発見、早期治療で手術をすれば回復が早いというふうに今までの中で言われております。そういう意味では、2年に1回のがん検診というのは、やはり早期発見、それにつながるのではないかと思います。

それと、今結核検診なのですが、町では65以上の方は無料というふうになっておりますが、この報告の中には肺結核の検診の状況が示されておられません。今この肺結核も広がっているということで、こういうところにもしっかりと検診を受ける手立てというのを進めていく必要があるのではないかと思います。その点を一つお聞きしたいと思います。

それから、平成20年度から各保険制度の医療保険者にその実施が義務付けられるということで、検診の内容が来年度から変わっていくということですが、これも自治体による基本検診を廃止して、国保ですとか健保組合、これに特定検診を実施を義務付けるということなのですが、これは生活習慣病予防などの指導を行う、それが一番の目玉だと言われております。そして、今回の改定の中では、メタボリックシンドローム内臓脂肪症候群、それから糖尿病、その改善が一番のねらいだと言われております。そういうところの改善が見られなかったら、各健保組合ですとか国保ですとか、そういうところにペナルティが課せられて、そしてその課せられたお金を高齢者医療保険制度の方にまわされるという、そういう制度の改正がされるということなのですが、やはり検診というのは本人の健康をまず第一に、そしてそこを第一に考えるべきものであって、医療費の抑制、それはもちろん大事なのですが、それが大きな目玉になるということではないと思うのです。ですから、町の場合には、自治体の場合には国保が検診の対象になるということなのですが、町の場合としてはどういった健保組合に入っていようとも、町民全体に責任を負うということでは、この保険制度にはちょっと疑問を感じるのですが、その点どのように考えているかお聞きしたいというふうに思います。

それと、高齢者への訪問活動の強化をということなのですが、この間高齢者の方が孤独死されたり、そういう状況が2、3幕別町でも聞いております。この中では、今までヤクルトで「お元気ですか訪問」とかとあったのですが、それで高齢者の方は安否が確認される、そういう状況がありました。忠類ではヤクルトの配達、それから農村の方では新聞の配達の中で、高齢者の生活状況なんかを確認しながら配達しているということも平成17年度の決算の中でなっております。そういう中では、やはり幕別町でも様々な手立てで行っていくということになっているのですが、元気な方はいろんな老人ク

ラブですとか、介護保険の制度ですとか活用して自分の健康を保ちながら、そして交流も深めながら、親睦も深めながらということはできるのですが、本当に一人で家の中にいてなかなか外に出られない、そういう方に対する手立てが今必要だと思っておりますが、そこは閉じこもりの高齢者については、今後、訪問型の介護予防事業なども検討してと答弁されておりますが、どういう形でそれを進めていこうとしているのかお聞きしたいと思います。

それから、健康づくり生活の見直しチェックの啓蒙なのですが、確かに健康診断ですとかそういうところで町民の健康をチェックすることはできるのですが、今現在働いている方々の労働条件が非常に厳しくなっております。地域を歩きましても、長時間労働ですとか、不規則勤務ですとか、働いている人たちの健康が非常に今危ぶまれているなというのをつくづくと感じます。そういう点では、家族も含めて、栄養指導ですとか、それから健康チェックですとか、そういうこともしっかりと手立てをとっていかなければ、働き盛りの方々の健康も非常に危ないという心配される、そういう状況も生まれておりますが、そういうところへの手立てなどもどういうふうにこれからとっていかれようとしているのか、その点もお聞きしたいと思います。

それから、保健師さんの増員をということなのですが、介護保険が始まる前に保健師さんが地域を歩いていました、高齢者のところに。そういう中では非常に高齢者の方が保健師さんに対する信頼が厚いというのが本当によく感じられます。そういうところでは、確かに民生委員の方ですとかいろいろな方が訪問されるのも、それはそれで大変交流を深めるということでは大切だと思うのですが、専門職の保健師さんが、そういう役割を果たしていくということも、これからは大事ではないかと思えます。そういう点で、いろいろな社会保障の制度や何かが変わる中で、保健師さんの仕事も多忙ではないかと思うのですよね。そういう中で、高齢者なんかの健康チェックや何か、そういうことをしていく中では、保健師さんの人員が、今、不足しているのではないかというふうに思いますので、その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず、いろいろな数字的なことについては、担当の方から答弁をさせてと思えますけれども、最後にありました保健師については、私もかつて顧みますと、保健師のその仕事の内容、業務が非常に増えている、さらにまた制度改正がどんどん進む中では、その事務をかなり煩雑化しているというようなことで大変な仕事だなということは私も実感しております。そういった意味で、なかなか本来の仕事であるべき巡回相談なんかも厳しい状況にもあるのだろうと思えますけれども、先ほども申し上げましたように、20年度以降に新たな健康診査も出てまいりますので、それらも含みながら今後十分これからの適正な配置に向けては、また対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず、結核の患者数でありますけれども、これは18年中ですけれども、8名ということになっております。それから、まず子宮がん・乳がん検診の関係で2年に1回の関係でありますけれども、これについては厚生労働省の方から2年に1回ということできておまして、それに準じて町としてもやっているわけですけれども、実施をされる皆様には1年1回が有効ですよということで、町として補助するのは2年に1回ですけれども、個別検診として帯広市内の7カ所の病院と契約もしておりますので、そこでは毎年受けることが可能でありますので、その辺については周知を図っていきたいというふうに思っております。

それから後、高齢者の訪問の関係で、訪問型の介護予防事業の取組の方法ということでありますけれども、これについては現在、18年度から介護保険の予防事業ということで、まず通所型の予防事業については、18年から3カ月単位として、それぞれ幕別、札内、忠類ということで実施をしているところでありますけれども、今後実際にそれにも参加をなかなかしづらいという方についてのことなのですけれども、まずその介護予防事業の通所型につきましても、今年度その参加しづらい方について送迎用の車の借上料を予算計上させていただいております。そういう中で、まず出てきづらい方につ

いても、できるだけ参加をしていただく。それから、さらに訪問型の介護予防事業として、今これはまだ検討している段階ですので、今すぐということにはなりませんけれども、高齢者の実態を把握した中で、本当に閉じこもりがちなそういう方につきましては、そういった訪問型の事業を展開して取組をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（本保証喜） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 結核検診の受診率ですけれども、17年度については21.3%ということになっております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 今お答えいただいたのですが、婦人科検診の件ですが、2年に1回は助成されるけど、毎年する場合には助成はされないということですよ。助成されることによって、検診は本当に受けやすいというそういう状況があるのですが、国が2年に1回と変えたということなのですけども、町の今までの助成、全額でなくても、助成をしていく方向で検討はできないのでしょうかということが一つ。

それから、訪問型の取組、これから検討していくということでしたけれども、本当に高齢者はなかなか外に出て行かれないという人は孤独で暮らしているのですよね。なかなか人と人との関係がうまくできなくて、閉じこもりになっているという方も中にはいます。そういう中では、保健師さんですか、民生委員さんですか、信頼されている、本人が信頼すれば本当にいろんなこととお話して悩みごと話してくれます。そういう点では、訪問活動の、これからいろいろな手立てで訪問活動を進めていくということが、大事ではないかというふうに思います。

先ほど質問した中で、一つお答え返ってきていないのですが、働いている世代への健康管理というところでは、これをどのように進めていくかということをお聞きしているのですが、例えば小さな事業所や何かですと、町から出向いて行って講座をするですとか、そういう手立ても必要ではないかと私は思っています。労働時間が長くなったりすると、健康診断にもなかなか行けない。そういう状況が生まれてくる中では、事業所でそういう啓蒙活動とかそういうことも必要ではないかと思っておりますが、その点お答えが返っていませんでしたので、お答えをお願いいたします。

○議長（本保証喜） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） はじめに、1点目の婦人科検診の関係でございますけれども、厚生労働省から2年に一度ということと言われておまして、このことにつきまして、厚生労働省のそれに対応していきたいと思うのですけれども、今後発見率だとかそういうようなことが、様子を見ながら必要になってくれば、財政状況等もありますけれども検討してまいりたいということで考えております。

それと、先ほど申し上げましたけれども、高齢者の方々に対することにつきましては、これも訪問型ということも考えておりますので、先ほど言いましたことも含めまして検討していきたいと思っております。

最後に、家族を含めての啓蒙ということでございますけれども、これにつきましては、私たちが今までも出前講座というものもやっておりますので、どんどん地域の中で要望を受けながら、家族と一緒に聞きたいという場面も出てくるかと思っておりますので、そういう出前講座など、こちらからも一度周知をしながら図ってまいりたいと思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 次に、介護保険の障害者控除の件なのですが、町長のお答えは、幕別の場合のこともお話されておりましたが、私が十勝全体の認定者の状況を一覧表にしたのが手元にあるのですが、幕別の場合には2006年度ですが、申請36件で、それで発行された方が25件、忠類の場合は27件申請しまして同数発行されております。浦幌、池田、豊頃、申請した方が皆認定を受けております。そういう状況が一つあります。

それと、この間の国会の中での答弁の中では、共産党の佐々木憲昭議員が、この障害者の認定に対する質問をしておりますが、その中で、尾身財務相が「老衰によって身体に障害を生じた人の事情を

考慮した。そういうことでこの障害者の介護保険にかかわる人でも障害者認定をしている」と答弁しております。その中で、老化による身体不自由等の障害のあるものと認められれば、障害者向上の適応対象となる。これは、町長の判断で可能だという答弁をしているのですね。

こういうことであれば、やはり幕別でも町長の判断で、その障害者の認定をすることができるのではないかと思います。それが一つです。

それと、申請用紙を申請しやすくという点なのですが、幕別と帯広市の申請の用紙を手元にあるのですが、帯広市の場合には申請者の名前を書くのと、それから対象者の名前、住所・氏名です。幕別の場合には、現在の状況というところの項目が一つありまして、6カ月以上寝たきりになっている。これが項目になっているのですね、申請の一つとして。でも、この障害者として認定されるということでは、加齢による身体に障害を生じた人も障害者として認めるということであれば、必ずしも寝たきりでなくてもいいはずなのですが、そこが幕別の申請と帯広市の申請書の違いがあります。それと対象者の氏名ということでも、寝たきりの人が自分で署名するという、こういう用紙ですよ。申請者でも書面は可能とはなっているのですが、帯広市の場合には初めから申請者が署名するとなっております。そういう点でも、本当に高齢者に対する配慮というのは、申請用紙からだけでも見えてくるのではないかと。その点が違うのではないかとと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけども、障害者控除を受ける、これは税の公平性といったことから、本来であれば一律の基準の中で、全国みな同じ基準で公平に受けるのが一番いいのだろうというふうないうふうに思いますけども、ただ介護保険の認定の何級と何級は障害で認めるというような制度になっていないものですから、その一人一人の判定をしなければならないところにいる難しいところがあるのだろうと思います。

それで、うちの場合は先ほど申し上げましたように東部4町の介護認定審査会の中で一定の基準を設けて、出てきた申請書の内容を見ながらチェックをしていく、そのチェックするもの自体は、そうほかの町村と変わりがあるわけではないということをおっしゃっています。ただ、出てきた人数と実際に認定になった人数のうちに開きがあるというのは、同じ町内、忠類地区27名が27名になったという場合は、事前にチェックができる部分があって、「あなたは該当になりますよ」といった人が実数出てきたというようなことですから100%というような状態なのだそうです。ところが、今年は27名に案内を出したら半分以上来なかったというのは、逆に関係ないといいますか、税の対象にならなければ必要がないというようなこともあって、その数というのが非常にバラバラですね。当然、所得税かからない人に何も控除の申請はしてこないということになるわけですから、そういった意味で、私はこれからも、この2番目のその申請書の問題もありますけども、できる限りみんなが統一できるような方向がやはり一番いいのではないかとこのように思っておりますので、私もその介護の担当あるいは審査会の意見などを聞く中で、さらに公平性というような面も含めて、そしてうちの住民が不利にならないというようなことも含めて協議をさせていただきたい、検討させていただきたい、そういうふうに思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 今、町長のお答えでは、東部4町で統一してというお答えでしたが、この申請はあくまでもその自治体の責任者が判断をして、障害者認定書を発行するということですので、必ずしも東部4町が統一して同じ基準でということではないと思うのですが、町長の判断、あくまでもこれはその町長の判断で障害者として認めるかどうかということなのですが、その点についてはいかがですか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 東部4町というのは、うちにはたまたま介護保険の認定審査会が、東部4町が共同でやっているから、その中でいろんな意見や論議をしながら決めていくということで、お話がありましたように、それぞれの市町村長がそれぞれの町民の障害の認定を決めるということですから、そ

の前段はそういったところの審査会等の意見を聞いて、踏まえて対応すると、そういう意味で私は申し上げたつもりです。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 次に、就学援助の点について、お聞きいたします。今就学援助の場合は、幕別町では生保基準の1.3倍の基準で援助を行っているということでしたが、今生活保護基準というのは、この間母子加算がなくなっております。そういう点では、生活保護基準の1.3倍といいますが、金額の中では下がってくるのではないというふうに思います。

それで、先ほど、子供の貧困率ということもお話ししましたが、貧困率の基準というのは夫婦と子供一人で大体平均305万が貧困率のギリギリの線だという、そういう資料も出ているのですが、幕別の場合は、夫婦と子供さん一人で、多分270万の基準ではなかったかなと思うのですよね。それから見ると基準が低いのではないかというふうに、ひとつ思います。

それと、北海道の場合には、就学援助を受けている方が就学世帯の19.3%になっております。幕別の場合は、中学校と小学校と受給率違うのですか、小学校が15.1%で、中学校が11.9%。援助を受けている方、そういうことを17年度の決算報告の中でも示されておりますが、そういう点からいって、まだ基準が低いのかなと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 前段では申し上げましたけども、これは全国的、全道的に1.30というのは平均的でございます。確かに1.30を超える市町村も十勝管内にはございますけども、道内でもあります。ただ、ほとんどのところが1.30という基準を採用しております。

ただ、私どもの町では前段で申し上げましたように、1.30の基準を使いますが、あくまでもそれは、例えば前年の収入を参考にした基準になりますよね、前年1年間の収入。では、現実に、今現在の状況はどうなのだろう。今年になってから、例えば御主人が病気になられたとか、そういった状況、特別な事情ということをお察ししておりますので、必ずしも1.30にこだわっているというところではないわけですね。ですから、實際上教育委員会で判定したケースには、前年の所得だけを基準にして1.40あるいは1.50というケースも、これは認定しているというケースが、これは特別な事情を認めて判定した事例があります。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 今、本当に経済状況が大変になってきているので、就学援助ギリギリの人たちが増えてきていると思うのですよね。今、確かに生活状況をみながら、生保基準よりも1.3ではなくて、1.5とかそういう人たちも中にはいますということなのですが、問題なのは線引きのところなのですよ。1.3でそのところを引き上げていくということが、そういう人たちの対象も広がるということで、その基準の見直しをということなのです。

それで、それが、基準がその一線から引きあがらないというふうになった場合には、それ以外のものを助成しているところも中にはあります。そういうところでは、給食費の補助をするのですとか、それからメガネの交流ですとか修学旅行の支援ですとか、そういう個別な対応もしているところもあります。

本来ならば、その基準を引き上げることが、一番本当に家庭が大変な人たちに対する子供への支援にはなるのですが、そういう家庭の状況の中で個別の援助ということもこれから必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 先ほど申し上げましたけれども、申請書面と、裏に説明書面となっておりますけども、その中で1.30というのは基準であります。

どこかで基準を定めなければいけないわけですから、1.30という基準を幕別町では採用しておりますけれども、ただ、それ以外に特別な事情というものを認めるということの記載をしてありますし、その特別な事情については、教育委員会に相談をしていただきたい。御相談には教育委員会担当者が、

これは教育委員会で受けることもありますし、教育委員会の担当者が出向くこともございます。そういった相談には真摯に応じて、それを教育委員会会議の判定の中で、そういった個別の事情を1件1件、これはあくまでいいましてもボーダーラインの方ですね、1.30をちょっと超える方、この方についてでも該当するケースはありますよという説明は十分させていただいているというふうに、私どもの方では認識をしております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） それはわかりました。できれば基準を引き上げていくことが、そういう個別のケースではなくても、押しなべて援助を受けられる世帯が増えるというそういう状況が子供の子育て支援、少子化対策にはなるのではないかと思います。

それともう一つ、申請用紙なのですけれども、全家庭に、新入生には配っているということもありました。そういう中では、やはり生保基準に準ずるとか、そういうふうな明記になっていると思うのですけれども、その表現の内容もやっぱり改善していくことが大事ではないかと思います。そういう中で、子供たちが元気で楽しく学校生活を送られるようにとか、そういうような説明も加えて本当に子供たちがそういうものを受けることによって、肩身の狭い思いとかそういうことではなくて、本当に勉強していく、そういうためにこういうことも活用していくということで、書面の内容の改善もこれから必要ではないかと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 書面の内容の改善ですけども、これは今御指摘がありましたように、確かに表現の部分でわかりづらいついとか、まずい部分があればこれは改善していきたいと思っております。ただ、おわたしするのは全児童・生徒ですから、これは公平におわたしをするということですね。これについては、直接教育委員会あるいは支所ですとか、そういったところに届けてもらっても構いませんし、あるいは学校に提出のケースはあるのですけども、そういった回収方法についても、またこの中でお知らせをしておりますけども、改めてそこら辺の改善点があれば改善していきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で野原恵子議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩いたします。

14：57 休憩

15：10 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○9番（中橋友子） それでは、通告に従いまして3点についてお尋ねをさせていただきます。

まず、1点目は行財政改革と財政問題であります。

平成18年度から22年を計画期間とする第3次行財政改革大綱が策定されました。効率的な行財政改革を行い、住民の皆さんのサービスの向上に努めることが目標とされております。住民の税金が基本的な財源であり、一定の経費削減や効率性の追求は当然のことではありますが、自治体の本来の任務であります住民の安全と生命を守る。このことが基本となり、ここから改革することは財政改革とはなりません。乖離することは改革とはなりません。したがって、今回の計画がその点で大丈夫なものであるのか、その辺を検証させていただきたいと思っております。

今回の計画の柱となっているのは、受益者負担の見直し、各種業務の民間委託、事務事業の見直しなどはこれまでも指摘しておりましたが、結果としては住民負担を増やし、サービス低下につながってきておりました。これらが心配されるところであります。

そこで、この計画に当たって、町長の言われるようなサービスの向上にどのようにつけていくの

か、具体的な取組についてお伺いするものであります。また、特に職員の削減問題であります。この計画につきましてはどの分野を削り、どのような適正配置を図っていかれるのか。相当数の退職者がこの5年間の間に生み出されますが、それらの財政的対応、退職金の総額などについてもお伺いするものであります。また、財政問題にかかわって、新年度の予算の一つとして出されております新しい地方交付税の算定に新型交付税の算定があります。ここでは、人件費新型交付税の一部算定が開始されたと聞いておりますが、それらの内容と影響等についてもお伺いするものであります。

2点目は、後期高齢者医療制度の問題点と保険料の軽減についてであります。2008年4月から後期高齢者医療制度が実施されることになりました。これからの1年間は準備期間となりますが、75歳以上の方、また65歳から74歳までの障害認定1ないし3級を受けた方が対象とされ、都道府県単位の広域連合が運営体となります。保険料の設定など、これから直接住民にかかわる大事な決定が行われていくわけですが、広域連合の準備会の中でとり行われると思います。これらの内容が広く住民に知らされるようにすることが大事だと思いますし、またこの委員会の中に、住民の声が反映される仕組みもつくっていくことが必要だと思います。住民の要求を反映させる手立てについて、お考えを伺います。

二つ目は、独自の医療保険・医療提供内容・診療報酬がこの制度では予定されていますが、病気は75歳という年齢で機械的に線引きできものではありません。医療の内容や範囲を差別化することなく医療を保障する、そのためにこれらの内容については中止させるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、保険財政と保険料の徴収についてであります。これまでの市町村国保のように、市町村の一般会計から広域連合に繰り入れるということは、厚生労働省では到底想定されていないとしております。弾力的な制度の運営を可能にするためには、一般財源の収入も認めるなど各種の減免規定も設けることなどが必要になってきます。特に医療費の高い北海道は、初期保険料の制定も他県よりも非常に高く、介護保険と合わせて年金から1万円以上も天引きされることが目に見えます。減免規定も大切だと思い、考えてを伺います。

4点目は、適切な医療給付を行う方法であります。ここでは、資格証明書の発行が示されておりますけれども、この資格証明書の問題については、国民健康保険の中でも医療権、受療権を奪うということでその都度問題を指摘してまいりました。後期高齢者医療制度においては、この資格証明書の発行は行うべきではない、中止を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

5番目は、安定した財源として、やはり公費の負担の割合を引き上げるよう国に求めていくべきと思ひ、考えを伺います。

3点目は、全国一斉学力テストの問題について、お尋ねをいたします。昨年12月、多くの国民の声を背に向けて、やらせ問題など渦巻く中で、教育基本法の改悪が強行されました。その具体化として、文科省は本年4月に全国一斉学力テストの実施を打ち出しております。この学力テストは通常これまで取り組まれてきた、子供に学力を身につけさせるものとの目的とは異なり、競争意識を育てること、これが主たるものになりランク付けを行うという非常に問題がある内容でございます。これを実施するかしないかは、市町村教育委員会が決定するとされており、既に行わない不参加を宣言している自治体が生まれております。幕別町においても、問題であるものは実施すべきではなく、少なくともこれらの公表は避けるべきであると考え、お考えを伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、「行政改革と財政問題について」であります。

1点目の「サービスの向上について」であります。本町予算の歳入の中で約4割程度を占める地方交付税が、近年減少傾向にあることや景気の動向が不透明で税収が伸び悩んでいることなどにより、町としては一般財源の確保に苦慮している厳しい財政運営が続いております。このような中で地域住民の皆さんの行政に対するニーズは多種多様化しており、今後とも住民サービスの向上に努めていく

ためには、行政改革に取り組んでいかなければならないものを思っております。そこで、その指針となる方向性を示すものとして、平成 18 年 10 月に今回で第 3 次となります幕別町行政改革大綱及び推進計画を策定したところであります。基本的な取組姿勢として最小の経費で最大の効果を上げるべく効率的な行政運営に努めるとともに、一般財源の確保にも努めていく必要があると考えているところであります。

行政改革を推進していくに当たりましては、一定の経費削減や効率性の追求、費用対効果を検討するとともに、住民の皆さんにも一定の受益者負担等をお願いしなければならないこともでてくるものと考えているところでありますが、住民サービスの向上を図るという基本姿勢は変わるものではありません。住民の皆さんが安全で安心しながら日常生活を送れるよう努めていくことが基本であろうと認識いたしているところであります。

住民サービスの向上に向けた具体的な取組についてであります。大綱で 4 本の柱立てをし、具体的な推進項目につきましては、推進計画に掲載している内容のとおりであります。今後さらに検討を重ね、充実させていくことが大事であろうと考えております。

2 点目の「職員の削減と適正配置について」であります。国は骨太の方針 2006 におきまして、地方公務員の人件費に関しては 5 年間で 5.7% の削減を求めています。本町におきましては、合併協議の中で定年退職者数の 4 割程度をめどに職員補充を行うことを目標としてきたことにより、推進計画の中では、平成 22 年度までに 18 人の減、率にして 6.6% の減としているところであります。また、適正配置に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、平成 19 年度中に組織の機構改革に取り組み、適切に対処してまいりたいと考えております。

それから、お話にありました退職金についてであります。本町では、町が退職者に町の予算から退職金を支給するという制度ではなく、町が北海道市町村職員退職手当組合に加入して、当組合に対し退職金の原資となる負担金を毎年納入し、当組合から退職者に勤続期間と退職事由に基づき計算された金額が支給される制度になっております。なお、当組合に対する負担金につきましては、全職員の給料月額総額に対して一定の率で計算されており、実質的には毎年平準化された形で退職金の原資が積み立てられていることになっております。

3 点目の「新型交付税について」であります。国は平成 19 年度から普通交付税の算定に当たり、基準財政需要額の 1 割程度分を新型交付税と位置付けて人口と面積に基づき算定し、残りの 9 割程度分を従来型の算定とする方針を示しているところであります。この新型交付税の算定は、人口対面積が 10 対 1 の比率で扱われ、一定のルール計算により行われる予定であります。平成 19 年 3 月 2 日に総務省が示した試算値によりますと、本町の影響額は約 2,400 万円の減になる見込みとなっており、厳しい状況であると認識いたしているところであります。なお、十勝管内の状況につきましては、増になるところ、減になる町村分かれておりまして、ちょうど 9 町村ずつと増えるところと減るところに分かれておりまして、管内全体の影響額でいきますと約 1 億 9,200 万円の増になるというような試算がなされているところであります。

次に、「後期高齢者医療制度の問題点と保険料の軽減について」であります。

まず 1 点目の「広域連合準備委員会の内容の公表と住民の要求を反映させる手立てを求めていくべき」という御質問であります。広域連合の設立に向け準備を進めてまいりました「準備委員会」につきましては、今月の 1 日に北海道知事から設立認可を受け、平成 19 年 3 月 1 日付で、正式に「北海道後期高齢者医療広域連合」が設立されております。後期高齢者医療制度の創設は住民の健康に関わる重要な問題でありますので、制度や同広域連合の業務内容について十分周知しなければならないものと認識いたしているところであります。今後、広報紙及びパンフレットにおいてお知らせしたいと考えております。

また、同広域連合から「制度の内容等を広報するためのホームページを作成した」との連絡は受けたくところあります。町ではこれを受けまして、町のホームページから同広域連合のホームページにアクセスできるようにし、住民の皆さんが制度内容等を簡単に知ることができるようにしたいと考え

ております。

「保険料設定等における住民の要求を反映させる手立て」ということにつきましては、本年6月に道内市町村長及び議会議員から選出された広域連合議会を設置する予定となっております。それぞれ住民の負託を受けた市長、町村長、市議会議員及び町村議会議員各8名、計32名で構成する議会で、道内各地域の声を反映させて保険料等を決定する仕組みとすることとなっております。

2点目の「医療の内容や範囲の差別化を中止させるべき」ということについてであります。国の「社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会」が、今月から医療の在り方に関する基本的考え方の取りまとめに向けた議論を始めたばかりでありまして、現在のところ白紙の状態であります。具体的な診療報酬体系などにつきましては、平成19年度から議論され、本年秋に骨格が示されるというふうに伺っております。同部会に対しましては、日本医師会などの団体が様々な立場から提言しており、市町村の立場からは、国保中央会が昨年12月に提言を行ったところであり、高齢者の健康が守られ、国民皆保険制度が安定的に継続されるようなものとなることを期待をいたしているところであります。

3点目の「一般会計の繰入れを認め各種の減免規定を設けることが必要」ということについてであります。本制度の運用につきましては、保険料、現役世代からの支援金及び国・道・市町村から支出される公費でまかなうこととされております。公費の負担割合につきましては、医療費等の5割分と定められており、現在のところ制度上これ以上の負担はできないこととされております。なお、本制度におきましては、所得が低い方々への配慮ということで、国保税の軽減措置と同様に、保険料の7割・5割・2割の軽減措置が設けられることとなっております。また、災害等の特別事情がある場合の減免規定も設けられることとなっております。

4点目の「資格証明書の発行を中止させるべき」ということについてであります。健康保険制度は相互扶助の精神に基づくもので、負担能力に応じて全ての方々に、公平に保険料を負担していただくことが制度存立の前提であります。負担能力があるのに納めていない方の未納分は、他の納入者の負担となり、公平が損なわれることとなりますので、資格証明書の発行は制度上やむを得ないものと考えているところであります。

5点目の「公費負担の割合を引き上げるべき」ということについてであります。後期高齢者医療制度に引き継がれる現在の老人保健制度におきましては、平成14年9月まで公費負担割合が3割で、現役世代が残りの7割を負担して制度を支えてきたところであります。しかし、少子高齢化により現役世代の負担が重くなってきたため、公費負担割合を段階的に増やして、平成18年10月には5割としたところであります。先ほど申し上げましたが、後期高齢者医療制度における公費負担割合につきましても5割と定められております。制度の維持のために、半分は公費で負担して、残りの半分は直接国民が負担し合うという趣旨でありまして、さらに、先ほど3点目でお答えいたしました7割軽減等の軽減措置につきましては、軽減した税額相当分を別途公費負担することとなっており、やむを得ないものと考えているところであります。後期高齢者医療制度は、増えつづける医療費に対し、全道で協力して運営しようとするもので、国民皆保険制度堅持のため、あるいは健康保険の一本化へ向けた第1歩となるものというような押さえであります。そうしたことを考え、御理解を頂きますようお願いを申し上げます。

以上で、中橋議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 中橋議員の御質問にお答えをいたします。

「全国一斉学力テストの問題」についてであります。

はじめに、御質問の全国学力・学習状況調査につきましては、調査目的として、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、学力・学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証しその改善を図るとしており、本年4月24日に実施が予定されております。調査対象としては、小学生「第6学年」と中学生「第3学年」で、教科は小学生が国語と算数、中学生が

国語と数学とされており、いずれも出題範囲は前年に学習した指導事項を原則とし、身に付けておかなければ後の学年での学習に影響を及ぼす内容や、実生活で活用できることが望ましい知識や技術、それらを活用する力及び問題解決のための構想を立て実践し、加えて評価・改善する力などに関わる内容を中心とした出題とされております。また、学習意欲・学習方法・学習環境などについての質問調査も併せて実施することとしており、幕別町においても全学校で実施したいと考えております。

次に、調査結果の公表についてであります。文部科学省は国全体の状況及び学校種別ごとの状況、都道府県ごとの公立学校全体の状況などについては公表するとしております。しかし、都道府県教育委員会に対しては、個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないことを「取扱い配慮事項」としており、幕別町といたしましてもこの調査により測定できる学力は特定の一部分であることから、公表をする考えは持っておりません。なお、調査結果の提供につきましては、各学校に対しては、当該学校全体、各学級及び各児童生徒に関するものを提供し、学校が児童生徒に対して、当該児童生徒に係る調査結果を提供するものとしております。

以上で、中橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） それではまず、行政改革の問題についてお尋ねをいたします。具体的な手立てにとってはこれからだということですので、今後この計画に基づいてどういうふうに進んでいくのか。住民のサービスが本当にキープされていくのかどうかということについては、私たちが真剣にかかわりながら見守っていきたいというふうにも思うのですが、この第3次行財政改革を策定する大元は、やはり流れとしては第2次行財政改革でなかったかというふうに思うのですよね。もっと言えば第1次行革がありまして、それぞれの計画を持ちその成果を見極めた上で次に手を打つと、その手を打たれた第2次行革に基づいて第3次が来たと、こんなふうに思うわけです。

それで、第2次行財政改革は、62項目にわたりまして、いろいろな改善といいますか、手を加えられて取り組まれてこられました。その中で、私ども問題にしたのは、3点ここで述べたように、民間委託の問題であるとか、あるいは受益者の公平負担であるとか、そういうところであったわけですが、結局そういう改革の名のもとに第2次行革の中ではごみの有料化であったり、下水の引上げであったり、様々な住民負担というのが盛り込まれてきました。そして、当然国から来るお金はどんどん減ってきておりますから、こういった負担やさらに民間委託なども含めても、結果としては求めるだけの財政効果はどうだったのかというふうに見たときには、なかなか厳しいものが結果としてはあるのでないか。つまり、いろんなことを取り組むのだけれども、5年間頑張ってやって、結果として財政改革ができていくのかというふうになると肯定をしない、これは本当に重大なことだと思うのですよね。

第3次行革もこの流れでいけば同じようなことが想定される。ですから、結局行政改革の計画を立てることも、国からの指導の中でやられてきているというのが現状でありますから、国のこういった姿勢が変わらない限り、地方は本当に苦労して努力して住民の負担もどんどん増えるのだけれども、結果が見えないというような中にありますので、私はこれから抜け出すための手立てとして、町長がこれからとおっしゃるわけですからそこを十分見極めたいと思うのですが、そういう認識はお持ちかどうか、伺います。

それと、行革の中で特に私は職員の適正配置の問題についてだけ取り上げました。前段、同僚議員の方が細かく取り上げておりますので、それらも踏まえてお話をしたいと思うのですけれども、この職員の訂正配置、計画の中ではこの5年間で18人の削減をされるということでもあります。過去のデータも見ながらお話ししたいところなのですが、幕別町は今年の合併という特殊事例がありますので、それは参考になりませんから、これからの18年の削減が一体どの分野でどんなふうに具体的にしているのかと考えていられるのか。

先ほどの質問の中では、保健婦分野が非常に忙しいのだと、増員も考えているのだという町長のお答えもありました。そういうことを見たら、やはり18人の削減計画というのは根拠があって出されたと思うので、その根拠を是非お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の行革に対する町の姿勢でありますけれども、先ほどお話ありましたように、第1次から始まって第2次、そして今第3次に向かって行政改革を進めようとしているわけでもありますけれども、お話ありましたとおり財政的な締め付けがくる、そして交付税をはじめとしているいろいろ財政が厳しい中で、当然のことながら出ていく方の部分、歳出の部分でもできる限りの効率化を図っていくことが当然我々に求められてくるのだろう、そういった中で行政改革を進めようということでありまして、第2次の62項目といわれました項目で、そのほとんどは達成できたというふうに思っております。6項目ほどが繰り越したといえますか、第3次に持ち込んだ部分もあるわけでもありますけれども、そういった意味で、この項目についてもまずはできるものから一つずつ手をつけていながら、そしてまた皆さんの協力を仰ぎながら進めていきたいというふうに思っております。ただ、いつも言うことでもありますし、中橋議員も言われるように、そのことが行政サービスの低下につながるということは、もちろん避けなければならないことでもありますし、そして時には住民の負担を頂く、このことも大変申し訳ない気もするのですが、ある意味では今の時代の中ではやはり行政のみだけではやっていけない、何とか住民の皆さんの理解を頂く中で、一定の負担もしていただかなければ、なかなかまちづくりは進んでいかないのだ、その辺の御理解も賜っていきなさいというふうにも思っております。それはもちろん、先ほどのあれにありましたしおりや何かの減免の見直しでもあり、あるいは補助金のカットの部分などももちろんそうでもありますけれども、いろんな面で住民の皆さんの御協力や御理解を頂く中で、共に行革を進めていきたいと。そういう思いであります。

それから、職員の配置でありますけれども、これは今18名、そして先ほど来申し上げておりますように、今19年度中に、本庁からすべてを含めて、いわゆる行政組織の機構の見直しを実施したいというふうに思っております。そうした中で、どの程度組織がスリム化されるかというような問題もありますけれども、確かにその時代時代に必要な部署、例えばかつての景気浮揚策のころについては、土木ですとか建築の技師をどんどん増やしていかないと事業に追いつかなかったというような時代がありますし、今は逆に先ほど申し上げていましたように、福祉サイドあるいは保健師サイドの方が非常に忙しいときを迎えている。そのために、保健福祉センターも、保健課と福祉課に分けたというようなことも一部ありますけれども、そうした時代の流れを見ながら人員の適正配置、そして適正な機構の見直しということに意を用いていかなければならないのだろうというふうに思っておりますので、この18名、それぞれ国が示された5.7%の地方公務員の削減というようなこともありますけれども、全体の退職者、その補充4割というような計算の中で大体18名ぐらいということですが、私としてもこれは今の状況からいくともっと進むのではないかなという思いもしておりますけれども、例えば来年度19年度で新聞にも出ていましたけど、7名退職で1名の補充ですから既にここで6名減るというようなことでもあります。ただ、これがずっと続くかといったらもちろんそうはならないのだろうと思います。あくまでも人員の適正配置の中で、これからも採用、不補充について検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 行革のことですけれども、私はやはり62項目未達成はなかったと。48もそういうふうにしていくのだということなのですから、達成されたものの結果がいろいろ住民負担の増であったり、あるいは直接公設でやっていたものが民営になったりというようなことで、これは流れとしてそれがいいというふうにどんどん報道もされたりしてきてはいるのですが、例えばその住民負担だって、その第1次行革あるいは第2次行革をやっていたときの住民の暮らしの実態と、今始めようとする第3次行革の住民の暮らしの実態と、ここも見ていくなれば、これは格差と貧困は広がっているというわけでもありますから当然それが今まで以上に重たいものになっていく、重たくなれば結局サービスは低下だと言わざるを得ないと思うのですよね。そういうところを本当に見ていただいて、スクラムを組んで住民本位の調整にする。ここが一番試されるころだというふうに思いますが、どうでしょうか。

さて、職員の問題であります。今現場の方で保育所の職員、皆さん頑張っていられはいますが、この現場の職員の配置は、大枠で見れば正職員は5割なのです。残りの5割は臨時。また、これはちょっと部門が違うかもしれませんが、先日取り寄せたデータの中に、全道の消防職員の配置がございまして、十勝管内の消防職員が定数通りどのように配置されているのかというと、ほとんどの自治体は定数どおりの配置にはなっておりませんでした。6割台でした。

ところが、驚いたことに、幕別町はその6割も切って5割台ということでありまして、これを見ても本当に現場部門での厳しさがあるのだなど。そこにいる現場の人たちはもっと厳しいと思うのですが、そういう実態を見たら、私はその18人の削減の根拠は何だと伺ったのは、方程式に数字を入れるのではなくて、人件費の削減が国で出されてきたと。それを基準にして退職者の4割補充だというようなことで、その方程式はあるからそこに入れれば18と出るのでしょうかけれども、現実にはどこの分野で職員が必要なのか。どこの分を合理化したらいなくなるのか。そういう適正な配置という5カ年の計画があって、初めてはじき出されるのが18という数字ではないかと思うのですよね。そういう組立てのやり方からいって、少し、もっと現状を踏まえた推進のし方が必要だと思いますが、どうでしょうか。

さて、退職金の問題です。退職金だけを特に取り上げたというのは、いろんな、当然退職金というのは保障されなければならないものでありますし、長い間お仕事をされた方たちのその後の生活費として本当に大事なものでありますから、そのように押さえているのですが、昨今退職金の不足というのが問題にもなっておりまして、うちの町が直接でないということも、これまでも予算・決算の中でずっと検証されてきておりましたので十分承知した上で伺いするのですが、それにしてもこの5年間で、行革大綱の中に出された数だけプラスしますと36人なのです。36人に見合った退職金が、うちの分担金としてその共済の方に積み立てていくってこと。これはもっと前からの方が就職されたときですか、そのときからきちっと計算されて、やられていって、困ったことにはならないと思うのですが、そういう計算のもとで実際その36人というのは幾らの金額になっていて、うちとしてはこれからどのぐらいさらに掛金かけていくのか。その辺もお答えいただければと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の行革を進めるに当たって、住民の皆さんが現状、今までの1次、2次の行革、非常に今厳しい状態にあると、そのことは確かにその通りだというふうに思います。今、国のいろんな進める改革の中で住民負担が増えているのも現実にあるのだろうというふうに思います。そうした中で、大変我々からすると、厳しい中でさらに町の行革にあおりで負担が増えるというのは辛い部分も私どもにはあるわけでありまして、しかし、そうかといって全く手をつけないでいられるのかとなると、そこもなかなか厳しい、そういった中ではただ私どもとしては現状を十分認識いただいて、あるいは情報公開をする中で、こういう状況の中で何とか皆さんの御理解も頂きたいという中で、これから行革を進めさせていただくと。そういったお願いをするしかないのかなというふうにも実は思っております。もちろん住民負担が少ないに越したことはない。これは当然我々も感じるところでございますけれども、なかなかそうかといって、全く改定をしなくてもいいのかということにもならない部分もあることも御理解いただければというふうに思っております。

それから、職員の問題。先ほど言いましたように、保育所の問題もそうでありまして、いろいろな部署でいろいろな課題はあるのだろうというふうに思っております。

そういったことも含めて、先ほど言いましたように、部制課制の問題から係の統合の問題も含める中で、いわゆる職員の配置をこれから20年度に向けて、19年度中に機構の見直し、改善に向けての協議をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、職員は1回採用しますと、それは定年がくるまでずっといるわけでありまして、なかなか仕事も、先ほど言いましたように、忙しい時代といいますか、こういう時代が忙しくて今の時代になるとこちらのところが忙しくなる、いろんな流れも現実にはあるわけでありまして、そういったこともいろいろ見極めながら対応しているつもりであります。先ほど言いましたように、土木あるいは建築の職員なんかは、今みんな一般といいま

すか、事務職にまわっている人も現実にあるわけでありです。そういったことで、保育所も含めて、これから十分検討協議をさせていただきたいというふうに思っております。

また、消防の問題もこれはちょっと違うかもしれませんが、これは昔からそうなのですね。4割はちょっとあれかもしれませんが、どこもそれだけの100%にはなっていない。これは国の基準の職員数の求め方も我々からするとかなりかけ離れた部分があるのかなという気もするわけですが、ただ、私どもも決してその消防職員を無理して過重な勤務をさせているというようなことはなくて、あくまでも勤務時間に基づく勤務をさせているわけで、それを特別な、今問題になっているようなことはないと思いますけども、それらも十分調査の上対応したいというふうに思っております。

それから、退職金については、担当の方から。

○議長（本保証喜） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） それでは、退職金について私の方から答弁させていただきます。まず、支給される退職金につきましては、40年程度勤務して定年退職で退職した場合ということを想定しますと、現時点におきましては大体一人頭2,400万円程度ぐらいになると思います。これは過去から見ますと、だんだん退職手当の支給率につきましては下がってきておりますので、過去から見るとこれから将来に向けてもこの率は下がっていく方向にあると思っております。

続きまして、2点目の町の負担金についてでありますけども、町の負担金につきましては、先ほど町長の答弁にありましたように、給料の総額に対しまして、一定の率、これは一般職におきましては、1,000分の165という率を掛け算して、退職手当組合に対する負担金が計算されることになっております。18年度の当初予算におきましては、1億8,600万円程度の負担金を計上しているところであります。これにつきましても、そのような計算式がありますので、職員が将来に向けて減になっていく場合につきましては、給料総額も下がっていきますので、負担金につきましても、下がる傾向にあるのではないかと思います。なお、この退職金につきましては、あくまでも退職手当組合の中での考え方としまして、平準化して負担金を納めていくと、そういうような考え方を持っているということでもあります。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 行革のところについては大枠が見えましたので、この点で抑えたいと思います。

次、後期高齢者医療制度の問題についてお尋ねいたします。

1点目の周知をしていただくというところにつきましては、ホームページですとか広報誌ですとかということでありますから、是非多めに活用してやっていただきたい。といいますのは、必ずその制度がつくられるときに、できてしまってから住民に提示されるということが往々にしてあるわけですね。ですから、準備段階から広報していただくと。その狙いとするのは、そのお知らせを途中でしていただければ、それだけまたその見たことによって、住民も声を上げる機会が出ていくというふうで、相互型の設立、相互型の内容策定というふうになっていかなくはないかと思うのですよね。そんなことで、1点目については押さえたいと思います。

それから、1点目のもう一つ。6月に道内市町村及び議会から選出された連合議会が設立されるというふうになりますよね。当然、どこでも今3月議会やっておりまして、次は6月議会なのですから、これもまた6月にスタートしてしまうということであれば、その前にやられていくのでしょうか。いつもこういうものというのは、何と云うのですか、決まってから、今回もものすごく後期高齢者医療制度の議会に対する説明というのはもう12月のギリギリだったのですが、今回もそういうことになっていくのでしょうか。もしそうであれば、こういうふうな制度をつくる際には、きちんと、ここではこの議会ですね、幕別の議会に決まる前にきちんとお知らせがあって、この議会が意見を言えるような機会をつくって進めてもらいたい。このように思いますが、どうでしょうか。

それから、医療内容の差別化。つまりこれは高齢者と患者さんと、それから病院との問題とかにもなっていくのですけれども、同じ治療をしても診療報酬として75歳を過ぎてしまうと安くなってしま

う。なかなか経営が大変だというようなことが、今日様々な問題になってしまい、この後期高齢者医療制度の中でもそれが露骨に出ているのですよね。既に医師会などから提言があり、12月には国保中央会がやったということではありますが、町長としてもここでは期待をするというふうに言うておられますが、是非期待というふうに、受け身ではなくよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、一般会計の繰入れを認めて、私、ここで国保を想定しておりましたからこういう書き方してしまつたのですけれども、つまり広域連合になって運営が始まつていった場合に、例えば今まで国保の場合ですと、かぜが流行したと、医療費が突出した、ありましたよね、これまでも何回も。予定しない医療費が突出したので、その財源として一般会計から繰り入れてしのぐというようなことを行つてこられましたよね、住民を守るために。

今度、広域連合になると一体どうなつていくのか。ここは手が離れていくわけですからね。そういうことが制度のねらい全体の中に医療費を抑制するというのがあるものですから、これが強いては加入者負担というようなことになつていくというようなことも、本当に心配するわけですよ。そこで、こういう書き方をいたしました。見解をお願ひしたいと思ひます。

それと、3番目と5番目通ずるところがあるのですけれども、今回の制度は保険料と現役世代の支援金と、それから国の医療の分、1対4対5でやるのだから、公費は前よりも上がつていて頑張つていふのだよというのが、今の町長のお答えだと思ふのですよね。でも、私はここは非常に疑問を感じるので。といいますのは、今も言ひましたけれども、なぜ今この後期高齢者医療制度などというものが出来たのかということなのですよね。この間、民生常任委員会がありまして、御説明を頂きました。そのときにこうおっしゃいました。高齢者の医療費について、高齢者自身が一体どれだけ負担して、若年層がどれだけ負担をしているのかが不明確だと。かつて運営主体と自主的な費用負担者、町と医療保険者ですね、そこが異なることから制度の内容も責任も不明確だったと。要するに、お年寄り自身、医療費使つていても、現役世代も全部混ざつていふからわからないのだというようなことで、それを明確にするのが今度の後期医療制度だという書き方なのです。

結局そう言いながら、そして、高齢者の医療費は、高齢者自身が責任を持つていかなければならぬということでありながら、この支援金というのは実は現役世代ですよ。だから、言つていふことと実際の予算の配分の仕組みが違ふのですよ。町長が悪いわけではないから言つても仕方がないと思ふのですけれども、そうなのですよ、現実。そういう中に基つてきて、そしてどんどん制度はスタートさせる。しかし、さっき言つたような特別な事態が生じたときなんかも、一体国がきちつと補填するのかわつたら、そういうのも何もない。

では、そういうときに弾力的にどうしていくのだと。これからの1年後のことです。財政問題は非常に大事ですから、それらのこともきちつと、今国保の担当の方たちが会議に出つていふのかどうか分かりませんが、そういう中で明確にさせていふていただきたいというふうに思ふのですよね。この医療保険制度のできた一番の大元は、2025年までに全体で8兆円の医療費削減をするということを出してきていふ制度でありますから、本当に心配なことが多岐にわたります。この点、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 後期高齢者医療にかかわつてでありますけれども、まず1点目のいわゆる広域連合議会の関係でありますけれども、今のところ全く連絡はありませんので、先ほど申し上げましたように、やつと3月1日にこの広域連合が知事の認可で認められたということですから、恐らくこの後になるのだと思ひますけれども、通常からいきますと、それぞれの議長会あるいは十勝でいえば十勝町村会、十勝支庁、議長会というようなところに、推薦なり選出の方法についての依頼的なものが来て、そこで協議されて委員が選ばれていくのだらうと思ひますけれども、ただ十勝から選ばれたのがすぐ議員になるとか、これは8名ですから、確定するわけではありませんから、それが今度それぞれの上部機関で調整がされていくのだらうというふうに思ひますけれども、今の段階では、まず私どものところについて、例えば推薦ですとか、どういう方法で選ぶということまではまだ周知されてはおりません。

それから、医療の差別化の問題、いろいろなことが言われております。最近の、これはどうなるかわかりませんが、国保連合会なんかでは、かかりつけ医、いわゆる高齢者の場合は、もうそのお医者さんにずっとかかりつけになっているお医者さん。そういったことの方がいいのではないかと。あっちの病院こっちの病院でなくて、そのかかりつけ医というところが、これは全く具体化されていませんけれども、そういったことの提言も、何かなされているというようなことで。

先ほどから言いましたように、まだその中身については、これから審議ということですので、どういったことになるのかわかりませんが、少なくとも今言われるように差別化なんていうことが言われないような制度にならなければ、これはせつかくの広域連合である新しい医療制度の意味はなさないのであるというふうに思っております。

それから、先ほどの風邪がはやったときに、医療費がどっと増えた場合どうなるか。これは今の段階でも、これは今の段階でも、これははっきりしませんけれども、恐らく3年間でそうした保険料等の調整を行うということを言われていますので、それはどこかに跳ね返ってくるのだらうというふうには思っております。

それから、もう一つは、財政問題を含めての問題でありますけれども、医療費の明確化だということは、国は言っております。私は言っておりませんが、そういったことも確かに言われている、あるいは中橋議員さんと言われるような矛盾点も確かにあるのだらうというふうに思いますけれども、この広域連合そのものが始まったのも、なかなか1町村、1自治体ではできないので、都道府県を単位にした広域連合というようなことで、今回制度が、これは全国一律、そして都道府県単位ということになりますけれども、そうした中で私どももできるものができる限り物を言えるような中で、改善に、あるいはより効率的な制度になるように頑張らせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 次がありますので、心配な制度であるということと、同時に町民の方たちの心配もものすごく大きいのですよね。突然出てきたものですから、その75歳を超えた方たちが、これから来年から自分たちはどんな保険に入れられて幾ら負担がかかってきて、そして、お医者さんにきちんといくことができるのかというような声がどこからも聞こえてくるわけですよね。ですから、早くそういうことに応じて、そして安心できるような体制をつくるということが、行政に与えられた課題だと思うのですが、その点はこれからは是非意を用いて対処をしていただきたいということで、質問を終わります。

最後であります、学力テストのことについて、再質問をさせていただきます。ただいまの教育長の御答弁の中で、学力テストは実施はするけれども、公表はしないというようなことでありました。私はこの学力テストの問題について、改めてすごい問題があることだというふうに思いました。といいますのは、実は今、教育長、ずっと子供にとってこういう内容、ああいう内容ということでお話されておりましたね。この教育のテストの中身がふだん身につけておかなかつたら、後の学年の学習に影響を及ぼすような内容であるとか、あるいは実生活で活用できることだとか、いろいろ言われておりました。これはもう、当然基礎学力として身につけていくべきもの。それは一斉学力テストがあるが、実施しないということであっても、当然これはやられているべきものだと思うのです。

それで、学校の先生にお伺いしましたら、これまでも標準学力テストというのは実はやっているのですよと、年に一度やっていますと。そこにはきちんと指導要領に基づきまして、子供たちの学力が本当に身につくように、その検証としていって、その結果それを個人はもちろんです、担任の先生であるとか、学年団であるとか、そこできちんと議論をして、この子には何が足りないのだというようなことまでも明らかにして、それをテストを生かした形で教育力を身につけさせる。そういうやり方をこれまでもやってこられたというのですよね。

ところが、今回、あえて出されたのは、文部科学省の新しい教育基本法の改定に基づいて出てきたのですけれども、全世界の学力のランクが出されたときに、日本がやや低いというようなこともあったりして、そんなことから拍車がかかっていったというふうにも聞いています。

それで、実施の仕方を聞いて、私も驚いたのですけれども、結局そういった子供に寄り添って、先生方が本当にかかわりながらやるというテストではなくて、日本中のその小学校6年生と、それから中学3年生を対象に、小学校では業者がやるのですね、ベネッセコーポレーション。中学校はNTTデータ。こういう機関が、業者が一斉につくったものを全国に配布して、そしてテストをやって、これをまたここで一斉に回収、回答はそのまま梱包と書いてありますからね。そしてランクづけの作業に、そのランク付けの作業はまた業者がやるのですけど。

そういったとてもとても子供に寄り添った教育の一環として実施されるものということ、手法からいってあり得ない。こういうことが、4月の24日ですか。やられようとしているのですね。先ほど、紹介いたしました、やらないと表明された愛知県の犬山市というところは、過去からこういった子供に寄り添う教育の実践を深められていたところで、そういう必要なことはやっぱり、自ら学ぶ力だと。こういうことを大事にしていきたいから、こういった計る、横から見て、ランクが幾らだとか、その点数が良い悪い。それだけを重点にするようなことには与さないというようなことで中止されたと聞いています。今回だけでなく、恐らくどんどんくると思います。そのときに、やはりこういうことを判断していただいて、私は実施はすべきではない。公表はされないということでもありますから、そこは本当に安心しましたけれども、実施も今後は行うべきではないと、あえて思いますでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 今回の学力テストは、実施に当たっては、大変危惧されている方もいらっしゃると思いますけども、私どもの方で、あくまでも全国的な、例えばその全国的に見て、その地域の子供たちがどんな状況にあるのかということが、まず第一目的として挙げられているわけですよ。この結果につきましては、決してランク付けではなくて、その地域にあった学習指導要領ですとかそういったものに反映されるというふうに、私どもの方では理解しております。

また、今おっしゃいました標準学力テスト。これは確かに実施をしております。これは十勝の教育研究所が実施しているというものでありまして、それぞれの地域、ですから十勝地域は十勝地域で、同じ標準問題をやっております。これは、確かにおっしゃったとおり、それぞれの子供たちの身につく力というものの判定をして、今まで勉強したものに加えて、これからしなければならないものも実はやっているのですね。ですから、5年生が学力テストを受けるのですよ。標準学力テストを5年生が受けているのです。要するに、その学年で習ったことをやるのですね。今回の全国のやつは、全学年で習ったことをやるということです。要するに、本当に身についたかどうかの判定が全国的に行われるというところに重点を置いているというふうに私は思っております。

確かに私どもの方でも資料を頂いたときに、業者に委託をしてやる。確かに全国的な調査ですから、短期間で配布あるいは回収、集計する作業というのは、どこかの業者に委託するのだろうというふうに思っておりましたし、また、委託に当たっては、当然、それなりの契約を交わしているというふうに思いますので、それについて、私の方であれこれ言うということにはならないというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） この全国一斉学力テストというのは、今回初めてではなくて、1961年、私10歳だったのですけれども、そのときにやって、それで様々な問題があったと。ランク付け、あるいは点数を上げるために、点数の低い子は学校へ来ては駄目よとか、いろんなその問題があって、そういうことはすべきではない、意味合いがないというよりはむしろマイナスだと。東京でも今やっているところでは、ランクの低い学校には子供たちの応募がないと、そういうところも都会の中であるのだというのは、実際に今やられているわけですよ。

こういう現状を見たら、やはり危ないことは、しかも今後そういう混乱を生み出すようなことについては疑問を持って臨む、これは大事ではないでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 確かに、私も子供のころに受けた記憶があります。学力テストという名称は確かに同じ。今回学力テストとは国は言っておりませんが、学力調査でありますけども、当然形は全く違うものでありますし、公表は都道府県も行わない。当然市町村について、私どもは全くこういう公表するつもりはありませんし、あくまでも子供個人に対しては、自分の成績というのかな、回答結果についての提供は個人に対して行うだけであります。

それ以上のことについては、当然私どもの方では、そこからどうのこうのと評価するとかそういったことも全く考えておりません。

そういう意味を含めて公表は全くしませんという意味でございます。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、16時20分まで休憩いたします。

16：10 休憩

16：20 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第3、議案第22号から、日程第9、諮問第1号までの7議案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第22号から、日程第9、諮問第1号までの7議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第3、議案第22号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第22号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

議案書の4ページ及び議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の改正内容につきましては、人事院規則の一部改正によりまして、平成18年4月1日から国家公務員において休息時間が廃止されたことから、国は地方公務員においても同様の措置をとるよう求めております。また、育児、又は介護を行う職員の福祉の増進、公務能率の向上を図るため、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を導入するようしたものであります。

以下、条文に沿いまして御説明申し上げます。

第7条につきましては、休息時間を規定しているものでございますが、本条を削除し、休息時間を廃止するものであります。

具体的な勤務時間につきましては、幕別町職員の勤務時間に関する規定により規定いたしているところでございますが、現在、午前中の勤務時間は午前8時45分から午前12時まで、休憩時間は午前12時から12時45分まで。休息時間が12時45分から午後1時まで。午後の勤務は午後1時から午後

5時30分までであり、勤務時間の合計は、いわゆる休憩時間を含めまして、合計8時間となっておりますが、改正後は休憩時間を廃止し、午前中の勤務時間を15分延長し、8時45分から12時15分までとするものであります。

追加する第8条につきましては、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について規定するものでありますが、第1項は、1号、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員。2号、小学校に就学している子のある職員であって、規則で定める者。具体的には、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を行う施策に、施設に子供を出迎えるために赴く職員であります。状態として育児を行う職員が、その子を養育するために、始業終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げる請求をした場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をさせるものとするものであります。

第2項は、日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員についても、早出遅出勤務制度の対象とするものであります。

第3項は、委任について規定するもので、早出遅出勤務に関し、必要な事項について、規則で定めるものとするものであります。

第8条の2の改正につきましては、第8条の繰上げや人事院規則に合わせた文言により改正するなど、所要の文言整理をするものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を平成19年4月1日とするものであります。

なお、本条例の改正の内容につきましては、町職員組合に提示し、理解を頂いているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第4、議案第23号、幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第23号、幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

議案説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

十勝愛育園の廃止に伴いまして、十勝愛育園医師及び訓練士に係る報酬及び費用弁償の規定を削除するものであります。

改正の内容であります。別表に規定しております十勝愛育園医師（町内）の項から十勝愛育園訓練士の項までを削除するものであります。

なお、施行年月日につきましては、平成19年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第5、議案第24号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾治) 議案第24号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

議案書の7ページ及び議案説明資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

職員の給与につきましては、毎年、人事院勧告に基づき改定を実施しているところであります。

本年度は、昨年8月8日に社会経済全般の動向を踏まえ、民間企業との均衡を図ることを基本といたしまして、一般職職員の給与勧告が行われたところであります。

勧告の内容につきましては、官民給与の格差は極めて小さく、給料月額及び期末勤勉手当の改定はございませんでしたが、給与構造改革の計画的な実施に伴い、管理職手当の定率制から定額制への以降や、3人目以降の子などの扶養手当の改定を行うものでありまして、この勧告に基づき条例改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、御説明申し上げます。

第8条につきましては、扶養手当について規定をしているものであります。第3項で規定する3人目以降の子等の扶養手当につきましては、これまで5,000円だったものを、二人目までの額と同額の6,000円に改めるものであります。

第15条につきましては、管理職手当について規定しているものであります。年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から職務の級及び職の区分別の定額制に移行するもので、その額につきましては、職務の級における最高の号級の100分の25を限度として、規則で定める額とするものであります。

附則につきましては、第1条で、本条例の施行期日を平成19年4月1日とするものであります。

また、附則第2条では、平成23年3月31日までの間における管理職手当に関しまして、平成18年第1回定例会で御決定いただきました幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。附則第7条の規定により、平成18年4月の給与制度改正により、給料月額が減額となり、その差額を給与として支給されているものを受ける給料が、そのものの属する職務の級における最高号級の給料月額を超える場合は、給料月額と当該給料の合計額とする経過措置を設けるものであります。

附則第3条では、その給与に関する条例の一部を改正する条例。附則第8条に、管理職手当に関する経過措置が規定されておりますことから、第8条を削除に改めるものであります。

なお、今回の給与条例の改正により影響額につきましては、3人目以降の扶養手当の対象者が27人おりまして、32万4,000円の増になります。

また、管理職手当につきましては、4年間にわたり経過措置を講ずることから、平成19年度においては、影響額は出てまいりませんが、経過措置が終了した4年度以降におきましては、現管理職がそのまま移行したと仮定した場合、約1,200万円の減額となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 西尾助役。

○助役(西尾治) 大変申しわけございません。

管理職手当の影響額1,200万円と言いましたが、120万円の減額となるものでございます。

大変申し訳ございません。訂正させていただきます。

- 議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本案は、原案の通り決することに、御異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案の通り可決されました。
日程第6、議案第25号、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。
遠藤助役。
- 助役（遠藤清一） 議案第25号、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、提案の理由を御説明申し上げます。
議案説明資料の8ページを御覧いただきたいと思えます。
現在、忠類東部地区で道営畑総事業によりまして、営農用水の整備に着手しており、この施設を簡易水道として管理する必要があることから、給水区域を拡張し、給水人口、1日最大給水量のそれぞれを改正するものであります。
以下、改正の主な内容につきまして、条文にしたがいまして、御説明を申し上げます。
第2条、第5号につきまして、現行の忠類簡易水道の給水区域に、新たに忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当の全域。忠類元忠類の一部を加え、また、忠類古里の一部としていたものを全域とするものであります。
この区域拡張に伴いまして、給水人口を1,450人から1,631人に。1日最大給水量を1,210立方メートルから2,023立方メートルに改めるものであります。
なお、この条例の施行期日につきましては、平成19年4月1日とするものであります。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
- 議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本案は、原案の通り決することに、御異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案の通り可決されました。
日程第7、議案第27号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。
説明を求めます。
岡田町長。
- 町長（岡田和夫） 議案第27号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由を御説明申し上げます。
議案書の10ページをお開きいただきたいと思えます。
本件は、地方税法第423条第3項の規定により、市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。
現固定資産評価審査委員であります小竹政志さんにつきましては、平成19年3月23日をもって任期となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく同意を求めるものであります。
なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の11ページに記載しておりますので、御参照いた

だき、御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（本保証喜） 本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。
本案は、原案の通り同意することに、御異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案の通り同意することに決定いたしました。
日程第8、議案第28号、南十勝複合事務組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。
遠藤助役。
- 助役（遠藤清一） 議案第28号、南十勝複合事務組合理約の変更に関する協議につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。
議案書の1ページ及び議案説明資料の1ページをお開きを頂きたいと思います。
本件につきましては、近年の社会経済情勢の変化に伴いまして、関係町の議会において、議員定数の削減が図られておりますことから、組合議会の議員定数を削減することにより、南十勝複合事務組合理約の一部を変更しようとするものであります。
以下、条文に沿って御説明を申し上げたいと思います。
第5条につきましては、組合の議会の議員の定数を12人から9人とし、関係町ごとの議会議員の数につきましては、各町3人から2人にするものであります。
施行期日につきましては、平成19年4月1日からとするものであり、関係町ごとに次の一般選挙からの適用するものでございます。
なお、事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第290条の規定によりまして、関係地方公共団体の議決が必要となりますことから、本議会に提案をするものであります。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしく御審議いただきますように、お願い申し上げます。
- 議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本案は、原案の通り同意することに、御異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案の通り同意されました。
日程第9、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
説明を求めます。
岡田町長。
- 町長（岡田和夫） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由を御説明申し上げます。
議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。
本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。
現人権擁護委員であります赤石裕元さんにつきましては、平成19年6月30日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく、意見を求めるものであります。
なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の12ページに記載いたしておりますので、御参照いただき、御推薦につき御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
- 議長（本保証喜） 本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。
諮問第1号は、原案の通り推薦することに、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案の通り推薦することに決定いたしました。

[休会]

○議長(本保証喜) お諮りいたします。

議事の都合により明9日から15日までの、7日間は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、3月9日から、3月15日までの7日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(本保証喜) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3月16日、午後2時からであります。

16:41 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成19年第 1 回幕別町議会定例会

(平成19年 3 月 16 日 14時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条, 第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教

(諸般の報告)

日程第 2 発議第 1 号 日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書

日程第 3 発議第 2 号 平成19年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書

日程第 4 議案第29号 平成18年度幕別町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 5 議案第 2 号 平成19年度幕別町一般会計予算

日程第 6 議案第 3 号 平成19年度幕別町国民健康保険特別会計予算

日程第 7 議案第 4 号 平成19年度幕別町老人保健特別会計予算

日程第 8 議案第 5 号 平成19年度幕別町介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 6 号 平成19年度幕別町簡易水道特別会計予算

日程第10 議案第 7 号 平成19年度幕別町公共下水道特別会計予算

日程第11 議案第 8 号 平成19年度幕別町公共用地取得特別会計予算

日程第12 議案第 9 号 平成19年度幕別町個別排水処理特別会計予算

日程第13 議案第10号 平成19年度幕別町農業集落排水特別会計予算

日程第14 議案第11号 平成19年度幕別町水道事業会計予算

日程第15 議案第21号 幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

日程第16 陳情第 1 号 「JR不採用問題の早期解決を求める意見書」の提出を求める陳情

日程第16の 2 発議第 3 号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書

日程第17 各常任委員会所管事務調査報告

会 議 録

平成19年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成19年3月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月16日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (28名)
議長 本保征喜
副議長 額額太郎
 - 1 前川雅志
 - 2 芳滝 仁
 - 3 前川敏春
 - 4 牧野茂敏
 - 5 草野奉常
 - 6 岡田和志
 - 7 中村弘子
 - 9 中橋友子
 - 11 中野敏勝
 - 12 伊東昭雄
 - 13 助川順一
 - 14 杉山晴夫
 - 15 齊藤順教
 - 16 堀川貴庸
 - 17 乾 邦広
 - 18 小田良一
 - 19 増田武夫
 - 20 野原恵子
 - 21 永井繁樹
 - 22 千葉幹雄
 - 23 坂本 偉
 - 24 古川 稔
 - 25 佐々木芳男
 - 26 南山弘美
 - 27 杉坂達男
 - 28 大野和政
- 6 欠席議員
 - 8 大坂雄一
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男
農業委員会会長 上田健治 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄
教育部長 水谷幸雄 札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美
総務課長 川瀬俊彦
企画室参事 羽磨知成
水道課長 橋本孝男 会計課長 鎌田光洋
地域振興課長 姉崎二三男
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
 - 13 助川順一
 - 14 杉山晴夫
 - 15 齊藤順教

議事の経過

(平成 19 年 3 月 16 日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13 番助川議員、14 番杉山議員、15 番齊藤議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を、事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 8 番大坂議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（本保証喜） これで諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2、発議第 1 号、日豪 FTA/EPA 交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書から、日程第 4、議案第 29 号、平成 18 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）までの 3 議件につきましては、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、発議第 1 号から、日程第 4、議案第 29 号までの 3 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第 2、発議第 1 号、日豪 FTA/EPA 交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○9 番（中橋友子） 朗読をもって提案に代えさせていただきます。

発議第 1 号。

平成 19 年 3 月 16 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員佐々木芳男議員、同じく杉坂達男議員、同じく古川稔議員、同じく永井繁樹議員、同じく乾邦廣議員です。

日豪 FTA/EPA 交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

日豪 FTA/EPA 交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書（案）。

北海道の酪農畜産は、専門的な意欲のある担い手を中心に、恵まれた土地資源を活用しながら、新たな技術導入による高い生産性を実現しており、我が国における食料の生産・供給基地として大きな役割を果たしております。

こうした中で、政府は昨年 12 月に豪州との FTA/EPA 締結交渉入りを決定しましたが、仮に交渉によって関税が撤廃された場合、北海道農業はもとより地域経済は壊滅的な打撃を被ることになります。

また、生乳需給の緩和による需給調整の実施、自給飼料基盤の確保、環境保全や食の安全・安心対策への対応などの課題が山積しており、意欲ある担い手の育成のため北海道酪農畜産の生産基盤を維持強化することが重要となっております。

つきましては、「新たな食料・農業・農村基本計画」における食糧自給率目標と「新たな酪肉近代化基本方針」における生乳・食肉の生産目標数量を着実に達成するとともに、生産者の経営安定と所得確保に向けた総合的な支援施策を構築されますよう、下記の通り要請いたしますので、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

記。

1、日豪 FTA/EPA 交渉について。

日豪 FTA/EPA 交渉に当たっては、関税撤廃となった場合の北海道農業や地域経済・社会並びに食料自給率等への甚大な影響を踏まえ、「重要品目の例外扱いの確保」を絶対条件として交渉に当たるとともに、豪州側が我が国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、「交渉の中断」を含め、厳しい姿勢を持って対応すること。

2、WTO 農業交渉について。

食料の安全保障や農業・農村の多面的機能等に配慮するなど、日本提案の実現に向け最大限の努力を傾注するとともに、上限関税導入の阻止、乳製品や米・畑作物等の重要品目の十分な確保等を通じ、適切な国境措置を確立すること。併せて、EPA 交渉に当たっては、WTO 農業交渉に係る日本提案の基本的考え方と整合性をとりながら対応すること。

3、加工原料乳生産者補給金単価並びに限度数量について。

加工原料乳生産者補給金単価については、加工原料乳地帯の再生産の確保並びに生産費の上昇等を踏まえ、現行ルールを基本として適切に決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、生産意欲の向上、生産基盤の強化に配慮し、適切に決定すること。

4、食肉（牛肉・豚肉）の安定価格について。

牛肉・豚肉の安定価格は、生産者の経営並びに需給の安定を確保する観点から、現行を基本に決定すること。

5、肉用子牛の保証基準価格等について。

肉用子牛の保証基準価格並びに合理化目標価格については、再生産並びに肉牛経営の安定を確保する観点から、現行を基本に決定すること。

6、チーズ・生クリーム向け生乳等の需要拡大対策について。

今後も需要の増加が見込まれるチーズ、生クリーム、発酵乳の供給拡大に適切に対応できるよう、「生乳需要構造改革事業」を充実させるとともに、必要な予算を確保すること。

7、牛乳・乳製品の消費拡大対策の推進について。

全国的な飲用牛乳の消費低迷、脱脂粉乳並びにバターの過剰在庫など、生乳需給は依然として厳しい状況にあるため、牛乳・乳製品の需給安定に向け、牛乳・乳製品の持つ機能性の PR や新規需要の開拓など、消費拡大に資する対策を充実・強化すること。

8、酪農生産振興対策の推進について。

生産基盤の強化に向け、酪農ヘルパー、コントラクター等の地域の営農支援組織に対する支援対策の継続と必要な予算を確保すること。また、「酪農生産基盤改善支援対策事業」等の乳牛改良の推進に向けた支援対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

9、肉用牛・養豚生産振興対策の推進について。

肉用牛の生産基盤の強化や中核的な担い手の育成確保等に向け、「地域肉用牛振興対策事業」を充実するとともに、必要な予算を確保すること。また、養豚の安定的な生産基盤の確立に向け、「地域養豚振興特別対策事業」に係る必要な予算を確保すること。

10、肉用牛・養豚経営安定対策の推進について。

肉用牛及び養豚経営の安定に向け、「肉用牛肥育経営安定対策事業」並びに「地域肉豚生産安定基金造成事業」を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

11、家畜防疫対策の推進について。

海外悪性伝染病の国内への侵入防止対策に万全を期すとともに、万が一、海外悪性伝染病が発生した場合に備え、発生農家への経営再建のための「家畜防疫互助基金造成等支援事業」に係る十分な予算を確保すること。

12、畜産環境対策の推進について。

家畜排せつ物法管理基準に緊急的に対応している農家等が、恒久的な家畜排せつ物処理施設の整備を実施できるよう、畜産環境整備リース事業の予算を確保すること。

13、自給飼料基盤対策の推進について。

自給飼料基盤の拡大と飼料自給率の向上に向け、飼料生産の組織化・外部化の推進や高位生産草地への転換等に係る支援対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

14、食の安全・安心対策 BSE 対策の推進について。

食の安全・安心を確保する観点から、BSE の発生原因の早期究明をはかること。現行の B S E 検査態勢の維持や肉骨粉・せき柱等の畜産副産物の適正処理等に係る支援対策及び B S E 発生農家等に対する支援対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

併せて、輸入再開された米国産牛肉については、現行の輸入基準のもとで、米国の輸出管理並びに我が国の輸入管理に係る万全な体制を維持すること。

15、安全・安心な国産食肉の生産・流通対策について。

国産牛肉の安全・安心の確保に向け、牛トレーサビリティ制度の円滑な推進等に係る支援対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

併せて、乳用種牛肉の需要確保を通じた乳雄肥育生産基盤の確立並びに経営安定化に向け、「国産牛肉市場開拓緊急対策事業」の予算を確保すること。

また、国産食肉への信頼性の確保のため、外食や加工品における原産国表示をさらに徹底すること。

16、食品事故の再発防止の徹底について。

食品製造業における品質事故の多発に鑑み、再発防止並びに食の安全・安心の確保に向けて、指導・監督をより一層強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 3 月 16 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第2号、平成19年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木芳男議員。

○25番(佐々木芳男) 朗読をもって説明させていただきます。

発議第2号。

平成19年3月16日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員佐々木芳男。

賛成者、幕別町議会議員杉坂達男議員、同じく古川稔議員、同じく永井繁樹議員、同じく乾邦廣議員、同じく中橋友子議員。

平成19年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成19年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書(案)。

北海道・十勝の酪農・畜産は、専業経営を主体として発展し、乳業などの関連産業とともに、地域を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、飲用需要の低迷・乳製品過剰在庫などに伴う減産型計画生産の実施や乳価の下落、飼料価格など生産費の上昇によって農業所得は減少するなど、酪農・畜産の経営環境は厳しさを増しております。さらに、日豪EPA交渉入りが決定され、WTO農業交渉も予断を許さない状況にあるなど、国内酪農・畜産の存亡のかかった重要な年を迎えております。

このような中で、多様な担い手が将来に向けて希望と意欲を持てる酪農畜産政策を確立していくことが重要であります。特に、自給飼料に立脚した酪農畜産の推進、国産需要の拡大、畜産環境問題への適切な対応、安全・良質な畜産物の生産など、持続可能な酪農・畜産に取り組むことが強く求められています。

については、食糧自給率の向上を図るため、国民の基礎的食料を支える酪農・畜産の持続的な発展と生産者の所得確保・経営安定に向けて、総合的な政策支援を推進されますよう、下記事項をそえて強く要望いたします。

記。

1、日豪EPA交渉に当たっては、わが国酪農畜産物の需給及び生産事情等を十分に勘案し、牛肉、乳製品など重要農畜産物の関税撤廃の例外扱いの確保を絶対条件とし、国内自給率の低下を招かないよう「交渉中断」を含めた毅然たる姿勢で責任ある対応を行なうこと。

2、WTO農業交渉に当たっては、国内の酪農・畜産が将来に亘って安定的に持続されるよう、国産市場への悪影響を及ぼさないような十分な数の重要品目の確保、上限関税の導入阻止、特別セーフガードの堅持など、適切な国境措置を確保すること。

3、国が掲げる酪農・畜産の自給率向上などの目標達成に向け、国内生産基盤の強化、担い手の経営所得安定、安全・安心な畜産物生産・流通、畜産環境保全などの総合的な酪農・畜産政策の推進と十分な予算を確保すること。

4、平成19年度加工原料乳生産者補給金単価については、生乳の再生産確保と経営安定を図るため、直近の飼料費、動力光熱費、乳牛償却費など生産コストの上昇を十分に踏まえ、適切に決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、生産意欲に配慮した計画生産の推進と生産基盤の確保、特定乳製品の自給力維持、需要拡大などに配慮して、適切に決定すること。

5、平成19年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格については、

生産条件及び需給事情を踏まえ、経営の安定と再生産の確保の観点から、現行価格を基本に適切に決定すること。

6、牛乳・乳製品需給の安定を図るため、飲用牛乳の消費回復、脱脂粉乳、チーズ、生クリーム等の国産乳製品の需要拡大に向けた支援対策を継続強化すること。

7、酪農・畜産経営の安定を図るため、穀物の需給動向や価格高騰などを踏まえ、配合飼料等生産資材価格の引下げなどコスト低減対策や、国産自給飼料の増産対策を強化すること。

8、担い手農家が経営革新（規模拡大等）を図る場合に対応した、家畜ふん尿及び洗浄排水等の処理施設の拡充及び高度化、新設に対する支援措置を講ずること。

9、酪農ヘルパー事業やコントラクターなどの経営サポート組織、哺乳ロボット等新システム導入など飼養管理の労働軽減と高度化等に対する支援対策を拡充すること。また、新規就農者や後継者の育成、耕畜連携の促進と環境に調和した酪農・畜産経営の育成、乳牛改良の推進等、生乳生産基盤強化のための対策を引き続き講ずること。

10、肉用牛経営並びに養豚経営の体質強化に向けて、肉用牛肥育経営安定事業及び地域肉豚生産安定基金造成事業の継続、地域肉用牛振興対策事業や養豚振興事業などの充実を図ること。

11、BSE やポジティブリスト制度への対応など食肉及び生乳の安全・安心を確保するための取組への支援を継続するなど、生産者負担の軽減を図ること。

12、牛肉及びそのすべての加工品の販売、外食、中食において、原産国、原料・原産地表示の義務化を行うこと。また、米国産牛肉の輸入検疫を引き続き強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月16日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第29号、平成18年度幕別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第29号、平成18年度幕別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,260万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、地方債の補正でございますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債の補正、変更でございます。

今回の事業費の変更に伴いまして、430万円の起債限度額を増額するものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、430 万円の追加でございます。

需用費は、執行残により減額でございますが、工事請負費として 443 万 7,000 円を追加するものでございます。

歳入でございますが、前ページへお戻りいただきたいと思っております。

7 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、補正額 430 万円の追加でございます。

今回の補正予算につきましては、3 月 2 日に既に補正予算第 2 号としてご議決を頂いたところでございます。

3 月 2 日の議決の中で、工事請負費といたしまして、2,430 万 3,000 円の減額補正をさせていただきます。

しかしながら、本来、経理簿上、起債されている事業費 433 万 6,500 円。いわゆる幕別簡水配水管布設工事 1 工区の附帯工事費でございますけれども、この部分を起債漏れしておりましたことから、その部分を含めて、減額補正に至ったところでございます。

本来であれば、この時期に工事請負費の補正ということにはなりませんけれども、このようなことから、既に発注した工事請負費の支出が困難な事情にあります。

そのために、今回、補正をお願いするものでございます。

当然のことながら、予算管理に当たりましては、細心の注意を払って行わなければならないところでございますが、このようなことになりましたことを心からお詫びを申し上げるとともに、職員に対しましては、十分予算管理に気をつけて、その経理に適正を期するよう、町長からも注意をいたしたところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題・委員長報告]

○議長（本保証喜） 日程第 5、議案第 2 号、平成 19 年度幕別町一般会計予算から、日程第 14、議案第 11 号、平成 19 年度幕別町水道事業会計予算までの 10 議案を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、乾邦広議員。

○17 番（乾 邦広） 平成 19 年 3 月 16 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

予算審査特別委員長乾邦広。

予算審査特別委員会報告書。

平成 19 年 3 月 2 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 19 年 3 月 13 日・14 日（2 日間）。

2、審査事件。

議案第 2 号、平成 19 年度幕別町一般会計予算。
議案第 3 号、平成 19 年度幕別町国民健康保険特別会計予算。
議案第 4 号、平成 19 年度幕別町老人保健特別会計予算。
議案第 5 号、平成 19 年度幕別町介護保険特別会計予算。
議案第 6 号、平成 19 年度幕別町簡易水道特別会計予算。
議案第 7 号、平成 19 年度幕別町公共下水道特別会計予算。
議案第 8 号、平成 19 年度幕別町公共用地取得特別会計予算。
議案第 9 号、平成 19 年度幕別町個別排水処理特別会計予算。
議案第 10 号、平成 19 年度幕別町農業集落排水特別会計予算。
議案第 11 号、平成 19 年度幕別町水道事業会計予算。

3、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思ます。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

[討 論]

○議長（本保証喜） これより、討論に入ります。

議案第 2 号、平成 19 年度幕別町一般会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○9 番（中橋友子） 日本共産党議員団を代表して、議案第 2 号、平成 19 年度幕別町一般会計予算の反対討論を行います。

平成 19 年度予算案は、総額 137 億 5,524 万 2,000 円、一斉地方選挙前の骨格予算として、前年比マイナス 12.4%で提案されました。

特別会計 8 会計と水道事業会計を合わせた総額でも、前年比マイナス 6.4%の大幅な減額編成となっています。

国の地方財政計画が、必要総額は確保されたとしながらも、地方交付税は 4.4%削減され、合併をしても前年より 2 億 8,000 万円減額されています。

厳しい予算編成にならざるを得ない状況にあることは理解するところではありますが、国に対する一層の財源確保のための働きかけを引き続き求めるものです。

同時に、国は、大企業や大金持ちの減税を進める一方で、庶民に対しては、大増税計画を進め、今年度は定率減税が全廃されます。

したがって、住民は昨年が続いて増税となり、そのことによって、さらに国民健康保険税や介護保険料などが雪だるま式に増え、暮らしは一層困難にされます。

日本共産党議員団が昨年 12 月に実施した暮らしや町政にかかわる町民アンケート調査でも、1 年前より暮らしが厳しくなったと答えた人が 75%にのびりました。

これらの状況を踏まえると、限られた予算の中で、いかに住民の命や暮らしを守るための住民要望に添った政策を最優先に進めるかが要となります。

本予算において、子育て支援事業の開始、改修などは住民要望に応えるものと評価するものです。

しかし、納税者の 98%が増税になる税制改定も、そのまま実施され、低所得者に対する手立てはありません。

少なくとも、増収になった分は、低所得者の救済に充てる必要があるではないでしょうか。

また、乳幼児の医療費の無料化も今や全国各地で取り組まれ、対象が乳幼児から年齢が上げられ、子供に代わってきています。

しかし、ここにも全く手はつけられておりません。

1, 300万円の予算で就学前まで無料化ができると試算されておりますが、公園の新たな夜間利用のための整備などよりは、こちらを優先すべき施策であると考えます。

また、膨れ上がる電算システムにかかわる予算などは、削減に向けての研究をもっともっと重ねる必要があり、保健師の増員などに、一人暮らしの高齢者や障害者などの福祉充実のための予算に充て、心の通うまちづくりを行うべきです。

一方、滞納整理のための機構がつくられ、体制の強化と制裁が実施されていますが、住民に寄り添った行政本来のあり方を崩しています。

以上、何点か申し上げましたが、格差社会の広がりや貧困の広がりにつながっている現状において、憲法25条で定める、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する保障を基本に、国の住民サービス削減の行革の流れに沿うのではなく、地方自治体本来の任務である住民の生命を守り、福祉の向上に努めるための一層の努力を求め、反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

古川稔議員。

○24番（古川 稔） 議案第2号、平成19年度幕別町一般会計予算について、私は委員長の報告に対して賛成の立場で討論を行います。

町政執行にかかわる各種施策につきましては、予算審査特別委員会で十分論議されているものと思っておりますので、細部については申し上げることはいたしません。現在、我が国の財政は極めて厳しいものがあり、特に財政基盤の弱い地方自治体を取り巻く環境は、ますます厳しい状況となっております。

このような状況のもと、町長は住民と行政の協働によるまちづくりを基本理念に、各種施策を展開し、まちづくりを進めるという姿勢をとってこられたわけであり、私は、この町長の姿勢が、本予算案の中に的確かつ十分に反映されているものと思っております。

本予算案については、骨格予算ではありますが、昨今の経済動向や雇用の状況、あるいは建設工事等の完成時期に考慮され、継続事業などの事業予算については、できる限り計上されております。

特にここ数年来続く地方交付税の削減により、財源の確保が難しい中、幕別町においては、昨年、旧忠類村との合併をしたことにより、基金の造成や普通交付税の上積み措置、合併補助金、合併特例債などの他町村に比べ、財政的な優遇措置はあるものの、以前として厳しい状況にあります。

町長は、昨年策定した幕別町行政改革大綱、第3次推進計画により、より一層の行財政改革に意を用いられて、経常経費の徹底した削減を行うとともに、住民負担のあり方など、事務事業の見直し、公債費の繰上償還等を積極的に行うなど、最初の経費で最大の効果を上げるという地方自治の本旨、また、行財政運営の鉄則に沿った予算編成がなされたものを思っております。

町長は、定例会初日の行政報告で、引き続き厳しい財政運営に強いられることが予想されるが、職員ともども一丸となって、限られた財源の中で、住民福祉の向上をはじめ、魅力あるまちづくりに努めると述べられておりました。

この厳しい財政状況のもと、今議会に提案された予算案は、合併して2年目を向かえた新幕別町の各地域の均衡ある発展と、多くの町民の声や要望に最大限の配慮がなされた予算であると思っております。

私は以上を申し上げ、原案に対し賛成するものであります。

○議長（本保証喜） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

[採 決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第2号、平成19年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[討 論]

○議長（本保証喜） 次に、議案第3号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

野原恵子議員。

○20番（野原恵子） 共産党幕別議員団を代表いたしまして、議案第3号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険制度は、社会保障及び国民保険の向上を目的とし、住民に利用を保障するための制度です。

幕別での国民健康保険の加入世帯は、毎年増え続け、平成19年度では5,600世帯になると試算され、前世帯の約51%になります。

国保加入者の多くは、無職の年金生活者や、不況で仕事が激減している中小業者、短期雇用やパートなどの不安定雇用の町民が加入しています。

町民の生活実態を見ましても、年収300万円以下の方が62.8%となっており、平成18年度決算では、国保滞納世帯の割合は300万円以下が464世帯、83%を占めています。

国の税制改正により、収入が増えていないのに、税の負担が増えているのが現状です。

昨年9月に全国商工団体連合会が発表した実態調査によりますと、家計を圧迫しているものとして、税金を挙げた人が56%、国保税、年金保険料を挙げた人は53%になっています。

また、昨年12月に、共産党幕別町議員団で実施した町民アンケートでも、町として重点的に取り組んでほしいことで一番多かったのは、国保、介護保険の負担軽減でした。

年金収入で暮らしている60代の方は、国保証がないと医療費負担が10割になり、病院にかかれなくなる。持病があるので緊急のとき保険証が使えるようにと。町民税は分納にしてもらい、国保税は納期ごとに納めているけれど、医療費負担のことを考えると、病院にかかれないと不安をかかえています。

これでは、国保の役割を果たしているとは言えず、国保税の軽減が求められます。

政府が国保法を改悪し、滞納者への資格証交付を市町村の義務とし、制裁強化をしても滞納世帯は増え続け、収納率向上になっていないことは、全国的に見ても幕別の実態も見て明らかです。

しかし、国保行政は、自治義務であり、個別の対応は市町村の裁量に委ねられています。

税制改正により、税負担が重くなり、連動して国保税の負担も重くなっています。

納付困難な加入者には、申請減免を活用しやすくできるように改善すること。

基本的には、国保証は全員に交付すべきであると考えます。

国保加入者の多くは、所得が低く、国の援助が必要です。

政府は、1984年の法改正で国庫負担率を引き下げ、2004年までの間に、市町村国保への国庫支出金を49.8%から、34.5%に減らしています。

国の責任を強く求めるとともに、町として町民の安全・健康を守るため、一層の努力が必要であり、

平成 19 年度国民健康保険特別会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

佐々木芳男議員。

○25 番（佐々木芳男） 私は、議案第 3 号、平成 19 年度幕別町国民健康保険特別会計予算審査認定に当たり、委員長の報告に対して賛成の立場で討論をいたします。

さて、国民健康保険を取り巻く環境は、長引く経済不況を背景に、大変厳しい状況にあるといえます。

高齢による加入者構成の変動や、医療技術の高度化が顕著に進んだことに伴い、医療費が大幅に増大している状況にあります。

しかしながら、本町国保会計においては、平成 18 年度に幕別地域の医療分の税率を引き下げるとともに、合併に伴う忠類地域分経過措置の緩和に努めてきました。

ご承知のとおり、国民健康保険は、現役労働世帯のみで構成されている社会保険や、組合健保と異なり、高齢者などの加入率が高いという実態にあり、町内の半数の世帯の方々が加入し、地域住民の命と暮らしを守る大きな使命が課せられております。

国民健康保険制度は、相互扶助の精神に基づく支え合いが基本であり、その運営のための費用は加入者が負担する国保税と、国などからの負担金で賄われていることとあります。

国保税については、取得の世帯構成などに応じて課税されることとなり、低所得者のためには軽減措置が設けられ、本町においては、加入世帯の半分近い世帯に対して、この軽減措置が講じられているところであります。

本町では、国保会計の財政基盤安定のため、この保険税軽減措置による税収軽減分のほか、人件費や事務分などについて、国の負担分も含めて、平成 19 年度は 2 億 7,300 万余りを一般会計から繰り入れることになっており、前年度予算額に比較して 112 万円、平成 17 年度決算に比較して 2,584 万円余りを増額しているところであり、このことは、国保会計の健全財政維持のため、町全体で支援しているものとして高く評価されているところであります。

国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹を成す制度であり、今後とも、町民の健康で明るい暮らしを守るために、今特別会計の健全財政運営の道を図ることを期待し、委員長の報告に対し、私はこの報告を可とするものであることを申し上げ、討論を終わります。

○議長（本保証喜） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第 3 号、平成 19 年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 4 号、平成 19 年度幕別町老人保健特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。
この際、15時10分まで休憩いたします。

14:53 休憩

15:10 再開

- 議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[討 論]

- 議長（本保証喜） 次に、議案第5号、平成19年度幕別町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

増田武夫議員。

- 19番（増田武夫） 私は、日本共産党議員団を代表して、議案第5号、平成19年度幕別町介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

2000年4月創設されました介護保険制度は、2005年度の改定によって、特別養護老人ホームなどのホテルコストの導入、全国的な介護保険料の値上げ、介護予防事業の導入、軽度認定者の介護ベッド、車椅子の取上げなど、高齢者にさらに多くの困難をもたらすものとなりました。

本町の高齢者の生活実態を見ますと、年金額が148万円以下の方が71.2%も占める状況の中で、各種向上の廃止による大幅な増税、医療制度改悪による個人負担の増加が実施され、2008年度からは、後期高齢者医療制度がスタートして、さらに不安が増えることとなります。

来年度の介護保険特別会計においては、こうした高齢者の生活実態を考慮した生存権を侵害しない規則がなされなければなりません。

第1号被保険者のうち、年間所得額が80万円以下の生活保護基準以下の高齢者は約1,300人のほりますが、この第1段階、第2段階の被保険者の保険料は、年額2万100円であり、収入の少ない高齢者にとっては大変な金額であります。

生活保護受給者は、保護費の中で、介護保険料を支給されることを考えますと、公平性を保つための施策が必要であります。

さらに、普通徴収の対象者である年金額月1万5,000円以下の高齢者に、滞納者が生まれている実態を重く受け止めなければなりません。

苦労を重ねて人生を歩んできたお年寄りが、保険料を払えないで苦悩していることに、手を差し伸べることができない自治体であってはならないと考えるものであります。

以上の理由から、低所得者に対する保険料の減免制度をつくることを強く要請いたします。

そのために、町民税の増税による増収9,000万円、合併による財政効果の一部を充当するよう求めるものであります。

このように、平成19年度介護保険特別会計予算は、住民の願いに応えたものとはなっているとは言えずに、反対するものであります。

- 議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

永井繁樹議員。

- 21番（永井繁樹） 議案第5号、平成19年度幕別町介護保険特別会計の委員長報告に対しまして、賛成の立場で討論を行います。

介護保険制度は、平成12年度から始まり、7年が経過し、社会的にも制度は着実に浸透してきているといえます。

認定者、利用者数は2倍以上となっています。

また、使わない筋肉等が衰えていくことは、介護度が増していくことにつながるなど、制度の問題点が指摘され、新予防給付など、制度改正が平成 18 年度 4 月に施行されています。

本予算は、幕別町高齢者福祉ビジョン 2006 の第 3 期計画の 2 年目となり、さらに計画の推進に努めなければなりません。

平成 18 年度から 20 年度については、基準月額保険料は、3,350 円で、十勝管内では下から 5 番目であり、低く抑えられた町の努力姿勢が評価されるものであります。

町の施策としては、大きく 4 点あります。

一つ目は、地域包括支援センターを直営で設置し、地域にある様々な社会資源を使って、高齢者の生活を支えています。

センターの役割としては、総合相談、支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、地域のケアマネージャーへの支援を実施しております。

2 点目には、要支援 1、2 の軽度者に対する介護予防プランの作成であります。

委託できる件数が、ケアマネージャー一人が 8 人までと制限されて、全国的にはプランを作成できない町村もあるのではないかと心配されましたが、当幕別町においては、職員体制を整え、利用者に迷惑をかけることなく作成できています。

3 点目に、介護予防事業に実施ありますが、幕別地区、札内地区、忠類地区の 3 か所でそれぞれ週 1 回 3 カ月間実施をしております。

地区ごとの参加者は、各 10 名程度であったとお聞きしておりますが、参加者はおおむね状態が維持又は向上したと聞いております。

町は、本年度も同様の実施をして、さらに参加者を増やし、事業の充実に努める姿勢であります。

さらに、4 点目、利用等の軽減措置も継続しております。

社会福祉法人が軽減を行った場合に、町から助成を行う社会福祉法人減免制度の実施であります。

一方、町単独で実施している訪問介護利用者扶助は、10%から 6%に軽減されており、生計中心者非課税の方が対象となっております。

町単独の助成は、管内でも財政難から縮小傾向であります。幕別町は引き続き 19 年度も実施をすとしております。

一方、国の施策として、低所得者対策については、幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2006 にも掲載されておりますが、大きく 2 点あります。

一つ目は、特定入所者介護サービス費等の新設については、施設給付の食費、居住費が自己負担になったことを受け、低所得者に対するいわゆる所得段階 1 から 3 の方に補足給付を行っております。

また、新 2 段階、年金収入額と合計所得金額が 80 万以下の方については、負担限度額が 2 万 4,000 円から 1 万 5,000 円に引き下げられております。

一方、保険料については、平成 18 年度から 5 段階から 6 段階になり、80 万円未満の低所得者に対し配慮され、基準保険料の 0.75 倍が 0.5 倍に改善され、約 1,000 人の方が軽減されています。

先ほど、反対の討論の中で、低所得者に対する減免制度のあり方について触れられておりましたが、以上のように、幕別町の取組は、条例や法令に従い、介護保険制度を円滑に推進しているものと評価できるものであります。

厳しい財政状況のもと、適正な負担のあり方や公平性、さらには住民の理解を得られるかなど、十分に検証して、町としてできる範囲について、施策の推進に全力を挙げて取り組むことを期待するものであります。

以上、議員の皆さんの賛同を求めまして、私の賛成討論に代えます。

○議長（本保証喜） ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第5号、平成19年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成19年度幕別町公共用地取得特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成19年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第10号、平成19年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 11 号、平成 19 年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(本保証喜) 日程第 15、議案第 21 号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長、坂本偉議員。

○23 番(坂本 偉) 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

平成 19 年 3 月 16 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告書。

平成 19 年 3 月 2 日日本委員会に付託された事件(議案第 21 号)を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 19 年 3 月 6 日(1 日間)。

2、審査事件。

議案第 21 号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。

3、審査の経過。

審査に当たっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、人事行政の運営及び公平委員会の業務の状況の公表に関し必要な事項を定めたものであるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長(本保証喜) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案に対する、委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16、陳情第 1 号、「JR 不採用問題の早期解決を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、伊東昭雄議員。

○12 番(伊東昭雄) 朗読をもって報告いたします。

平成 19 年 3 月 16 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

産業建設常任委員長伊東昭雄。

産業建設常任委員会報告書。

平成 19 年 3 月 2 日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 19 年 3 月 6 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 1 号、「JR 不採用問題の早期解決を求める意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

国鉄の分割・民営化から 20 年、今なお JR 不採用問題が解決していないことは、誠に憂慮すべき事態である。

この間、平成 11 年には参議院各派代表が政府に早期解決を要請し、また、平成 15 年の最高裁判決や、一昨年（平成 14 年）の東京地裁判決、国鉄改革法案審議での参議院附帯決議や、当時の総理大臣や運輸大臣の国会答弁、さらに昨年（平成 18 年）の ILO（国際労働機関）の日本政府に対する 7 度目の報告（勧告）が出されたが、この 20 年で問題解決を見ることなく 42 名が他界するなど、人道的見地からも一刻も早い解決が望まれている。

国においては、問題解決に向けて関係者との話し合いを早期に開始するよう強く要望し意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査では、多くの委員より意見がだされ陳情の趣旨について慎重審議がなされた結果、起立採決により結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案に対する、委員長の報告は原案を採択とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程表配布のため、暫時休憩いたします。

15：59 休憩

16：01 再開

[追加日程表配布・付託省略]

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保重喜） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長（本保重喜） 日程第 16 の 2、発議第 3 号、JR 不採用問題の早期解決を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書については、先に報告のありました常任委員会報告の陳情の要旨を同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保重喜） 異議なしと認めます。

したがって、提案者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

[採 決]

○議長（本保重喜） お諮りいたします。

発議第 3 号、JR 不採用問題の早期解決を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保重喜） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

[委員会報告]

○議長（本保重喜） 日程第 17、総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻、ご覧いただきたいと思っております。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保重喜） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 19 年第 1 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

16 : 03 閉会